湖南市地域防災計画

震災対策編

(令和6年度修正版)

湖南市防災会議

[目 次]

震災対策編

第	1編	総	則
カ	1 1/ 1/11	11/10/25	닛기

第1章 言	計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••275
第2節	計画の性格および基本方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	防災ビジョンと基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	防災圏の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••279
第5節	住民・地域・行政が協働して行う安全安心なまちづくりの推進・・	281
第6節	各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••287
第2章	災害に関する現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	293
第7節	湖南市の災害要因および地震災害の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	293
第8節	地震被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••302
第2編	災害予防計画	
第1章	災害に強い地域防災基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	312
第1節	防災基盤・施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	建築物等の耐震性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	電力・ガス施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	上下水道施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	電気通信施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6節	危険物施設等の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7節	鉄道施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8節	道路施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第9節	河川管理施設、ため池施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••335
第10節	土砂災害・地盤災害防止施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••336
第2章	災害応急対策への備えの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第11節	組織体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第12節	防災訓練・研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第13節	防災協力体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第14節	情報通信体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••347
第15節	火災予防体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	351

第16節	i 救急・救助、緊急医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・354
第17節	i 食料・生活必需品等・給水の確保と緊急輸送体制の整備・・・・・・・・・356
第18節	
第19節	- · · · · - · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第20節	i 土砂災害対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・373
第21節	i 地域の孤立に備えた対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・375
第3章	地域防災力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・376
第22節	i 防災に関する知識の普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・376
第23節	
第24節	災害ボランティアへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・384
第3編	災害応急対策計画
第1章	迅速な災害応急活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・386
第1節	
第2節	
第3節	
第4節	
第5節	
第6節	
第7節	
第2章	円滑な災害応急活動の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第8節	
第9節	i 救急救助計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第10節	i 医療助産計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・421
第11節	i 防疫および保健衛生計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・424
第12節	i 遺体の捜索、処理および埋葬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・427
第13節	i 災害広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・429
第14節	· 通信施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・432
第15節	交通確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第16節	
第17節	
第18節	道路施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・445
第19節	
第20節	
第21節	
第22節	義援金品募集配分計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第23節	廃棄物処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第24節	住宅応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	477
第25節	電力、ガス施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第26節	上下水道施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	488
第27節	危険物施設等応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	492
第28節	建造物等応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第29節	河川管理施設等応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	496
第30節	農林業施設等応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	497
第31節	ボランティア対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	499
第32節	文教対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第33節	要配慮者対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	505
第4編	災害復旧・復興計画	
	計画的な地域復興の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	復興計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	509
	被災者や中小企業等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	被災者等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	住宅の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	産業の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	519
to to		
	公共施設等の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7節	災害復旧事業に伴う財政援助および助成計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	524
付 編	湖南市南海トラフ地震防災対策推進計画	

第1編総則

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の目的

この計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、市、 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が有機的に結 合し、全機能を有効に発揮して市の地域における地震災害予防、災害応急対策および災害 復旧を実施することにより、住民の生命、身体および財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の性格および基本方針等

第1 計画の性格

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第42条 の規定に基づき作成された「湖南市地域防災計画」の「震災対策編」として、市防災会議 が作成する計画である。

第2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な震災対策の整備ならびに推進を図るものであり、計画の樹立および推進に当たっては、下記の点を基本とする。

- 1 自主防災体制の確立
- 2 防災関係機関相互の協力体制の推進
- 3 震災対策事業の推進
- 4 関係法令の遵守
- 5 新型インフルエンザ等感染症等に備えた防災対策
- 6 SDGsの観点を踏まえた施策の推進

第3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、 これを修正するものとする。

防災関係機関は、当該事項について、毎年、市防災会議に提出するものとする。

また、計画の修正に当たっては、修正過程への女性の参画や防災会議における女性委員の積極的な登用など、男女共同参画の視点の反映に努める。

第4 計画の周知徹底

防災関係各機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟ならびに 周知徹底に努めなければならない。 1 防災教育および訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても地震災害を未然に防止すると ともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、地震対策に関する教育およ び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の地震災害に対する防災意識高揚のため、あらゆる機会を とらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

第5 住民、事業者等による地区防災計画の策定

- 1 市地域防災計画は、市内の一定の地区内の居住者および当該地区に事業所を有する事業者(以下「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資および資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(以下 「地区防災計画」という。)について定めることができる。
- 2 地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。
- 3 市防災会議は、計画提案が行われた場合は、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 市地域防災計画に地区防災計画が定められた場合は、地区居住者等は、当該地区防災 計画に従い、防災活動を実施するよう努めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区 防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定 められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合 が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図ら れるよう努めるものとする。

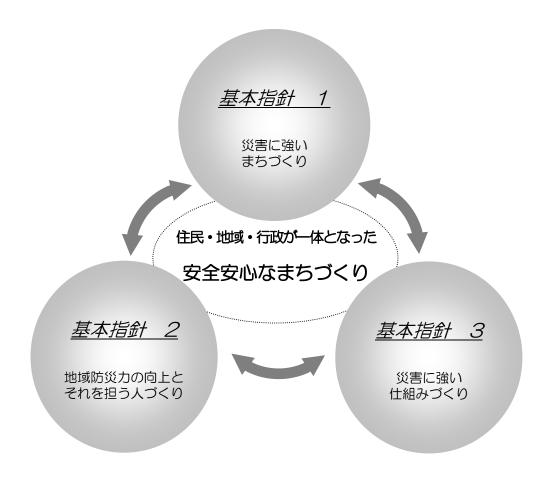
第3節 防災ビジョンと基本目標

地域防災計画の策定に当たって、近年の都市化・市街地化、少子高齢化、情報化等の社会構造の変化に留意し、阪神・淡路大震災(平成7年)をはじめとして、東日本大震災(平成23年)、熊本地震(平成28年)、大阪北部地震(平成30年)および令和6年能登半島地震ならびに佐用町台風9号災害(平成21年)、紀伊半島大水害(平成23年)、台風18号災害(平成25年)、関東・東北豪雨(平成27年)平成30年7月豪雨、台風15号・19号(令和元年)、令和2年7月豪雨、令和6年9月奥能登豪雨などの大規模災害の教訓を踏まえて、防災ビジョンを設定する。

第1 防災ビジョン

災害から住民の生命・身体・財産を守り、住民が安全に安心して日常生活を送ることができるまちづくりが重要である。また災害が発生した場合でも、早期にまちの機能が復旧でき、一日も早く住民が通常の生活に戻ることができるよう、その環境整備に努めることが市の普遍的な役割であるとの認識のもとに、住民や地域と協働して進める 『住民・地域・行政が一体となった安全安心なまちづくり』を防災ビジョンとして掲げる。

また、湖南市地域防災計画は、「1 災害に強いまちづくり」、「2 地域の防災力の向上とそれを担う人づくり」、「3 災害に強い仕組みづくり」を基本指針とし、そのそれぞれを住民・地域・行政が共通認識として持ち、協働して「安全安心なまちづくり」を推進していくものとする。



第2 基本目標

防災ビジョンを踏まえ、社会経済情勢や市の防災まちづくりの環境整備の状況などを勘案しつつ、中長期を見据えた具体的な基本目標を設定する。この基本目標を実現するための手引書として、湖南市地域防災計画を位置づけるものである。

〈 基本目標 〉

- 1 災害に強いまちづくり
- (1) 災害の発生要因を軽減するまちづくり
- (2) 防災に配慮した市街地・居住地空間の整備・強化
- (3) 都市基盤施設および設備の整備・強化
- 2 地域の防災力の向上とそれを担う人づくり
- (1) 自主防災組織、消防団等の強化と連携
- (2) 防災教育や防災訓練による住民の実践的な災害対応力の強化
- (3) 地元関係団体、企業等との協力体制の強化
- (4) 要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他特に配慮を要する人。 以下、同様。)や避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難 することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に 支援を要する人。以下、同様。)の名簿および個別避難計画の作成等、支援体 制の構築
- 3 災害に強い仕組みづくり
- (1) 的確で迅速に活動するための体制の確立
- (2) 災害情報・被害情報等を速やかに収集・伝達する体制の確立
- (3) 避難対策の充実・強化
- (4) 要配慮者や避難行動要支援者の名簿と個別避難計画の作成等支援体制の確立
- (5) 国・県・関係機関との連携強化
- (6) 近隣市町等との協力体制の確立
- (7) 防災全般に関する協力体制の強化

第4節 防災圏の設定

第1 防災圏の基本的考え方

阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、住民同士による助け合いによって多くの 命が救われており、地震災害時の「地域における防災力」の重要性が明らかとなった。大 規模な地震災害が発生した場合には、大規模地震後の水害等の複合災害(同時または連続 して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災 害応急対応が困難になる事象)も念頭に置きながら、消防機関をはじめとする各防災機関 の迅速・的確な対応が困難となる事態が予想される。また、遠隔地の防災機関が現地に到 着するまでには多くの時間を必要とする。したがって、人命救助において最も重要性の高 い初動期においては、「住民」や「企業」 などの「地域における防災力」が担うべき役割 は大きい。

このため、滋賀県においては、「地域における防災力」 と行政・防災関係機関やボランティア等が緊密に連携し、一体となって災害に立ち向かう体制を築くため、県の地域特性を踏まえた防災圏を新たに設定し、圏域毎に必要な防災施策を推進することにより県全域の防災力の強化を図る。

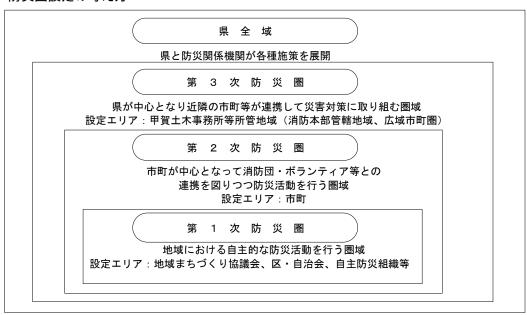
まず、自主防災活動の活動単位となる圏域を「第1次防災圏」として設定し、市町はその圏域において自主防災組織の育成と活性化のための各種施策を展開する。

次に、市町が中心となって、地域における防災力等との連携を強化し、防災力の向上を 図る圏域として「第2次防災圏」を設定し、地域での防災活動やボランティア活動を支援 する各種施策を進める。

さらに、県が市町等を支援する圏域として「第3次防災圏」を設定し、その圏域において甲賀土木事務所が中心となって市町や防災機関、その他防災活動に協力する団体等を支援するための各種施策を推進する。

滋賀県内においては、都市地域と農村地域が併存している。このため、都市地域と農村 地域それぞれの特性に合わせた施策の展開を行う。さらにこれらの特性が混在している地 域については、その地域特性に合わせた施策を推進する。

防災圏設定の考え方



第2 防災圏とその主な施策

圏域	圏域設定の考え方	主な施策
第1次	町、集落(地域まちづくり協議会、	○自主防災体制の構築(地域住民、事業所)
防災圏	区・自治会、自主防災組織等)	○地域における情報収集・伝達体制の構築(通信
	地域における自主的な防災活動を	機器の配備等)
	行う圏域	○自治会館や公園等の防災活動拠点化(資機材の
		整備、訓練の実施)
		○住民参加による防災の推進
		○消防水利の整備
		○老朽木造住宅密集地における防災体制の構築
		○避難地・避難路の整備
		○災害に強い農村づくりの推進(農業施設の防災
		化、土砂災害対策)
第2次	市町単位	○市町と事業者・ボランティア等との連携の促進
防災圏	市町が中心となって消防団・ボラン	(総合的訓練の実施)
	ティア等との連携を図りつつ防災活	○市町庁舎の防災拠点化
	動を行う圏域	○救援物資輸送拠点の確保
		○ボランティア活動体制の構築
		○地域における防災リーダー(防災士等)の育成
		○消防団組織の強化
		○医療拠点の整備
		○小中学校の防災拠点化
		○都市公園の整備
		○防災都市の形成
total of M	FRAR L. L	○災害に強い農村基盤の形成
第3次	甲賀土木事務所等所管地域	○甲賀土木事務所を中心として市町と消防本部を
防災圏	果が中心となり近隣の市町等が連携	含む体制強化
	して災害対策に取り組む圏域	○甲賀土木事務所の防災拠点化
	※施策内容によっては消防本部管轄	○広域防災活動拠点の確保
	地域または広域市町圏がエリアとな	○災害拠点病院の指定・整備
41 \ 11	る場合がある。	○災害時緊急物資の備蓄
県全域	県全域 関連な機関が名様状態を開発し	○滋賀県地域防災計画災害予防計画に示される各
	県と防災関係機関が各種施策を展開	種防災施策

第5節 住民・地域・行政が協働して行う安全安心な まちづくりの推進

近年の東日本大震災(平成23年)、熊本地震(平成28年)や大阪北部地震(平成30年)および令和6年能登半島地震ならびに佐用町台風9号災害(平成21年)、紀伊半島大水害(平成23年)、台風18号災害(平成25年)、関東・東北豪雨(平成27年)平成30年7月豪雨、台風15号・19号(令和元年)、令和2年7月豪雨および令和6年9月奥能登豪雨などの大規模災害により、施設整備などのハード対策だけでは災害は防ぎきれないという教訓を学ぶこととなった。また、大規模な災害における災害対策の課題が認められた。

一方で、このような状況下において、自分たちの住む地域での平常時からの絆と支え合いが、避難所の運営をはじめとする様々な災害時の取り組みに反映され、災害が抑えられたことも明らかになった。

このように大規模な災害における被害を最小限に抑えるという「減災」を推進していくには、地域団体・NPO・企業・大学など様々な主体を含む住民と行政が連携・協働して防災対策を進めることが重要である。

本計画では、災害時に「自らの生命は自らで守る」という『自助』による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる『共助』の取り組みを活性化させるとともに、行政として『公助』の強化を図っていくこととしている。地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど、住民一人ひとりの自立と地域の絆を深め、住民、地域、行政が一体となった安全安心なまちづくりを推進していくものである。

第1 自助・共助・公助の協働による防災・減災の重要性

大規模災害時には、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が必要となるが、市や防災関係機関等だけでこれらの対応を全て行うことには限界がある。そのため、住民や事業所、自主防災組織等の地域団体等は、「自らの生命は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」ため、地域特性に応じた自主防災活動を行う必要がある。本市では、住民、事業所、地域団体等が行う自助・共助と市や防災関係機関等が行う公助を防災・減災の両輪として、一丸となった安全安心なまちづくりを推進する。

1 住民の役割

住民一人ひとりが「自らの生命は自らで守る」ということを基本に、平常時から自らの減災に努めるとともに、日頃から災害に備え、自分自身と自宅や家族の安全を確保するための手段を講じることに努める。また地域や職場・学校などにおいて積極的に防災訓練等の防災活動に参加するなど、他の地域住民と協働して地域の安全安心なまちづくりに積極的に寄与する。

2 自主防災組織等の地域団体の役割

区や自主防災組織、社会福祉法人、市社会福祉協議会等の地域団体、NPO などは、「地域の安全は地域で守る」ことを基本に、個人では十分に対応できない地域の防災・減災対策や行政の支援が十分に行き届かない災害発生直後における情報収集、地域住民

等への情報伝達、避難行動要支援者等の避難誘導支援活動、あるいは地域の絆が重要な役割を果たす避難所等における協力や支援活動、自らの地域の復旧・復興活動への参加を担っていく必要がある。そのため、平常時から地域団体の中で地域の防災・減災を推進するための方策や役割分担等について話し合うとともに、地域内のつながりや地域間の連携によるネットワークを広げ、日常的な活動の中で、地域の防災・減災活動を行う。また、小学校区単位を基本とし、複数の区を包括するまちづくり組織である「地域まちづくり協議会」(7協議会)においては、防災に関する学習会や防災訓練の実施、地区防災計画・防災マップの作成などの防災・減災活動を行うとともに、災害発生時には避難所運営等の地域の応急対策活動への協力を行う。

3 事業所等の役割

事業所の事務所や店舗等における従業員や利用客等の安全確保を図るため、日頃から 防災体制の整備や地域の防災活動に協力する。

また、災害発生時においても、自らの事業活動の継続に努めるとともに、社会的責任 を果たすため、情報収集伝達や従業員・利用客等の避難誘導、帰宅困難者等の一時的な 受入れ、復旧・復興活動への積極的な参加を行う。

4 市・防災関係機関の役割

市は、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市外からの支援を最大限活用できるよう、各機関と協働して体制の整備を進めていく。

さらに、住民や地域団体、NPO、事業所などがそれぞれの役割を果たすための活動が しやすい環境を整え、必要な支援を積極的に行うことで、自助・共助・公助の協働によ る防災・減災対策を推進する。

第2 自助・共助・公助の協働による平常時の備え

本市において大規模地震が発生しても、その被害を防ぎ、または減らしていくために、 住民・事業所、自主防災組織等の地域、市・防災関係機関等は、それぞれの役割を自覚し、 協働し、平常時から災害に対する備えや体制の整備を行っていくこととする。

自助・共助・公助の協働による平常時の備え

【住民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
(1) 地震の揺れに備える ①建築物の耐震診断および必要な補強 ②家具類の転倒防止、照明や内装材の落下防止措置 ③出入口には物を置かないなど、逃げ場や逃げ道の確保 ④ブロック塀等の倒壊防止対策	①地域内の危険箇所の把握と 改善 ②地域住民への周知や訓練 ③要配慮者への支援 など	①既存建築物の耐震診断、改修の普及と啓発、相談への対応 ②既存建築物の耐震診断、 改修への助成 ③特定建築物(不特定多数の人が利用する施設など)の耐震診断・改修の促進 ④公共施設や学校等の耐震化の推進 ⑤ブロック塀等の安全対策の推進 ⑥家具等の転倒防止に関する啓発、指導・助言など
(2) 地震に伴う火災に備える ①耐震安全装置の付いた火気 使用器具の設置、転倒・落 下防止対策 ②住宅用火災警報器の設置 ③消火器等の設置や使用方法 の確認 ④事業所での危険物施設等の 安全化 ⑤防火対象物の消防用設備の 整備等と適切な維持管理 など	①自主防災組織等における消火活動体制の確立 ②消火訓練等の実施 ③地域で管理している防災資機材等の点検・維持管理 など	①区画整理事業や市街地再開発事業 による都市防災構造化 ②公園・緑地等の整備 ③防火・準防火地域の指定 ④予防査察の強化 ⑤消防活動体制の整備 ⑥消防水利の整備 など
(3) 地震時のけがや人命救助に		
①救命講習や訓練への積極的 な参加 ②医薬品等の備蓄 など	①救命講習や訓練への積極的な参加②救助訓練の実施③救助用資機材の管理など	①救命講習や訓練の実施 ②救助訓練の実施 ③救助用資機材の整備の推進 など
(4) 土砂災害に備える ①地形の特徴や過去の災害履 歴等の土砂災害に関する知 識の習得 ②土砂災害危険箇所等の位置 を把握	①土砂災害の前兆現象などの 情報収集体制の整備 ②警戒避難体制の整備 など	①がけ崩れ、地すべり等による土砂 災害の予防 ②パトロールと広報活動の実施 ③土砂災害警戒区域等の周知 など

【住民・事業所】

【地域】

【市・防災関係機関等】

(5) いざという時の避難に備える

- ①避難する際の避難所およ び安全な避難経路、危険 箇所の確認
- ②家族や従業員等との連絡 方法の確認
- ③避難情報の収集 など
- ①避難する際の避難所および安 全な避難経路、危険箇所の確
- ②地域住民の安否確認、避難誘 導体制の整備
- ③避難情報の収集
- ④自主的な避難所運営の準備
- ⑤避難誘導、避難所運営訓練
- ⑥避難行動要支援者の把握と個 別避難計画の策定
- ①各種広報や防災訓練、各種研修会 等への職員派遣等の支援
- ②地域等と協働での避難計画の策定
- ③総合防災訓練等の実施
- ④避難情報伝達体制の確立
- ⑤避難行動要支援者の把握と個別避 難計画の策定、支援体制の構築 など

(6)食料・生活必需品等の不足に備える

- ①食料、生活必需品の備蓄
- ②特別な配慮の必要な人 は、必要な食料、生活必 需品等を備蓄
- ③事業所は従業員の食料、 生活必需品等の備蓄
- ①地域住民への周知や炊き出 し訓練
- ②要配慮者への支援 など
- ①食料、生活必需品等の備蓄の推進
- ②他都市等との応援体制の整備
- ③民間流通企業等との災害時応援協 定の締結による流通備蓄の推進 など

(7)ライフラインの停止に備える

- ①電話不通を想定し、家族 ①地域住民への周知 の避難場所の確認
- ②懐中電灯、ラジオ、電池 等の備蓄
- ③カセットコンロ等の備蓄
- ④飲料水の備蓄
- ⑤浴槽等ヘトイレ用の水の 汲み置き
- ⑥携帯トイレの備蓄 など

- ②要配慮者への支援 など
- ①ライフライン施設の耐進化の推進
- ②相互応援体制の整備
- ③復旧用資機材の整備
- ④仮設トイレの備蓄 など

(8) 正確で素早い情報入手に備える

- ①災害情報や避難情報の種 類や入手方法を確認
- ②湖南市メール配信サービ スへの登録
- ③緊急速報メールの活用
- ①災害情報や避難情報の種類や 入手方法を確認
- ②地域住民への伝達体制の確立
- ③情報収集·伝達訓練
- ④要配慮者への情報提供
- ①広報車等による情報伝達体制の整
- ②防災行政無線、湖南市メール配信 サービス、緊急速報メール等多種 多様な情報伝達手段の整備

(9) 防災に関する知識を学び、身につける

- ①災害の特性や備えの知識 の習得
- ②防災訓練等を通じた実践 的な行動の習得 など
- ①地域の災害履歴や避難時の危 険箇所を把握、点検、確認
- ②防災訓練等を通じた実践的な 行動の習得
- ③地域防災リーダーとしての役 割を担う防災士の育成・防災 訓練、防災研修等への参画
- ④地域の次世代を担う子どもた ちへの災害の被災経験の伝承 や災害の危険性の伝達
- ①防災リーフレットやハザードマッ プの配布
- ②防災講演会や防災講座等の開催
- ③石部防災センターの活用
- ④総合防災訓練等の防災訓練
- ⑤地域防災リーダー (防災士等) の
- ⑥学校での指導や訓練等、児童生徒 への防災教育 など

第3 自助・共助・公助の協働による地震発生時の応急活動

大規模地震発生時には、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が全市にわたって必要となる。しかし、市や防災関係機関等だけでこれらの対応を全て行うことには限界がある。

そのため、市は、住民・企業、自主防災組織等の地域における自主防災活動と協働した 災害応急対策活動を行う。

自助・共助・公助の協働による地震発生時の応急活動

【住民・事業所】

【地域】

【市・防災関係機関等】

(1) 地震の揺れによる被害を回避する

- ①緊急地震速報の利用
- ②揺れが始まった際の自ら の安全確保
- ③揺れ収束後は火元の確認 や情報収集 など

- ①公共施設利用者等の安全確保
- ②職員自らの安全確保 など

(2) 地震による火災を食い止める

- ①ストーブ等の出火防止
- ②消火器等による初期消火 活動 など
- ①消火器やバケツリレー等に よる初期消火活動
- ②消防機関が行う消火活動への協力
- ③消防団による消火活動 など
- ①消防機関による消火活動
- ②広域的な消防応援部隊による消 火活動 など

(3) 救出活動やけが人の救護を行う

- ①軽傷の場合などは、自ら 応急処置 など
- ①助けを求めている人の救助
- ②けが人に対する応急手当や 医療機関への搬送
- ③消防団による救急・救助活 動
- ④消防機関が行う救急・救助活動への協力
- ⑤避難行動要支援者の安否確 認と救助、救護 など
- ①消防機関による救急・救助活動
- ②広域的な消防応援部隊による救急・救助活動など

<u>(4)土砂災害などの二次災害の被害を回避する</u>

- ①被害情報やがけ崩れ情報などの市への提供
- ②避難指示等が出されたと きは、該当地域の住民は 速やかに避難を開始 など
- ①被害情報やがけ崩れ情報などの市への提供
- ②地域住民への危険情報・被 害情報等の提供
- ③避難指示等が出されたとき は、該当地域住民の避難誘 導
- ①危険箇所等の情報収集
- ②危険情報、被害情報等の広報活 動
- ③避難指示等の発令など

【住民・事業所】

【地域】

【市・防災関係機関等】

(5)迅速な避難を行う・避難所を運営する

- ①避難準備情報が出されたと きは、避難行動に時間がか かる人は避難を開始
- ②避難指示等が出されたとき は、該当地域の住民は速や かに避難を開始
- ③避難する場合は、一時集合 場所へ集合し、自主防災組 織等でまとまって避難 など

(避難所では)

- ①避難者同士の協力
- ②避難所運営の様々な活動へ の参加
- ③避難所施設(学校等)の再 開への協力 など

- ①一時集合場所から避難場所 まで、市職員や消防団等の 誘導のもと避難誘導
- ②地域内の住民の安否確認
- ③避難行動要支援者の避難支援 援 など

(避難所では) (避

- ①避難所開設への協力
- ②避難者の代表者による「避難所運営委員会」の設置
- ③「避難所運営マニュアル」 による避難者の自主的な避 難所運営 など

- ①避難準備情報、避難指示等の発表・発令
- ②地域住民の避難誘導
- ③避難行動要支援者の避難等について、避難支援者等へ要請など

(避難所では)

- ①避難所の開設
- ②福祉避難所の開設
- ③食料・飲料水・生活必需品等の 確保と配送
- ④救護所等医療体制の整備
- ⑤保健師派遣等避難者の健康管理
- ⑥要配慮者への支援
- ⑦その他必要な避難所運営への支援 おど

(6) 食料・生活必需品等を確保する

- ①家庭備蓄食料・生活必需品 等の活用
- ②炊き出しへの協力
- ③物資の荷卸しや配布等への 協力 など
- ①炊き出しの実施や協力
- ②物資の荷卸しや配布等への 協力 など
- ①備蓄している食料・生活必需品 等の供給
- ②民間事業者等からの食料・生活 必需品等の調達
- ③他都市等からの応援物資等の受入れ
- ④義援物資等の受入れ たど

(7) ライフライン復旧までの生活を確保する

- ①家庭備蓄飲料水などの活用
- ②家庭の井戸の活用
- ③応急給水の飲料水の入手
- ④トイレ用水等の確保
- ⑤炊き出しへの協力 など
- ①応急給水への協力
- ②トイレ用水等の確保
- ③炊き出しの実施や協力 など
- ①応急給水の実施
- ②上水道施設の応急復旧
- ③下水道施設の応急復旧
- ④仮設トイレの設置
- ⑤電力・ガス施設の応急復旧(各事業者)

(8)迅速に正確な情報を入手する

- ①市や防災関係機関が伝える 情報を速やかに入手
- ②災害・被害情報等の市への 報告 など
- ①市や防災関係機関が伝える 情報を速やかに入手
- ②地域住民等への伝達
- ③要配慮者への情報伝達
- ④災害・被害情報等の市への 報告 など
- ①避難指示等の緊急情報の提供
- ②被害や応急対策実施状況、生活 関連情報、復興へ向けての生活 支援情報等の提供
- ③テレビ・ラジオ、広報車、広報 紙、インターネット等様々な媒 体を活用しての広報 など

-286-

第6節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、 防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関お よび他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、 災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市町で処理することが不適 当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするとき、市 町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関などの関係機関および他の 地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町および指定地方公共機関の 防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から 保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を 実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図る とともに災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町その他防災関係機関の防 災活動に協力する。

6 地域住民

地域住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

1 市

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	
湖南市	1 防災会議に関する事務	
	2 防災対策の組織の整備	
	3 管内における公共的団体および住民の自主防災組織の育成	
	指導	
	4 防災施設の整備	
	5 防災のための知識の普及、教育および訓練	
	6 防災に必要な資機材等の備蓄、整備	
	7 水防、消防その他の応急措置	
	8 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査	
	9 被災者の救出、救護等の措置	
	10 避難の指示および避難者の誘導ならびに避難所の開設	
	11 災害時における保健衛生についての措置	
	12 被災児童、生徒等の応急教育	
	13 災害時におけるボランティアの受入対策	
	14 災害復旧の実施	

2 県

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県	1 防災会議に関する業務
	2 防災対策の組織の整備
	3 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施
	についての総合調整
	4 防災施設の整備
	5 防災のための知識の普及、教育および訓練
	6 防災に必要な資機材の整備および整備
	7 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査
	8 水防その他の応急措置
	9 被災者の救出、救護等の措置
	10 避難の指示ならびに避難所開設の指示
	11 災害時における交通規制および輸送の確保
	12 災害時における保健衛生についての措置
	13 被災児童、生徒等の応急教育
	14 災害復旧の実施
	15 自衛隊の災害派遣要請
	16 災害ボランティアの活動支援

3 警察

機関の名称		処理すべき事務または業務の大綱
甲賀警察署	1	警備体制の整備
	2	情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握
	3	避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止
	4	緊急交通路の確保
	5	行方不明者の捜索、遺体の検視
	6	社会秩序の維持

4 消防

機関の名称		処理すべき事務または業務の大綱								
甲賀広域行政組合消防	1	火災の予防措置								
本部	2	災害時における消防活動								
	3	災害時における水防活動								
	4	災害時における消防通信活動								
	5	危険物等の規制および安全処置								
	6	救急救助の処置と活動								
	7	火災の鎮圧および鎮火、その他災害の軽減処置								
	8	その他甲賀広域行政組合消防本部警防活動規程に関するこ								
	کے	• 0								

5 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊	1 災害派遣計画の作成
(陸上自衛隊今津駐屯	2 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の
部隊)	支援協力

6 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
近畿農政局	1 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害
(滋賀農政事務所)	防止事業の指導ならびに助成
	2 農業関係被害情報の収集報告
	3 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導および病害虫の防除
	指導
	4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
	5 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
	6 野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の供給対策
	7 災害時における主要食料の需給調整
大阪管区気象台	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収
(彦根地方気象台)	集および発表
	2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地
	震動に限る)および水象の予報および警報等の防災情報の発
	表、伝達および解説
	3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備
	4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理
(琵琶湖河川事務所)	2 応急復旧資機材の整備および備蓄
(滋賀国道事務所)	3 直轄公共施設の応急点検体制の整備
	4 直轄河川の洪水予警報の発表および伝達
	5 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保
	6 直轄公共施設の二次災害の防止
	7 直轄公共土木施設の復旧
	8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関
	する法律に基づく緊急調査

7 指定公共機関

機関の名称 日本郵便株式会社 (大津中央郵便局) 日本部で株式会社 (大津中央郵便局) 日本旅客鉄道株式会 社 (京滋支社) 日本旅客鉄道株式会 社 (京滋支社) 日本本席名鉄道株式会 社 (京滋支社) 日本本電信電話株式会 社 (京滋支社) 日本本電信電話株式会 社 (英賀支店) エヌ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモソフトバンク株式会社 株式会社NTTドコモソフトバンク株式会社 株式会社NTTドコモソフトバンク株式会社 (英賀県支部) 日本本帯で学社 (滋賀県支部) 日本が送協会 (大津放送局) 日本が送協会 (大津放送局) 日本が送協会 (大津放送局) 日本が送協会 (大津放送局) 日本が送協会 日本が送協会 (大津放送局) 日本が送協会 (大津放送局) 日本が送協会 (大津放送局) 日本・通運株式会社 日本・通運輸株式会社 日本・通運株式会社 日本・通運輸株式会社 日本・通運輸株式会社 日本・通知・日本・通知・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	1 相比公共機則	
(大津中央郵便局) 2 被災者に対する郵便業書等の無償交付、被災者が差し出す 郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除 3 郵便局の窓口業務の維持 西日本旅客鉄道株式会 1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輌等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧 西日本電信電話株式会 1 被災鉄道施設の復旧 西日本電信電話株式会 2 災害非常通信の確保および気象子警報の伝達 2 災害非常通信の確保および気象子警報の伝達 3 被災施設の復旧 を 2 災害状態のの後間と防災管理 2 災害状態の後間	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除 3 郵便局の窓口業務の整備と防災管理 と (京滋支社) 2 災害時における鉄道車輌等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における鉄道車輌等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 4 被災鉄道施設の復旧 西日本電信電話株式会 1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧 西日本電台電話株式会 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧 エヌ・ティ・ティ・ココミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 KTTドゴモソフトバンク株式会社 業天モバイル株式会社 日本赤十字社 (滋賀県支部) 2 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領 配分および募金 4 義援金品の受領 配分および募金 4 義援金品の受領 配分および募金 4 義援金品の受領 配分および募金 4 裁議設定保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 4 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 2 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 2 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 2 災害時における資本保険管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の費旧 大阪ガスネットワーク 株式会社 (京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の費用 3 被災電力 3 被災 3 被災電力 3 被災 3 被	日本郵便株式会社	1 郵便物の送達の確保
西日本旅客鉄道株式会社 (京滋支社) 3 郵便局の窓口業務の維持 2 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輌等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧	(大津中央郵便局)	2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す
西日本旅客鉄道株式会 社 (京滋支社) 2 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輌等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧 西日本電信電話株式会 1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 2 被災施設の復旧 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 2 災害者助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 避難所への受信機の貸与 被災放送施設の復旧 4 社会事業団等による義援金品等の募集配分 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急・協送の協力 2 原民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 避難所への受信機の貸与 被災放送施設の復旧 4 社会事業団等による義援金品等の募集配分 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急・協送の協力 2 原産・おける資物自動車による救援物資、避難者等の緊急・協送の協力 2 災害時における資物自動車による救援物資、避難者等の緊急を開き、対策を関すを開き、対策を関すを開き、対策を関すを開き、対策を関すを開き、対策を関する、対策を開き、対策を関する、対策を対策を関する、対策を関する、対策を対する、対策を関する、対策を関する、対策を関する、対策を関する、対策を対する、対策を対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、対策を対する、		郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除
世代の (京滋支社) 2 災害時における鉄道車輌等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧 2 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧 2 災害者が通信を設める 2 災害者が通信を設める 2 災害者が通信を設める 3 災害時における医療、助産等教護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 4 義援金品の受領、配分および募金 (大津放送局) 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の保全 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急が施設の協力 4 総重新による義援金品等の募集配分 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急が施設の協力 2 実時における質力は動車による救援物資、避難者等の緊急を施設の協力 5 に対ける質力に対しる電力供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 株式会社 (京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保 3 が実におけるガス供給の確保 3 が実におけるガス供給の確保 2 災害時におけるガス供給の確保 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 を対しる 3 が実におけるガス供給の確保 3 を対しる 3 が実における 3 が実により 4		3 郵便局の窓口業務の維持
(京滋支社)	西日本旅客鉄道株式会	1 鉄道施設の整備と防災管理
3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧 四日本電信電話株式会社(社	2 災害時における鉄道車輌等による救援物資、避難者等の緊
西日本電信電話株式会社 (滋賀支店) 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧 3 被災施設の復旧 2 災害被助の復旧 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 1 放送施設の保全 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状况等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊 急輸送の協力 2 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊 急輸送の協力 2 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊 急輸送の協力 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時における重力供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガストロース 3 被災 3 被	(京滋支社)	急輸送の協力
世界の		3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協
西日本電信電話株式会 1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧 3 被災施設の復旧 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 4 を 3 を 3 を		力
社 (滋賀支店) エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社 KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 (滋賀県支部) 日本赤十字社 (滋賀県支部) 日本赤十字社 (滋賀県支部) 日本放送協会 (大津放送局) 日本放送協会 (大津放送局) 日本通運株式会社 (大津支店) 福山通運株式会社 セマト運輸株式会社 担演運輸株式会社 関西電力送配電株式会 社 関西電力送配電株式会 社 大阪ガスネットワーク 株式会社(京滋事業 と 災害時におけるが災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊 急輸送の協力 1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 5 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保		4 被災鉄道施設の復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 株式会社NTTドコモソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 日本赤十字社 (滋賀県支部) 2 日赤医療施設の保全 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 株式会社 (京滋事業 1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるず力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 株式会社 (京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保 2 災害時におけるガス供給の確保 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 を対している 4	西日本電信電話株式会	1 電気通信施設の整備と防災管理
ミュニケーションズ株式会社 KDDI 株式会社 株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社 東天モバイル株式会社 日本赤十字社 (滋賀県支部) 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時における可能の確保 1 ボスを設の整備と防災管理 2 災害時における可能の確保 2 災害時における可能の確保 1 ボスを設の整備と防災管理 2 災害時における可能の確保 2 災害時におけるガス供給の確保 2 災害時におけるガス供給の確保 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 3 対ス施設の整備と防災管理 3 対ス施設の確保 3 対ス施設の整備と防災管理 3 対ス施設の確保 3 対ス施設の整備と防災管理 3 対ス施設の確保 3 対 3 が表は 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3	社(滋賀支店)	2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達
式会社	エヌ・ティ・ティ・コ	3 被災施設の復旧
K D D I 株式会社 株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 日本赤十字社 (滋賀県支部)	ミュニケーションズ株	
株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 日本赤十字社 (滋賀県支部) 1 日赤医療施設の保全 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 日本放送協会 (大津放送局) 1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 日本通運株式会社 (大津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 セーマト運輸株式会社 佐川急便株式会社 セーフト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 西濃運輸株式会社 西濃運輸株式会社 西濃運輸株式会社 大アフト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 大図ガスネットワーク 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保	式会社	
ソフトバンク株式会社 築天モバイル株式会社 1 日赤医療施設の保全 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 日本放送協会 (大津放送局) 1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 日本通運株式会社 (大津支店) 福山通運株式会社 セ川急便株式会社 セマト運輸株式会社 セフト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 西濃運輸株式会社 西濃運輸株式会社 フマト運輸株式会社 フマト運輸株式会社 フマト運輸株式会社 カスネットワーク 株式会社(京滋事業 1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 株式会社(京滋事業 1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保	KDDI株式会社	
楽天モバイル株式会社日本赤十字社 (滋賀県支部)1 日赤医療施設の保全 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金日本放送協会 (大津放送局)1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分日本通運株式会社 (大津支店) 福山通運株式会社 セフト運輸株式会社 セフト運輸株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 西濃運輸株式会社 担西電力送配電株式会 社 フリカスネットワーク 株式会社(京滋事業1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧大阪ガスネットワーク 株式会社(京滋事業1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保	株式会社NTTドコモ	
日本赤十字社 (滋賀県支部) 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 日本放送協会 (大津放送局) 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 日本通運株式会社 (大津支店)福山通運株式会社 佐川急便株式会社 セマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 関西電力送配電株式会 関西電力送配電株式会 担 第 第 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保	ソフトバンク株式会社	
(滋賀県支部) 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 日本放送協会 (大津放送局) 1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 セマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 2 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 財西電力送配電株式会 社 フ護事件における電力供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 大阪ガスネットワーク 株式会社(京滋事業 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保	楽天モバイル株式会社	
3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金 1 放送施設の保全 1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 3 がる施設の整備と防災管理 3 がる施設の整備と防災管理 3 がる施設の整備と防災管理 3 がる施設の整備と防災管理 3 がる施設の整備と防災管理 3 がる施設の登備と防災管理 3 がる施設の登備と防災管理 3 がる施設の登備と防災管理 3 がる施設の登価と防災管理 3 がる施設の登価と関係を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を	日本赤十字社	1 日赤医療施設の保全
日本放送協会 1 放送施設の保全 (大津放送局) 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 日本通運株式会社 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 福山通運株式会社 2 総事送の協力 西濃運輸株式会社 2 災害時における電力供給の確保 支援書時における電力供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保	(滋賀県支部)	2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整
日本放送協会 (大津放送局) 1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 日本通運株式会社 (大津支店) 福山通運株式会社 セ川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 関西電力送配電株式会 担 選車輸株式会社 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 関西電力送配電株式会 社 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 株式会社(京滋事業 1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保		3 災害時における医療、助産等救護の実施
(大津放送局) 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 日本通運株式会社 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 福山通運株式会社 た川急便株式会社 セーラ運輸株式会社 2 災害時における電力供給の確保 財西電力送配電株式会 1 電力施設の整備と防災管理 社 2 災害時における電力供給の確保 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保		4 義援金品の受領、配分および募金
3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 日本通運株式会社 (大津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 セット運輸株式会社 西濃運輸株式会社 関西電力送配電株式会 担 関西電力送配電株式会 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 2 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 2 状害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 2 状害時におけるガス供給の確保	日本放送協会	1 放送施設の保全
4 避難所への受信機の貸与	(大津放送局)	2 県民に対する防災知識の普及
5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分 日本通運株式会社 (大津支店) 福山通運株式会社 セマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 関西電力送配電株式会 社 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 関西電力送配電株式会社 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保		3 気象等予警報、被害状況等の報道
日本通運株式会社 (大津支店) 1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 セマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 株式会社(京滋事業) 1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 大阪ガスネットワーク 株式会社(京滋事業) 1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保		4 避難所への受信機の貸与
日本通運株式会社 (大津支店) 福山通運株式会社 セ川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 関西電力送配電株式会 社 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の整備と防災管理 大阪ガスネットワーク 株式会社(京滋事業) 2 災害時におけるガス供給の確保		
(大津支店) 急輸送の協力 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 関西電力送配電株式会 1 電力施設の整備と防災管理 社 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保		
福山通運株式会社 佐川急便株式会社 セマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 関西電力送配電株式会 1 電力施設の整備と防災管理 社 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保		1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊
佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 関西電力送配電株式会 1 電力施設の整備と防災管理 社 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	急輸送の協力
ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 関西電力送配電株式会 1 電力施設の整備と防災管理 社 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保		
西濃運輸株式会社 関西電力送配電株式会 1 電力施設の整備と防災管理 社 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保	= *	
関西電力送配電株式会 1 電力施設の整備と防災管理 社 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保	1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
社2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧大阪ガスネットワーク1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保	西濃運輸株式会社	
3 被災電力施設の復旧 大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社(京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保		
大阪ガスネットワーク 1 ガス施設の整備と防災管理 株式会社 (京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保	社	
株式会社 (京滋事業 2 災害時におけるガス供給の確保		
	, ,	
部)	株式会社(京滋事業	
	部)	3 被災施設の復旧

8 指定地方公共機関

機関の名称		処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県土地改良事業団	1	ため池および農業用施設の整備と防災管理
体連合会	2	農地および農業用施設の被害調査と復旧
一般社団法人滋賀県医	1	災害時における医療救護の実施
師会	2	災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
公益社団法人滋賀県看	3	災害時における医薬品等の管理
護協会		
一般社団法人滋賀県薬		
剤師会		
社会福祉法人滋賀県社	1	災害ボランティア活動の支援
会福祉協議会	2	避難行動要支援者の避難支援への協力
一般社団法人滋賀県バ	1	災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難
ス協会	君	音等の緊急輸送の協力
一般社団法人滋賀県ト		
ラック協会		
株式会社京都放送	1	放送施設の保全
びわ湖放送株式会社	2	県民に対する防災知識の普及
	3	気象予警報、被害状況等の報道
	4	被災放送施設の復旧
	5	社会事業団等による義援金品の募集配分

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

UV 88 - 5 - 4		In add 1 2 2 4 76 7 2 2 2 10 76 - 1 10
機関の名称		処理すべき事務または業務の大綱
甲賀農業協同組合	1	共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施
	2	市の実施する農林水産関係の被害調査、応急対策への協力
	3	被災組合員に対する融資、斡旋
	4	農業生産資材の確保、斡旋
湖南市商工会	1	災害時における物価安定についての協力
	2	救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
新聞社等報道関係機関	1	住民への防災知識の普及と予警報等の周知徹底
	2	災害応急対策の周知徹底
	3	社会事業団等による義援金品の募集、配分
一般社団法人滋賀県歯	1	災害時における医療救護の実施
科医師会	2	災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
一般社団法人滋賀県病		
院協会		
医療施設管理者	1	施設の防災管理と避難訓練の実施
	2	災害時における病人等の収容、保護
	3	災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の管理者	1	施設の防災管理と避難訓練の実施
	2	災害時における収容者の保護
危険物関係施設の管理	1	危険物施設の防護施設の設置
者	2	安全管理の徹底

《参考資料2-1 防災関係機関および連絡先一覧》

第3 住民・事業所、地域等の責務

住民・事業所、地域等は、「自らの生命は自らで守る」、また「地域の安全は地域で守る」という「自助・共助の原則」の視点に立ち、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区分	責務							
住民	1 地域コミュニティ活動への参加							
	2 飲料水・食料・生活必需品等の1週間分以上の備蓄							
	3 防災知識の取得							
	4 避難場所、避難路の確認							
	5 地域の災害危険性の理解と認識							
	6 所有建物等の火災予防措置							
	7 自主防災活動、防災訓練への参加・協力							
	8 災害時における情報収集・伝達、避難、救援・救助活動等へ							
	の協力							
地域まちづくり協議	1 自主防災活動の実施							
会、区・自治会、自	2 防災資機材等の整備							
主防災組織等	3 危険箇所の点検・防災関連施設の確認							
	4 防災知識の普及							
	5 防災訓練の実施および訓練参加							
	6 避難行動要支援者の把握と名簿および個別避難計画の策定協							
	力、避難支援							
	住民への情報伝達							
	8 初期消火、救護・救助活動等の協力							
	9 避難誘導、避難所運営に関する協力							
	10 被災地の保全と防犯活動							
	11 災害状況等の情報収集・報告							
	12 市が実施する被害調査、応急対策への協力							
	13 市が行う災害復旧・復興対策への協力							
事業所	1 従業員等の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄							
	2 災害時行動マニュアルの作成および自主防災組織の育成							
	3 従業員への防災知識の普及							
	4 防災訓練の実施および地域の自主防災活動・防災訓練への							
	参加							
	5 所有建物等の火災予防措置							
	6 事業継続計画(BCP)への取組							
	7 災害時における従業員、顧客の安全確保							
	8 災害ボランティア活動への支援等、地域への貢献活動の実施							

第2章 災害に関する現状と課題

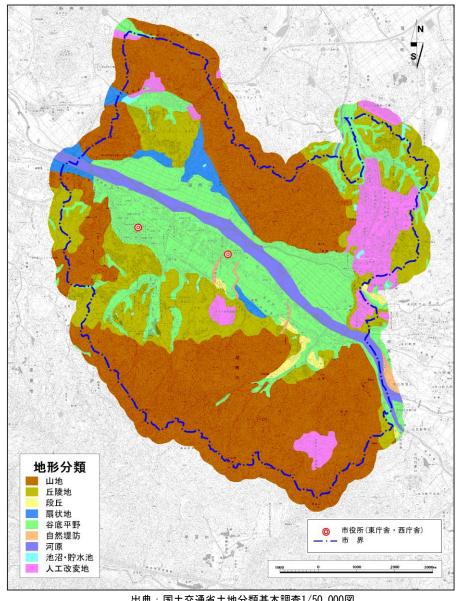
第7節 湖南市の災害要因および地震災害の特性

第1 自然的要因

1 地形

本市は、南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望む丘陵地であり、丘陵地を横断する ように地域の中央を野洲川が流れている。野洲川付近一帯に低地が開け、水と緑に囲ま れた自然環境に恵まれた地域である。

地形は、低地、丘陵、山林に分かれ、特に山林が全土地面積の5割強を占めている。



出典:国土交通省土地分類基本調查1/50,000図

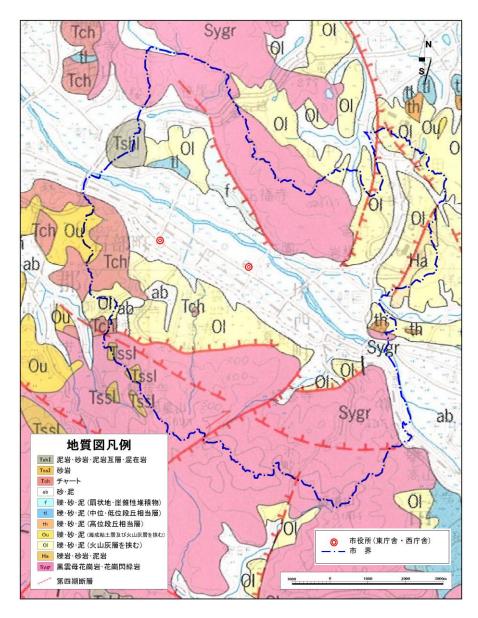
地形分類図

2 地質

本市の地質は、大きく古生代の地層、中生代の花崗岩類、新生代第三紀末から第四紀 にかけて古琵琶湖層群、河岸段丘、沖積層がある。

古生代の地層は、石部緑台の山地に分布している。花崗岩類は、市南部の山地および岩根から北西方向の山地に広く分布しており、湖南市域の代表的な地質となっている。花崗岩地帯を水源とする落合川、大砂川、高田砂川、大谷川、由良谷川、新田川は多量の土砂を下流に押し出し、天井川を形成している。

古琵琶湖層は、粘土、砂、礫等から成り、三雲から柑子袋の山麓部、下田から湖南工業団地一帯、菩提寺の丘陵地一帯に広く見られ、JR草津線三雲駅の南側、朝国地区の東側にも分布する。また、湖南工業団地東側の山際には、新生代第三紀に分類される礫岩、砂岩、泥岩から成る地層も見られる。



出典:近畿地方土木地質図1(近畿地方土木地質図編纂委員会 平成15年3月) 地質図

沖積層は、野洲川の左右両岸に広がっており、約1万年前から現在にかけて野洲川の 氾濫によってもたらされた砂、泥の堆積物で形成されている。野洲川の左右両岸に広く 分布するとともに、荒川、祖父川、大山川付近に分布している。また、菩提寺や正福寺 の山際には、礫や砂、泥で形成された新生代の段丘や扇状地の堆積物層が確認できる。

湖南市の平野部において最も優勢な地層は、市の中心部を分断するように流れる野洲 川周辺に代表される、地質学上最も新しい沖積層である。河川の堆積作用によって形成 された地層である。

第2 社会的要因

1 人口分布

(1) 人口および世帯数

本市の人口は、平成18年に56,501人でピークを迎えた後、人口減少が続き、令和元年にわずかに増加したが、令和5年は、54,447人まで減少している。

本市の人口・世帯数の推移

		男	女	1 1	増	1世帯当た	
区 分	世帯数	Ħ	女	人口	数	率	りの人数
		人	人	人	人	%	人
平成 26 年	22, 365	28, 371	26, 579	54, 950	62	0. 11	2.46
平成 27 年	22, 565	28, 376	26, 490	54, 866	-84	-0. 15	2. 43
平成 28 年	22, 981	28, 564	26, 558	55, 122	256	0.46	2.40
平成 29 年	23, 166	28, 490	26, 468	54, 958	-164	-0.30	2.37
平成 30 年	23, 602	28, 518	26, 532	55, 050	92	0. 17	2.33
令和元年	24, 041	28, 700	26, 549	55, 249	199	0. 36	2.30
令和2年	24, 254	28, 579	26, 497	55, 076	-173	-0.31	2. 27
令和3年	24, 308	28, 342	26, 273	54, 615	-461	-0.84	2. 25
令和4年	24, 748	28, 441	26, 222	54, 663	48	0.88	2. 21
令和5年	24, 969	28, 311	26, 136	54, 447	-216	-0.40	2. 18

出典:住民基本台帳(12月1日付)

(2) 年齢階級別人口

令和5年度における本市の外国人を含む年齢階級別人口は、令和2年~令和5年の4年間では、幅広い年齢層で横這いであるものの、70歳以上の老齢人口が増加傾向にある。

年齢階級別人口(外国人含む)

年	2年 3年							4年		5年		
年齢別	男	女	総数									
総数	28, 579	26, 497	55, 076	28, 342	26, 273	54, 615	28, 441	26, 222	54, 663	28, 311	26, 136	54, 447
0~4	1, 173	1,039	2, 212	1,069	982	2,051	1,020	951	1, 971	943	913	1,856
5~9	1, 302	1, 224	2, 526	1, 302	1, 231	2, 533	1, 285	1, 174	2, 459	1, 264	1, 146	2, 410
10~14	1, 347	1, 238	2, 585	1, 352	1, 218	2, 570	1, 356	1, 253	2, 609	1, 329	1, 248	2, 577
15~19	1, 444	1, 303	2, 747	1, 405	1, 250	2, 655	1, 366	1, 194	2, 560	1, 391	1, 204	2, 595
20~24	1,772	1, 395	3, 167	1, 693	1, 341	3, 034	1,710	1, 346	3, 056	1, 691	1, 324	3, 015
25~29	1, 737	1, 277	3, 014	1, 701	1, 258	2, 959	1, 751	1, 253	3, 004	1,697	1, 280	2, 977
30~34	1, 929	1,529	3, 458	1,873	1, 403	3, 276	1,883	1, 369	3, 252	1,807	1, 324	3, 131
35~39	1, 926	1,623	3, 549	1,895	1,627	3, 522	1,834	1,605	3, 439	1,864	1, 564	3, 428
40~44	2, 034	1,774	3, 808	1, 984	1,710	3, 694	2, 006	1,680	3, 686	1, 972	1,620	3, 592
45~49	2, 375	1, 948	4, 323	2, 281	1, 980	4, 261	2, 210	1,928	4, 138	2, 139	1, 909	4, 048
50~54	1, 909	1,678	3, 587	2, 145	1,770	3, 915	2, 217	1,801	4, 018	2, 306	1, 813	4, 119
55~59	1,676	1,648	3, 324	1,643	1, 535	3, 178	1, 699	1,586	3, 285	1, 745	1, 615	3, 360
60~64	1, 641	1,674	3, 315	1,550	1, 665	3, 215	1, 571	1,661	3, 232	1, 557	1, 595	3, 152

65~69	1,826	1,822	3, 648	1, 759	1, 777	3, 536	1, 695	1,680	3, 375	1,651	1, 667	3, 318
70~74	1, 940	1, 966	3, 906	2, 023	2, 068	4, 091	1, 966	2,021	3, 987	1,856	1, 966	3,822
75~79	1, 240	1, 345	2, 585	1, 255	1, 320	2, 575	1, 338	1, 439	2, 777	1, 467	1, 556	3, 023
80 以上	1, 308	2,014	3, 322	1, 412	2, 138	3, 550	1, 534	2, 281	3, 815	1,632	2, 392	4, 024

資料:湖南市年齡別人口統計表(12月1日付)

(3) 老齢人口および外国人人口

本市の老齢人口割合は、滋賀県全体での老齢人口割合よりわずかに低いものの、高齢化の傾向が顕著である。

外国人人口は、平成28年以降増加傾向にあり、令和2年の国勢調査時には3,000名を 越えた。

	1 11-1 = 00 1												
	老齢	人口(65 歳以	上)	外国人人口									
	人口	割合	県割合	人口	割合	県割合							
	(人)	(%)	(%)	(人)	(%)	(%)							
Н7	4, 309	8. 4	14. 1	1, 365	2.6	1.4							
H12	5, 647	10. 5	16. 1	1, 780	3. 3	1. 7							
H17	7, 229	13. 2	18. 1	2, 277	4. 1	2. 1							
H22	8, 955	16. 4	20. 7	1, 899	3. 4	1.8							
H27	11, 576	21. 3	24. 2	1, 975	3. 6	1.4							
R 2	13, 387	24.6	25.8	3, 083	5. 7	2. 0							

本市における老齢人口および外国人人口の推移

出典:国勢調査結果

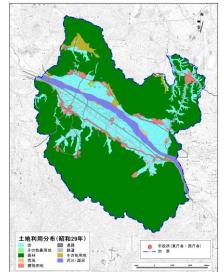
2 土地利用等

(1) 土地利用

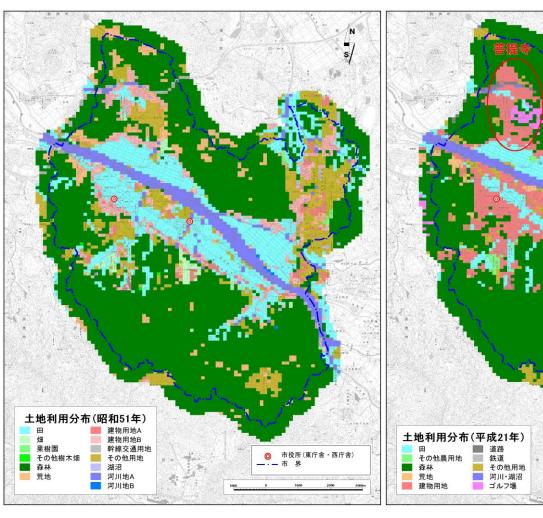
本市の土地利用は野洲川より大きく2分され、南側の平野部では、主要地方道草津伊賀線沿道を中心として市街地が連担している。北部は山裾から丘陵地にかけて、住居系、工業系用途が見られる。また、高規格道路である国道1号が野洲川と併走しており、本市における広域交通軸となっている。

昭和29年~平成21年の土地利用の変遷を見ると、建物用地の増加が顕著である。昭和29年~51年の過程では市の北東部や野洲川左岸などが市街化への変遷途中であったが、平成21年の段階では、特に野洲川沿岸や岩根地区の山際、三雲地区の水田が、数多く建物用地へと変遷している。中でも旧石部町庁舎や旧甲西町庁舎周辺については、著しい都市化が図られており、30年余りの間に土地利用の形態が大きく変化していることがわかる。

一方、山地部については、市の北西部の菩提寺地区や北東部に位置する湖南工業団 地の大規模な宅地造成、工業用地化が図られている。



昭和29年頃 出典:国土地理院1/25,000 地形図(昭和29年)判読



昭和51年頃 出典:国土交通省国土数値情報の土地利用細分メッシュ (昭和51年)

土地利用変遷図

平成21年頃 出典:国土交通省国土数値情報の土地利用細分メッシュ (平成21年)

市役所(東庁舎・西庁舎)

(2) 交通

市の中央を野洲川が流れ、この野洲川に沿って国道1号とJR草津線が東西に走り、石部、甲西、三雲のJR3駅がある。また本市は、名神高速道路栗東ICから東に10km、竜王ICから南に10kmに位置している。

本市の令和3年における自動車保有台数は46,448台であり、総人口(54,615人)に対する所有率は約85%、貨物車、バスおよび特種(殊)自動車を除いた総数を1世帯(24,308世帯)当たりに換算すると、約1.84台/世帯となっている。

自動車保有台数

				自	Ī	助	車				原動
		乗用	車	貨	物	車		特殊			機付
年	総数	普通	小型	普通	小型	被け ん引 車	バス	自動車	軽 自動車	その 他	自転車
R 1	45, 832	9,863	9, 747	2,084	1, 429	74	124	698	21, 533	280	3,073
R 2	45, 835	10,055	9, 522	2, 127	1,460	87	118	682	20, 715	1,069	3,072
R 3	46, 448	10, 250	9, 298	2, 135	1,501	93	118	702	21, 233	1, 118	2,922

資料:近畿運輸局滋賀運輸支局・税務課(令和3年3月31日現在)

鉄道乗客数を見ると、本市内の3駅(石部駅、甲西駅、三雲駅)は、平成28~令和元年度では、甲西駅がやや減少傾向、石部駅、三雲駅はほぼ横ばいで推移している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により全駅減少となった。本市周辺の駅の中では、複数路線が乗り入れる草津駅が約29,000人/日となっており、本市内で最も乗客数が多い甲西駅でも、草津駅の約12分の1の乗客数となっている。

1日当たりの鉄道乗客数

駅	名	草津駅	手原駅	石部駅	甲西駅	三雲駅	貴生川駅
一日当たりの 乗客数(人)	H28 年度	28, 854	3, 062	1,811	2, 454	1, 964	4, 259
	H29 年度	29, 591	3, 046	1,876	2, 410	1, 982	4, 179
	H30 年度	29, 632	3, 058	1,878	2, 355	1, 987	4, 121
	R元年度	29, 569	3, 069	1,871	2, 318	1, 957	4, 145
	R 2年度	23, 947	2, 629	1,533	1, 923	1, 573	3, 098

資料:滋賀県統計書(令和2年度まで)

(3) 市道の状況

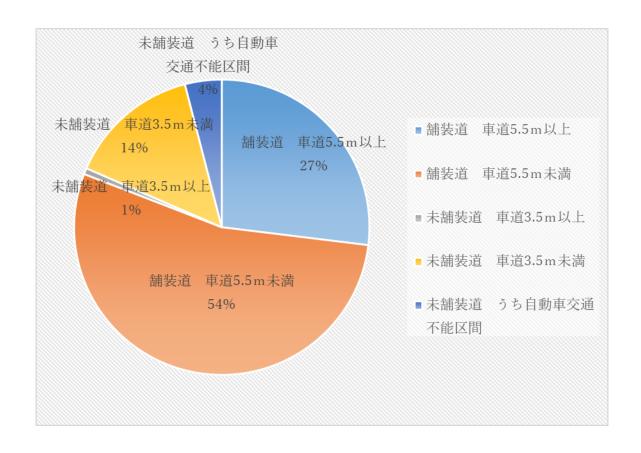
湖南市の路線延長は326,820mとなっており、そのうち約20%は未舗装道路である。舗装道のうち約70%(180,042m)は車道5.5m未満の道路であり、湖南市の実道路延長と比較すると、全体の約73%が片側1車線(車道5.5m未満)の道路(自動車交通不能区間を含む)となっている。

市道の状況

(単位	`
(111 477	m)
\ + \(\frac{1}{2}\)	111/

					(单位、111)	
	326, 820					
	供	用されている	·)	実 延 長	321, 108	
	区間の延長			重複延長	4, 450	
路線の延長の内訳		1, 262				
	実延長の内訳	種類小訳		318, 101		
			橋梁	個数	202	
				延長	2, 971	
			トンネル	個数	2	
				延長	36	
		幅員内訳	舗装道	車道 19.5m以上	62	
				車道 13.0m以上	242	
				車道 5.5m以上	89, 937	
				車道 5.5m未満	180, 042	
			未舗装道	車道 5.5m以上	378	
				車道 3.5m以上	2, 229	
				車道 3.5m未満	48, 218	
				うち自動車交通不能区間	13, 431	
	鉄道(JR)との交差箇所数					
路線数					1, 345	
次型 学取り長 (人もの左左の日の1日刊大)						

資料:道路台帳(令和3年年3月31日現在)

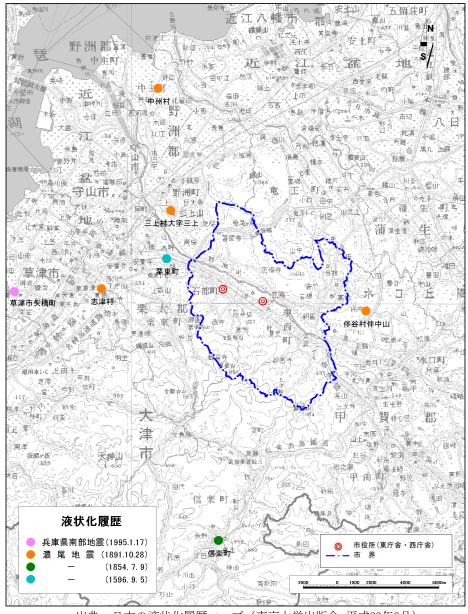


第3 地震災害の特性

本市周辺で発生した地震は参考資料に掲載のとおりだが、1900年前後からこれまでにM 5.6~8.0の地震が10~20年間隔で8回ほど発生している。本市周辺では地震被害の記録がほとんどないが、唯一本市周辺において記録が残っているものとして、1891年の濃尾地震によって当時の伴谷村伴中山、野洲郡三上村大字三上で液状化現象が起こったとされている。

なお、阪神淡路大震災時の県内の最大震度は彦根市の震度5、本市では震度4を観測し、 平成19年4月15日の三重県中部地震では本市で震度3を観測している。

《参考資料3-1 県内の過去の主な災害》



出典:日本の液状化履歴マップ(東京大学出版会 平成23年3月)

液状化履歴図

第8節 地震被害想定

第1 活断層の状況

1 滋賀県周辺の活断層分布と地震発生確率

活断層とは第四紀(約200万年前~現在)に活動した、あるいは活動したことが推定される断層で、今後も活動する可能性があるものをいう。

滋賀県周辺における主な活断層は、琵琶湖西岸断層帯、鈴鹿西縁断層帯、三方・花折断層帯、湖北山地断層帯、野坂・集福寺断層帯、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、頓宮断層、木津川断層帯の8つである(「新編日本の活断層」(活断層研究会、東京大学出版会、1991)、滋賀県地域防災計画、地震調査研究推進本部「日本の地震活動(近畿地方)」などによる)。

平成15年6月に国の地震調査研究推進本部(地震調査委員会長期評価部会)から、琵琶湖西岸断層帯の将来活動について、断層帯全体が1つの区間として活動し最大でマグニチュード7.8程度の地震が発生すると推定され、今後30年以内の地震発生確率が0.09~3%で「今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中で高いグループに属する」との見解が示された。

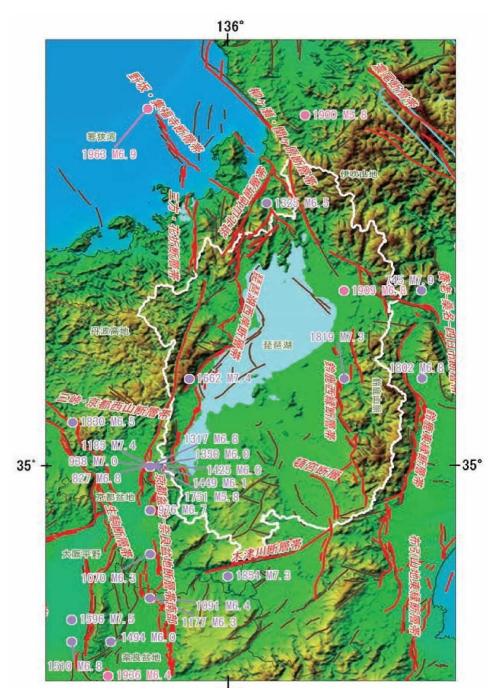
また、平成21年8月には、地震発生確率が一部改訂され、さらに、東南海・南海地震についても、同様に検討が進められた。令和7年(2025)年1月1日現在の各断層帯の地震発生確率(30年以内)は次のとおりとなっている。

滋賀県周辺の主要活断層と海溝で起こる地震の発生確率

	P	断層帯	マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
内陸の活断層で	琵琶湖西岸断層帯	北部	7.1程度	1~3%
	比巴例四年例信用	南部	7.5程度	ほぼ0%
	鈴鹿西縁断層帯		7.6程度	0.08~0.2%
	三方・花折断層帯	花折断層帯 (北部)	7.2程度	不明
		花折断層帯 (中南部)	7.3程度	ほぼ0~0.6%
	湖北山地断層帯	北西部	7.2程度	ほぼ0%
	例化四地附滑市	南東部	6.8程度	ほぼ0%
	野坂・ 集福寺断層帯	野坂断層帯	7.3程度	ほぼ0%、もし
発		3 次的信币		くはそれ以上
生		集福寺断層帯	6.5程度	不明
ナナ	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯	主部 (北部)	7.6程度	ほぼ0%
っ も 地 震		主部 (中部)	6.6程度	不明
		主部 (南部)	7.6程度	不明
		浦底-柳ヶ瀬山断層帯	7.2程度	不明
	頓宮断層帯		7.3程度	1%以下
	木津川断層帯		7.3程度	ほぼ0%
海溝型 地震	南海トラフ		8~9クラス	80%程度

算定基準日:令和7年(2025年1月1日)

出典:「地震調査研究推進本部ホームページ」

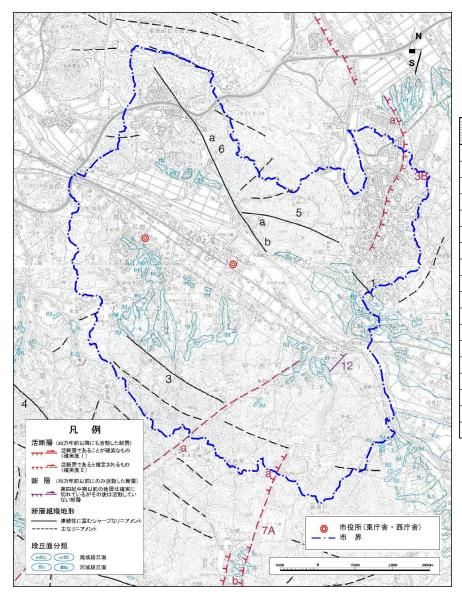


出典:「日本の地震活動(近畿地方)」(地震調査研究推進本部)

滋賀県周辺の主な活断層

2 本市周辺の活断層分布

前項の主要活断層以外にも本市周辺には大小様々な、数多くの断層が確認されている。 「近畿の活断層」(東京大学出版会)に示されている活断層は次に示すとおりである。



断層名	確実度	長さ (km)	走向
布引山撓曲	L	1. 3	NNE
芝原断層	L	1. 7	NNE
下田撓曲	П	10. 5	NNW
篠原断層	L	1.0	NE
十二坊南	L	2. 8	WNW
正福寺断層	L	5. 7	NW
岩根東方	L	0. 9	WNW
大正池当方	L	4. 0	NW
阿星山北東	L	3. 0	NW
竜王山北東	L	3. 0	NW
大鳥居断層	П	12. 5	NE
五本松	L	3. 5	WNW
黄瀬·小川断層	П	16. 5	NNE
笹ヶ岳断層	L	6. 5	WNW
信楽断層	П	6. 0	NE
頓宮断層	0	2. 5	WNW
葛木断層	0	2. 5	NNW
三雲断層	0	0.8	NE
<u> </u>			

注1:確実度 I -確実な活断層

確実度Ⅱ-活断層であると推定 されるもの

確実度L-連続性に富むシャープ なリニアメント

確実度0-第四紀中期以前の地層は 確実に切れているが、 その後は活動していない

粉層

出典:「近畿の活断層」(東京大学出版会 平成12年3月)

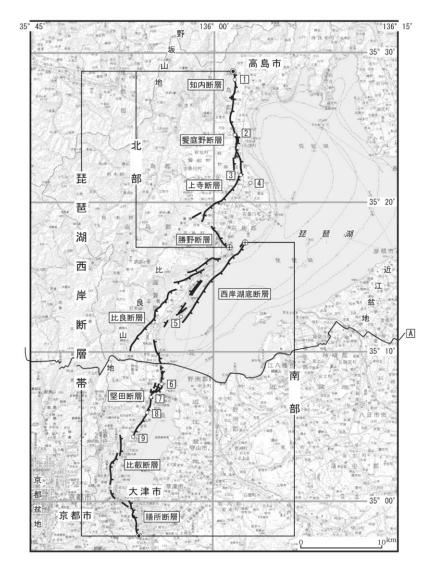
湖南市周辺のその他活断層

3 琵琶湖西岸断層帯の概要

地震調査研究推進本部によれば、滋賀県に被害を及ぼす地震は、過去から現在までの 地震活動の集計結果より、陸域の浅い所で発生する地震が最も確率が高いとしている。 このうち湖南市において大きな被害を及ぼす可能性のある地震は琵琶湖西岸断層帯を震 源とする地震と考えられている。

琵琶湖西岸断層帯は、滋賀県高島市(旧マキノ町)から大津市国分付近に至る断層帯で概ね南北方向に延びており、過去の活動時期の違いから、断層帯北部と断層帯南部に 区分されている。

琵琶湖西岸断層帯については、地震調査研究推進本部(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)によると北部と南部の2つの区間に分かれて活動する可能性が高いと示唆されている。災害誘因としての地震は、その発生時期は予測できないものの、注意する必要があると考えられる。



出典:琵琶湖西岸断層帯の長期評価について(地震調査研究推進本部)3月)

琵琶湖西岸断層帯

参考:地震調査研究推進本部事務局(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)の報告

【過去の活動】

琵琶湖西岸断層帯北部の最新活動時期は約2千8百年前以後、約2千4百年前以前で、平均活動間隔は約1千 -2千8百年であった可能性がある。

琵琶湖西岸断層帯南部の最新活動時期は1185年(元暦2年)の地震であった可能性があり、平均活動間隔は約4千5百-6千年であった可能性がある。

【将来の活動】

琵琶湖西岸断層帯は、過去の活動と同様に北部と南部の2つの区間が分かれて活動すると推定されるが、 断層帯全体が1つの区間として同時に活動する可能性もある。

琵琶湖西岸断層帯北部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると推定され、その際に断層近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に2-5m程度高まる段差や撓(たわ)みが生じる可能性がある。断層帯北部では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期からの経過時間が非常に長いため、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生の長期確率を求めている。その最大値を取ると、断層帯北部は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

琵琶湖西岸断層帯南部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定され、その際に断層近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に6-8m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。

琵琶湖西岸断層帯全体が同時に1つの区間として活動する場合には、マグニチュード7.8程度の地震が発生すると推定される。断層帯全体が同時に活動する場合の確率は、断層帯南部が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。 平成21年8月27日 地震調査委員会

第2 地震被害想定

1 滋賀県の地震被害想定

滋賀県では、県下に被害を及ぼすとされる活断層および南海トラフによる地震被害想 定をまとめている(平成26年3月)。

各地震による滋賀県および湖南市の被害想定は以下のとおりである。

滋賀県域における地震被害想定

	建物被害				人的被害			\EI HE ///		
想定地震	ケース (震源位	発生	全壊棟	半壊棟	全焼棟数	全焼棟数		負傷者	重傷者	一週間後 の全避難
心人地及	置等)	時刻	数数	数数	(平均風	(風速	死者数	数	数数	者数※2
	區 (1)		<i>>></i> ^	350	速)	8m/sec)				L 3,7,10
		夏正午			55	55	1,002	10, 290	847	
琵琶湖西岸断層帯地	case1	冬夕方	27, 650	69, 584	321	2, 731	1,502	13, 199	1, 103	200, 445
震(大津・南部・高		冬深夜			21	21	1,579	16, 267	1, 338	
島地域を中心とした		夏正午			76	76	1, 384	13, 515	1, 117	
甚大被害)	case2	冬夕方	38, 504	83, 856	592	3,818	1,992	17, 199	1, 439	249, 534
		冬深夜			32	32	2, 182	21,039	1,742	
		夏正午			33	33	596	6,614	541	
花折断層帯地震	case2	冬夕方	18, 181	53, 274	215	1,655	822	8, 537	702	139, 894
(大津・南部地域を		冬深夜			16	16	940	10, 380	849	
中心とした大被害)		夏正午			20	20	375	4, 588	372	
	case3	冬夕方	11,670	41,531	123	1,013	499	5, 935	483	99, 275
		冬深夜			5	5	591	7, 296	592	
		夏正午			14	14	254	2, 133	179	
 木津川断層帯地震	case1	冬夕方	5, 734	14, 540	58	700	346	2, 727	230	42,672
(甲賀地域を中心と		冬深夜			0	0	368	3, 392	282	
	case3	夏正午			5	5	93	1, 232	99	27, 171
した大被害)		冬夕方	2, 360	10,884	65	257	129	1,613	131	
		冬深夜			0	0	132	1,974	158	
		夏正午			21	21	406	4, 150	342	75, 285
鈴鹿西縁断層帯地震	case1	冬夕方	11, 250 28	28, 293	54	1,081	587	5, 330	444	
(湖東・東近江地域		冬深夜			5	5	640	6, 558	540	
を中心とした大被		夏正午			21	21	427	4, 529	372	
害)	case2	冬夕方	10,804	31, 173	71	1,089	616	5, 754	478	81,703
		冬深夜			5	5	641	7, 204	588	
		夏正午			17	17	379	3,631	301	
柳ヶ瀬・関ヶ原断層	case1	冬夕方	10, 412	24, 940	101	864	484	4, 714	390	71,710
帯地震		冬深夜			5	5	597	5, 788	479	
(湖北・湖東地域を		夏正午			16	16	366	3, 464	287	
中心とした大被害)	case2	冬夕方	9, 803	24,836	65	796	469	4,624	382	74, 940
		冬深夜			0	0	572	5, 741	473	
南海トラフ巨大地震 (県全域で被害(東 海・近畿南部地方で 甚大被害))		夏正午		22, 183	0	0	10	803	61	30, 729
	基本ケース	冬夕方	2, 399		11	11	11	1,014	77	
		冬深夜			0	0	12	1, 256	95	
南海トラフ巨大地震		夏正午			37	37	300	6, 702	525	
(県全域で大被害 (東海・近畿南部地	陸側ケース	冬夕方	11, 017	74, 084	354	1,820	385	8, 448	662	158, 550
方で甚大被害))		冬深夜			11	11	474	10, 408	816	

出典:滋賀県地震被害想定(概要版)(平成26年3月)

^{※1} 全避難者とは、避難所生活者、知人・親戚宅等への避難者、ならびに、自宅の損傷がなくても断水等により炊事が困難となり避難所で食料等を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

^{※2} 本表の各数値は、計算結果を整数位で掲載しているが、その精度が確保されているという意味ではない。

^{※3} 断層帯地震における各caseは、断層の破壊開始点(破壊方向)が異なる。

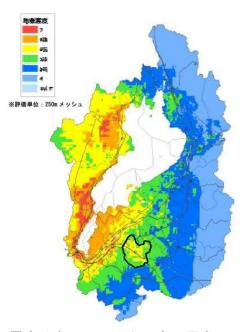
湖南市における地震被害想定

※各地震において、本市に最も大きな被害をもたらすケース

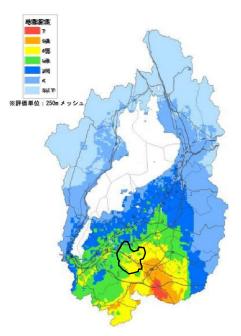
一		₩	心辰にのい	し、本中に	以し入こる	放日とした	997 A			
想定地震			琵琶湖 西岸 断層帯 case1	花折 断層帯 case2	木津川 断層帯 case1	鈴鹿西 縁 断層帯 case2	柳ヶ瀬 関ヶ原 断層帯 case1	南海ト ラフ巨 大地震 陸側ケース		
マグニチュード (Mw)			7.8	7. 4	7. 3	7.6	7.8	(9.0)		
	本市区域に	内の想	思定最大震度		6強	6弱	6 強	6 弱	5 強	6強
	被害種別·	項目	・時期	単位						
	全壊棟数				184	76	167	24	_	254
	半壊棟数			(棟)	1, 421	933	1, 232	403	_	2, 151
		夏 正午			_	_	_	_	_	_
建	全焼棟数		冬 夕方	棟	_	_	_	_	_	_
建物被害	7, 21, 77		冬 深夜		_	_	_	_	_	_
吉			夏 正午		184	76	167	24	_	254
	全壊・全 焼棟数合		冬 夕方	棟	184	76	167	24	_	254
	計	冬深夜		1//	184	76	167	24	_	254
	死者数		夏 正午		7(-)	-(-)	7(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	()内は		<u> </u>		10(-)	-(-)	10(-)	-(-)	-(-)	8(-)
人的	家具転倒 等		<u>、 </u>	-	10(-)	-(-)	10(-)	-(-)	-(-)	10(-)
被	負傷者数	夏正午		人	171 (26)	93 (21)	149 (32)	47 (8)	-(-)	109 (35)
害	()内は	冬夕方			219 (26)	120 (21)	190 (32)	60 (8)	-(-)	132 (35)
	家具転倒 等				268 (32)	145 (25)	235 (39)	74(10)	-(-)	291 (43)
	.,		1		24, 878	22, 202	23, 977	17, 322	1,884	32, 878
			地震直後		(70%)	(62%)	(67%)	(48%)	(5%) 852	(92%)
	電力供給	停電口数	1日後		5, 470 (15%)	3, 815 (11%)	5, 160 (14%)	2, 222 (6%)	(2%)	25, 520 (71%)
	施設:停電軒数		2日後	件 (%)	1, 894 (5%)	1, 124 (3%)	1, 790 (5%)	511 (1%)	128 (0%)	18, 050 (50%)
	(停電率)		3 日後	(/0/	725	375	697	145	21	11, 157
_					(2%)	(1%)	(2%)	(0%)	(0%)	(31%)
ライ			1週間後		2 (0%)	0 (0%) 15, 171	2 (0%)	0 (0%) 9, 209	0 (0%)	112 (0%) 29, 417
フラ			地震直後		(37%)	(28%)	(34%)	(17%)	(0%)	(54%)
イン			1日後		18, 701 (34%)	13, 989 (26%)	17, 184 (31%)	8, 371 (15%)	242 (0%)	39, 789 (73%)
イン機能支障			2 日後		17, 279	12, 725	15, 823	7, 500	237	36, 508
支障	上水道施	断		人 (%)	(32%) 15, 877	(23%) 11,516	(29%) 14, 492	(14%) 6, 681	(0%) 227	(67%) 30, 591
	設:断水 人口(断		3日後		(29%)	(21%)	(27%)	(12%)	(0%)	(56%)
	水率)	П	1 週間後	(/5/	11, 035 (20%)	7, 566 (14%)	9, 959 (18%)	4, 116 (8%)	121 (0%)	14, 991 (27%)
			1ヶ月後		1, 151 (2%)	612 (1%)	1, 002 (2%)	256 (0%)	0 (0%)	1, 579 (3%)
			2ヶ月後		57 (0%)	23 (0%)	49 (0%)	8 (0%)	0 (0%)	76 (0%)
			3ヶ月後		3 (0%)	1 (0%)	2 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0%)
避難者	1 日後 避難所生活者 3 日後 下段:(全避難			586	272	508	113	_	741	
				人	(877) 1,514	(453) 1,010	(762) 1, 363	(169) 541	(-) 16	(1, 111) 1, 874
			3日俊		(2,752)	(1, 835)	(2,479)	(983)	(28)	(3,407)
者	者※)				1, 818 (3, 636)	1, 172 (2, 344)	1, 912 (3, 252)	662 (1, 198)	15 (30)	1, 970 (3, 940)
			1か月後		337 (1, 123)	179 (596)	294 (978)	74 (247)	- (-)	708 (1, 653)
		Ĭ		(2) 120/	(000)	(0.0)	\= 1./	\ /	(2) 000/	

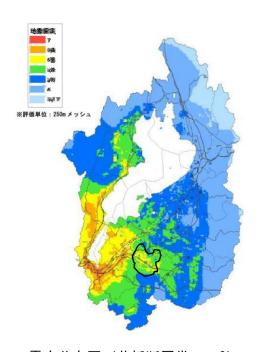
出典:滋賀県地震被害想定(概要版)(平成26年3月)

- ※ 全・半壊棟数は、住家は戸数を棟数として算定
- ※ 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含 む人数
- ※ 全避難者とは、知人・親戚宅もしくは賃貸住宅等での避難生活者を含む人数 ※ (ハイフン) は、ごくわずか(数値計算上5未満)であることを示す。
- ※ 建物被害、人的被害想定における風速の条件はすべて8m/sec
- ※ Mw :モーメントマグニチュード

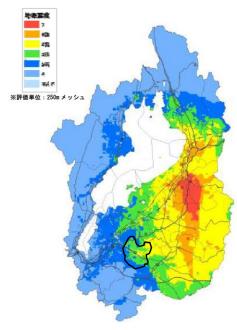


震度分布図 (琵琶湖西岸断層帯case1)

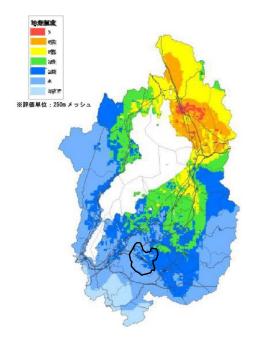


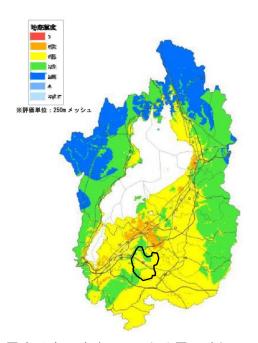


震度分布図(花折断層帯case2)



震度分布図(木津川断層帯case1) 震度分布図(鈴鹿西縁断層帯case2)





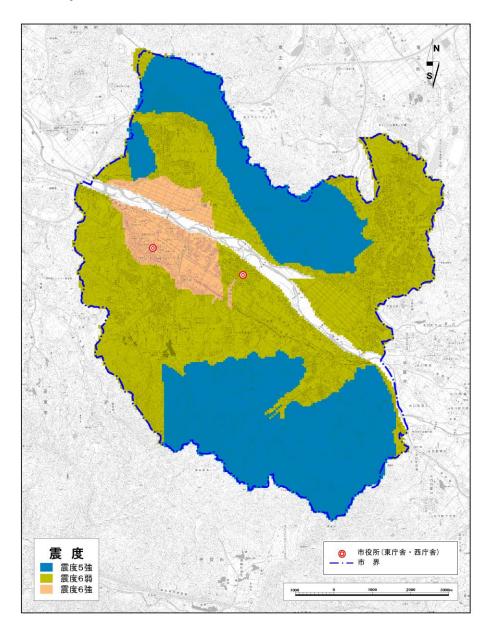
震度分布(柳ヶ瀬関ヶ原断層帯case1) 震度分布(南海トラフ巨大地震:陸側ケース)

2 琵琶湖西岸断層帯による地震被害想定(湖南市地震防災マップ)

本市にて作成している震度分布図、建物全壊率図を以下に示す。想定地震は、琵琶湖 西岸断層帯を震源とする地震(マグニチュード7.8)である。

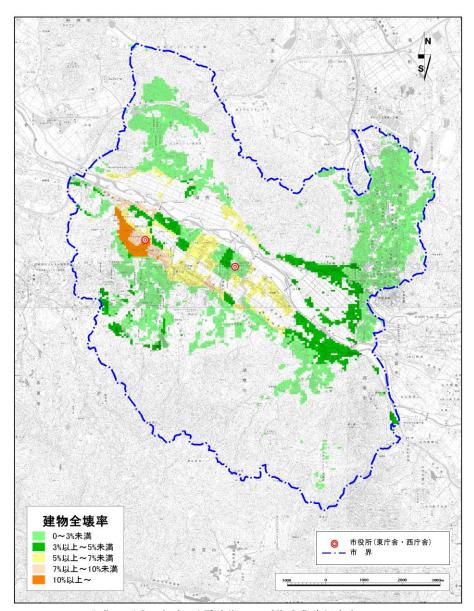
南北に位置する山地部においては、堅固な地質であるため想定震度は最も小さいが、 湖南工業団地や柑子袋、菩提寺に代表される丘陵地になると、礫や砂による地質分布に より山地部より揺れやすくなっている。最も大きな震度となるのは、琵琶湖西岸断層に 近い西庁舎周辺の谷底平野で、想定震度は6強となっている。

建物全壊率についても、被害想定状況は同じ傾向を示しており、丘陵地においては3%未満の被害となるのに対し、谷底平野に広がる市街地は概ね5%前後の全壊率となり、特に琵琶湖西岸断層帯に近い旧石部町市街地は、多いところで10%以上の建物全壊率を示している。



出典: 平成19年度 地震防災マップ作成業務報告書

琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震(マグニチュード7.8)による震度分布図



出典:平成19年度 地震防災マップ作成業務報告書

琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震(マグニチュード7.8)による建物全壊率

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強い地域防災基盤の整備

第 1 節 防災基盤・施設等の整備

■関係機関

十木建設課 都市政策課 危機管理·防災課

第1 計画の方針

市は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策を推進することにより都市の防災機能の強化に努める。

第2 都市の防災構造化の推進

1 都市施設等の整備

避難場所の確保や延焼による被害防止に向けて、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を活用して、市街地の面的な整備、幹線道路や都市公園など、地域構造の骨格となる基盤施設や防災安全区、十分なオープンスペースの確保に努める。

2 公園・緑地の整備

災害時に避難場所として利用される公共施設、学校等、また避難路等の緑化に際しては、樹木の持つ延焼防止機能等を活かし、植栽等を行うことにより災害に強い緑地の整備に努める。

3 建築物等の不燃化の推進

火災による被害の拡大を防止するため、 防火・準防火地域の指定を検討し、建築基準法の構造制限による耐火建築物、 準耐火建築物等の火災に強い建築物の整備に努める。

なお、公共建築物の整備に際しては、周囲の状況を考慮し建築物不燃化、敷地周囲の 緑地化等による防火遮断帯の形成に努める。

第3 防災中枢拠点施設・設備の整備

市役所、石部防災センターは防災中枢拠点として位置づけ、災害時に中枢拠点として機能させるために必要となる通信設備のバックアップシステムの整備や市役所庁舎の耐震対策を行う。

また、こなんウルトラパワーの活用、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動自動車等(EV・PHEV)、自然エネルギー発電設備および自家発電設備等の既存の商用電力に依拠しないエネルギーの供給システムを整備し、更に、蓄電池の整備を行うことで、昼夜を問わず、十分な期間の電力を賄うことができるよう整備を図る。

第2節 建築物等の耐震性の確保

■関係機関

文化スポーツ課 危機管理・防災課 管財契約課 土木建設課 住宅課 商工観光労政課 教育総務課

第1 計画の方針

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、 また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対 策の円滑な実施を図る。

また湖南市建築物耐震改修促進計画に基づき、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的かつ重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を図り、耐震診断・耐震改修を促進する。

第2 特定既存耐震不適格建築物の耐震改修の促進

1 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「湖南市建築物耐震改修促進計画」により、特定既存耐震不適格建築物について、地震に対する安全性を確かめるための耐震診断を行い、必要な場合は、特定行政庁である滋賀県が増改築、修繕および模様替等の耐震改修を実施するよう、所有者に対して必要な指導、助言および指示等を行う。

- *特定既存耐震不適格建築物の条件(耐震改修促進法第14条)
- 1 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物(政令で定めるもの)であって、政令で定める規模以上のもの
- 2 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のもの の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物
- 3 その敷地が滋賀県既存建築物耐震改修促進計画に記載された道路または湖南市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物
- 2 耐震診断の義務付け・結果の公表
- (1) 要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする人が利用する建築物のうち大規模なもの等の「要緊急安全確認大規模建築物」については、耐震診断の実施とその結果の報告(平成27年12月31日まで)を義務付けられたことに伴い、当該結果の公表に向けて協力する。

(2) 要安全確認計画記載建築物

県または市は、緊急輸送道路等の避難路を「建築物耐震改修促進計画」に位置付けるとともに、倒壊した場合に当該道路を閉塞するおそれのある建築物(要安全確認計

画記載建築物) について耐震診断を義務付け、同計画に定める期限までにその結果の 報告を求め、結果を公表するよう努めるものとする。

また、耐震診断の結果、耐震改修の必要が認められた建築物の所有者に対しては、必要な指導、助言を行っていく。

第3 公共施設の耐震化の推進

過去の大きな災害の経験からみて、公共施設の被害が社会経済活動および住民生活に与える影響は非常に大きい。また、これらの公共施設は災害時における避難、救護、復旧対策の上で重要な施設となる。

現行の耐震基準を満たしていない公共建築物は、各所管課において耐震診断を行い、耐 震性の向上、補強に努める。

更に防災関係設備の充実を図り、これを計画的に整備するものとする。

1 防災重要建築物の指定

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の 確保が要求されることから、これらの活動を円滑に進めるため、防災拠点施設および避 難所を「防災重要建築物」と指定し、各施設の耐震性の向上を図り、崩壊の防止に努め る。

2 防災重要建築物の耐震性強化 防災重要建築物等の耐震性を強化するため、次のような対策を実施する。

- (1) 既設建築物について、計画的に耐震診断を実施する。
- (2) 耐震診断の実施により補強が必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を 考慮して、順次耐震改修を実施する。
- (3) 新設建築物については、耐震・耐火構造化・地盤調査等を実施等、新耐震設計基準による建築を徹底する。

第4 教育施設等の防災性の強化

学校教育施設は、人員収容能力が大きく、十分なオープンスペースを有しており、防災上特に重要である。市は、教育施設等における防災対策の重要性の周知徹底と防災性の強化を促進するために、次のような計画を行うものとする。

- 1 学校建物の新設、増設、改築等に当たっては、安全性確保のため、耐震・耐火・耐水 の鉄筋コンクリート造とする。
- 2 新設または全面移転改築に伴う建物敷地の選定に当たっては、地震、水害などによる不同沈下、陥没、浸水などの被害防止のため、慎重な地盤調査を実施する。
- 3 学校建物の耐震診断を実施し、耐震性の低い建物については、耐震補強を行う。
- 4 老朽建物の改築を実施する。

第5 住宅等の耐震診断、耐震改修の促進

1 住民への啓発

住民に対して建築物の耐震性向上の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携の うえ、次の対策を講じる。

- (1) ポスターの掲示 駅、まちづくりセンター、公共施設など人目に付きやすい場所に掲示する。
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS、広報機関等による普及
- (3) 講演会等の開催
- (4) 建築物防災相談の受付 建築士会その他の団体と協力して個々の建築物の防災について相談に応じる。
- 2 建築物耐震診断の実施

必要に応じ滋賀県建築住宅センター、建築士会、その他の団体と協力して個々の建築物の耐震診断を行う。

第6 建築物に付属する施設等の安全性の向上

1 ブロック塀等の安全対策の推進

ブロック塀および窓ガラス、看板、その他地震時において落下するおそれのある物について、新設または改修しようとするものに対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導するほか、通学路等を中心にブロック塀等の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

また住民に対し、ブロック塀等の安全点検、耐震性の確保およびその方法等について、 広報紙やパンフレット等による啓発・知識の普及を図る。

2 家具等の転倒防止対策

住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止し、家具等の耐震安全性の確保を図るため、その適正な対策・転倒防止方法等について、パンフレットの配付や防災技術指導者による指導・助言等、普及啓発を図る。

第7 文化財の災害予防対策

地震時には、火災や倒壊などにより貴重な文化財が被害を受けることが少なくない。 文化財は貴重な国民的財産であって、保存のためには万全の配慮が必要である。市および文化財所有者は現況を正確に把握し、地震対策を確立しなければならない。

文化財の地震対策としては、免震装置や消火設備、収蔵庫の設置などがあり、国庫補助金や県・市の補助金を活用してこれらを推進する。

《参考資料14-1 市内指定文化財一覧》

第3節 電力・ガス施設の整備等

■関係機関

関西電力送配電株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社 LPガス販売事業者

第1 計画の方針

電力・ガス施設は、住民生活に不可欠の施設であり、災害時にもその機能を確保できるよう安全性の一層の向上を図るための対策を推進する。

このため、平常時から防災施設や工作物の設置および維持管理の適正化、教育訓練、防災知識の普及等に努める。

第2 電力施設の総合的な耐震性の強化(関西電力送配電株式会社)

1 現況

電力施設の防災については、平常時から保安関係規程、支達等に基づき、施設の維持 管理や改良を行うとともに、計画的に巡視点検、測定を実施している。

大地震により電力施設に被災のおそれがある場合には、関係情報に留意し、電力供給 に支障を及ぼさないよう措置するとともに、関西電力送配電防災業務計画、同滋賀地域 非常災害対策支達に基づき、各部門に重点的な予防対策を実施する。

また、災害発生時における応急復旧態勢を整えている。

2 対策目標

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、関西電力送配電防災業務計画に記載の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

3 実施計画

(1) 地震動への対応

ア 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等に おける電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は、土木学会「トン ネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案する ほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて整備 を行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による 荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性 のある管路*を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

工 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

※可とう性のある継手・管路:屈曲性・離脱防止性をもち、地震による地盤の変動に追随して、管きょの 破損を防止する継手や管路をいう。

(2) 防災業務施設および設備の整備

関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

ア 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して 万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備(通信事業者からの提供回線も含む)を強化、整備する。

- (ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備
- (イ) 地震動観測設備

イ 通信連絡施設および設備

(ア) 通信連絡施設および設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備(通信事業者からの提供回線を含む。)の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

- a 無線伝送設備
 - (a) マイクロ波無線等の固定無線施設
 - (b) 移動無線設備
 - (c) 衛星通信設備
- b 有線伝送設備
 - (a) 通信ケーブル
 - (b) 電力線搬送設備
 - (c) 通信線搬送設備、光搬送設備
- c 交換設備(防災関係機関との直通電話含む。)
- d I Pネットワーク回線
- e 通信用電源設備
- (イ)情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める 「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携 帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

ウ 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

エ コンピューターシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ 消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の消防に関する施設および設備の整備を図る。

- (ア) 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- (イ) 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- (ウ) 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- (エ) 各種消火器具および消火剤
- (オ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備
- カ 石油等の流出による災害を防止する施設および設備 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。
 - (ア) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
 - (イ)油回収船
 - (ウ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- キ その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発変電設備等を確保し、整備・点検を行う。

(3) 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

ア 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

エ 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ 食料・医療・医薬品等の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に 努める。

カ 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらか じめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化 を図る。

(4) 電気事故の防止

関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、 次の事項を実施する。

ア 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の 未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、(災害発生のおそれがある 場合には、特別の巡視)および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査 等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見 とその改修に努める。

イ 広報活動

(ア) 電気事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、 電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を 行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速 やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付けすること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
- f 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- g 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認する こと。
- h 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

i その他事故防止のため留意すべき事項。

(イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(ウ) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析、人口呼吸器などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する 二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(5) 防災教育

関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(6) 防災訓練

関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(7) マニュアル類の整備

関西電力送配電は、災害発生時に講ずるべき対策等を体系的に整理するととも に、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知 する。

第3 都市ガス施設の総合的な耐震性の強化 (大阪ガスネットワーク株式会社)

1 現況

製造設備、ホルダー、貯槽類は、諸法規に基づき十分な耐震設計を実施している。 また、ガス導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管およびポリエチレン管を採用している。

地震時の被害は、現在採用しているガス導管ではほとんど発生しておらず、大半は現 在採用していないネジ継手の小口径鋼管で発生している。

屋内のガス設備は、建物の倒壊などによる損壊が発生すると思われる。

2 計画目標

被災地域でのガス供給の確保とガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造供 給にかかる設備面および運用面について総合的な震災予防対策を推進する。

3 実施計画

(1) 耐震性の確保

ア 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所与の機能を維持する。

イ 耐震性の強化

導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管、ポリエチレン管を採用する。

(2) 二次災害防止のための設備

ア 供給区域のブロック化

地震による家屋被害、ガス導管被害、広域災害等に起因するガスによる二次災害を防止するため、被害集中地区のガス供給を面的に停止できるよう供給区域のブロック化を行う。

イ ブロックの供給停止システム

地震発生時に被害集中地区のブロックを迅速にガス供給停止するため、一定以上の地震動になると自動的に遮断する感震遮断装置の設置を推進する。

ウ 屋内ガス設備対策

地震発生時に使用中のガス器具による二次災害発生の防止や屋内ガス管の被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメーターでガスを遮断するマイコンメーターの導入を図っている。

(3)情報収集設備

ア 地震計の設備

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所の主要な地点に地震計を設置しており、さらに増設を進めている。

イ 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進してい く。

- (ア) 移動無線系による通信体制の強化
- (イ) 滋賀県非常通信協議会および各地方機関との相互協力体制の充実
- (ウ) 緊急時の通信統制のルール化

(4) 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置など、組織体制および初期活動要領を定める。

(5) 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員体制の確認等を目的とした地震対策訓練を毎年実施する。

また各事業所においては、応援体制、設備の応急修理など、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練(関係機関との合

同訓練を含む。)を行う。

(6) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し次の事項について周知を図る。

- ア 元栓の閉止等、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置
- イ ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置
- ウ その他災害予防に必要な事項

(7) 各事業者間の協力体制

大阪ガスネットワーク株式会社は、地震発生時の相互協力体制について、大津市企業局と日頃から連絡強化を図る。

第4 LPガス供給施設災害予防計画(LPガス販売事業者)

1 計画の方針

LPガス供給設備等において、災害発生の未然防止に努めることは当然であるが、災害時における被害を最小限に止めるため、平常時においても、LPガス供給設備の維持管理ならびに教育訓練と併せて防災知識の高揚を図る。

2 実施計画

(1) 保安体制

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス 法」という。) に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液 化石油ガス販売事業者に保安体制ならびに非常体制の具体的措置を確立する。

(2) LPガス施設対策

ア LPガス製造設備

新設設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準および製造設備等耐震設計指針に 基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため設 備の重要度に応じて定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

イ LPガス供給設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施するとともに、災害防止のため震度5以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの自動遮断を行う。

ウ LPガス消費設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施するとともに、災害防止のためガス漏れ警報器の設置促進とヒューズコック等への取り替え促進を行いガス漏れの未然防止を行う。

(3) 連絡·通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については 遠隔監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

(4) 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保 有し、その点検を行う。

(5) 教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LPガスに係る災害発生の防止に努めるため災害措置に関する専門知識、関係法令、保安技術について液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

地震発生時の災害対策を円滑に進めるため、年1回以上被害想定を明確にした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また 県および地域が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(6) 広報活動

ア 消費者に対する周知

パンフレット等を利用して、LPガスの性質、正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項等について周知する。

イ 液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、ガス供給設備ならびに消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図るほか、LPガス事故防止についての注意事項を周知する。

第4節 上下水道施設の整備等

■関係機関

上下水道課

第1 計画の方針

水は、生命を維持する上で不可欠なものである。地震発生時における水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化の推進や迅速な復旧・給水を可能とする水道事業体間の相互応援体制を整備するとともに管路や水源等の破損に備えた多系統化に代表されるバックアップシステムの構築を行う。

また、下水道は衛生的な生活を営む上で不可欠な施設であり、地震に強い下水道づくりを総合的に推進する。

第2 上水道施設の災害予防対策

地震や災害などで、住民生活に大きな影響が発生することのないよう、災害・事故等に備えた応急給水体制の強化に努めるとともに、水道施設の耐震化を推進するなど、地震・災害対策の充実を図る。

そのため、浄水施設や配水施設の新設・更新に併せ耐震化を順次進めるほか、大規模な 災害に備え、円滑な初動体制の確立、応急給水、応急復旧などに関する災害マニュアルの 策定や災害応急体制の強化を図る。

さらに、各水系間での連結管等の整備を進め、災害等の非常時も安定給水が確保できる 対策を講じる。

1 水道施設の耐震性強化

水道施設の設計に当たっては『日本水道協会:水道施設耐震工法指針 (2022)』に基づき行うものとする。

(1) 貯水、取水、導水施設

管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。 水源については、取水口上流等周辺の状況から災害時に原水水質の安全が保持できる かどうかを確認する。

(2) 浄水施設

ポンプ廻りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等についての耐震 化を進めるべく整備増強を行うとともに施設全体の災害対策を進める。また被災時の 停電を考慮して必要最小限の自家発電設備の整備強化を行う。

(3) 送•配水施設

送・配水幹線については、耐震継手、伸縮可とう管等耐震性の高い構造、工法を採用する。既設管については、漏水防止作業を実施し、破損および老朽管を発見して布

設替え等の改良を行う。

2 相互応援体制の整備

大規模な地震が発生した場合、応急配水活動や応急復旧作業に人的・物的に支障をきたすおそれがある。そこで、同時被害が及ばないと考えられるある程度離れた都市の水道事業者等と人員派遣、機材の調達に関する相互応援協定を締結する等、相互応援体制の整備を推進する。

3 維持・管理体制の強化

水道管路の総合的な管理体制として、水道管路情報システム (マッピングシステム) が整備されているが、毎年更新する必要がある。

4 応急復旧用資機材の整備

災害発生時に備え、修繕工事に要する応急資材等を整備する。

第3 下水道施設の災害予防対策

下水道施設は、地震や水害の影響を受けやすいので、防災性を向上させるため施設被害を予防することが肝要である。

1 基礎的調査の実施

計画している下水道施設については、地盤条件をよく調査し、管渠を強化、耐震化するための施策を実施する。特に丘陵地の盛土と切土との境で被害が集中する事例がみられるため、十分な予防対策が必要であるとともに、市の地域防災計画に位置づけられた施設(防災拠点および避難地)ならびに高齢者・障がい者等要配慮者関連施設とポンプ場等を接続する管渠や緊急輸送路および避難路ならびに軌道の下に埋設されている管渠の耐震化事業の実施を目指す。

2 応急措置体制の確立

災害時における下水道施設の被害に備えて、平常時から汚水、雨水の疎通に支障が出ないような応急措置体制の確立に努め、排水の万全を期するものとする。

また、停電や断水等を考慮したバックアップ体制の確立を目指す。

第5節 電気通信施設の整備等

■関係機関

危機管理・防災課 西日本電信電話株式会社

第1 基本方針

地震災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能に する電気通信施設の整備とそれ関連する防災対策について定める。

第2 電信電話設備等の災害予防(西日本電信電話株式会社)

1 現況

(1) 建物

耐震・耐火構造の設計・施工を行うとともに、地震に起因する火災や浸水等の二次 災害防止のため防火扉、防水堤を設置している。

(2) 所外設備

- ア 主要なNTTビル間を専用トンネルで結ぶとう道内は、難燃性ケーブルの使用や 防火壁の設置等により、出火、延焼が起こりにくい構造としている。
- イ 地下管路は、地盤沈下対策、耐震対策、液状化対策等を実施している。
- ウ NTTビル間を結ぶ中継伝送路は多ルート、2ルート化により複数のルートを確保している。

(3) 所内設備

- ア 交換機や電力設備等に耐震対策を実施している。
- イ 中継交換機等を設置しているNTTビルを分散し、危険回避を図っている。
- ウ 電力設備は非常用の予備電源として、蓄電池、発電機を設置しており、商用電源 が停電しても瞬断なく自動切り替えし電力を供給する。

(4) 災害対策用機器

- ア 通信途絶の回避と避難所等の通信を確保するため、ポータブル衛星通信、移動無 線車等を配備している。
- イ 交換機設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として非 常用移動電話局装置を、主要地域に配備している。

2 実施計画

- (1) 地震災害による被害を回避または最小限にするために、下記の措置を実施する。
 - ア 情報連絡体制の強化・充実
 - イ 関係設備の監視強化・充実
 - ウ 関係設備の点検整備
 - エ 応急復旧用機器・資材等の把握および防御
 - オ 回線等の応急措置の準備

- カ 災害発生危険設備の補強および防御
- キ 工事中設備の防御、二次災害防止策の実施
- ク 社員等の非常呼び出し、出動体制の確立
- (2) 災害救助機関等における重要な通信を確保するため、ネットワークのトラフィックコントロールを実施する。
- (3) 輻輳緩和のため「全国利用型災害用伝言ダイヤル (171)」サービスを提供する。
- (4) 公衆電話の無料化(災害救助法適用地域に限定)を実施する。
- (5)「被災地情報ネットワーク」の構築・運用の支援に努める。

第6節 危険物施設等の整備等

■関係機関

危機管理·防災課 消防本部 消防団

第 1 危険物施設災害予防計画

1 計画の方針

危険物による災害の発生および拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の 強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育および訓 練の徹底ならびに自衛消防組織の育成および防火思想の啓発普及の徹底を図る。

2 現況

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発、利用の拡大および 生活様式の高度化により危険物の取扱量は著しく増加し、これに伴う貯蔵タンクの大型 化、設備の大規模化さらには危険物施設の集積により、災害発生時においては深刻な被 害が予想される。

《参考資料9-1 市内危険物施設設置状況》

3 事業計画

(1) 保安教育および訓練の実施

危険物事業所の管理責任者は、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、保安管理の確立を図るため消防関係機関等と協力して、講習会、研修会などの保安教育を実施する。

また、危険物安全週間や防災週間等の機会に、事業所、自衛消防組織、地域住民を含めた訓練を実施する。

(2) 指導の強化

消防本部は、危険物施設の立入検査を適時実施し、適切な行政指導を行うものとする。

- ア 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する検査の強化
- イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- ウ 危険物施設の管理者、危険物取扱者等に対する指導の強化
- エ 予防規程の作成および危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導の強化

(3) 自衛消防組織の強化促進

- ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- イ 隣接する危険物事業所間での相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自 衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防資機材の整備

- ア 消防本部は化学消防車等の整備を図り、消防力の強化を促進する。
- イ 危険物事業所における化学消火薬剤および必要資機材の整備を促進する。

第2 高圧ガス施設災害予防計画

1 計画の方針

高圧ガスによる災害の発生および拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

2 現況

市内には、第二種ガス製造所があり、高圧ガス保安法に基づく保安距離を確保している。

3 事業計画

- (1) 保安思想の啓蒙
 - ア 高圧ガス保安法の周知徹底
 - イ 各種講習会、研修会の開催
 - ウ 産業保安フォーラムの参画による保安意識の高揚
 - エ 危害予防週間の実施
- (2) 規制の実施
 - ア 製造施設、貯蔵所および消費場所等への立入検査の実施
 - イ 各事業所における実状把握と各種保安指導の推進
 - ウ 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 自主保安体制の整備
 - ア 自主保安教育の実施
 - イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
 - ウ 滋賀県高圧ガス地域防災協議会の育成
 - エ 関係保安団体との横断的な連携

第3 毒物 劇物施設災害予防計画

1 計画の方針

毒物または劇物による災害事故を防止するため、毒物劇物製造・販売業者および業務 上取扱者に重点を置き、事故防止について啓発に努める。

2 現況

市は、消防機関、警察機関、保健所と連携して、毒物劇物営業者等に対しては、適正使用、保管管理等について、立入検査を行い監視指導を実施している。また、法律上の届出義務のない毒物劇物業務上取扱者についても、その保管状況の実態を調査し施設の把握を行い適正管理の指導啓発を行うよう努めている。

3 事業計画

(1) 施設の実態の把握

毒物・劇物について毒物および劇物取締法上必要な事項について届け出させ、これらの実態を把握し、毒物および劇物取締法の不備欠陥事項について保健所と協力して 関係者を指導するとともに、施設に対する防災対策を検討して災害予防の推進を図る。

(2) 指導機関への協力

消防機関、警察機関、保健所と連携して施設への立入検査を実施し、毒物・劇物の 適正な貯蔵取扱いについて指導するとともに、毒物劇物取扱責任者等による自主的保 安体制の確立を支援する。

(3) 指導体制の確立

毒物・劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の 確立を図る。

第7節 鉄道施設の整備等

■関係機関

西日本旅客鉄道株式会社

第1 計画の方針

地震発生による鉄道運行時の被災が甚大な人命被害につながることおよび震災後の鉄道の迅速な運行再開が被災地の復旧・復興対策推進に極めて重要であることに鑑み、西日本旅客鉄道株式会社は、常に列車運行の安全確保を図るため鉄道施設の耐震化等を推進し、総合的な防災性の向上を図る。

第2 実施計画

地震災害の発生に備え、各種施設の機能が外力および環境の変化に耐える防災強度を確保できるよう綿密な計画を立て、その実施を図る。

- 1 施設、設備の耐震性確保
- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を推進して耐震構造への改良を促進するとともに、 地震時における要注意構造物の点検を実施する。
- (2) 地震計の設置

地震計の設置箇所と警報、ガルは40(徐行)ガル、80(停止)ガルの二段階とし、 地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 防災訓練
 - 災害発生時の初動体制を確立するため、定期的に非常招集等の防災訓練を行う。
- (4) 防災関係資機材の整備点検および要員の確保
 - ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等を整備する。
 - イ 重機械類、その他の資機材および要員は、関係の企業等から緊急時に協力が得られるよう平常時から連携体制の構築に努める。

第8節 道路施設の整備等

■関係機関

土木建設課 農林振興課 危機管理·防災課 環境政策課

第1 計画の方針

震災時の被害を最小限にとどめ、避難活動、応急対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう緊急輸送道路・避難路および道路情報システムの整備推進を図り、あわせて橋梁等道路施設の耐震性強化を図る。

第2 緊急輸送道路、避難路等の整備推進

1 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、災害対策に必要な物資等を迅速・確実に被災地へ輸送するための道路であり、耐震性の確保とともに主要な防災拠点等を効果的に連絡するネットワークとして機能することが重要である。

このため、震災時における道路機能の確保のため、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成8年9月、平成25年2月見直し)」に基づき、所管道路について道路防災総点検調査を実施し、補修等の対策が必要な箇所での工事を推進する。

《参考資料11-2 市内緊急輸送路一覧》

2 避難路

地震直後の同時多発火災などから住民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難 路の整備を図る必要がある。

このため市は、「市地域防災計画」等に基づき計画的に避難路の整備を推進するとともに、国、県等の道路管理者に避難路の整備を要請する。

なお、整備に当たっては沿道建築物の倒壊落下対策や、電線の地中化を推進する等、 避難時の危険要因の除去等についても十分考慮する。

3 道路啓開用車両の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるようレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用車両の分散配備、増強に努める。

第3 道路施設の災害予防

地震による道路被害は、沖積層地域では、亀裂・陥没・隆起が、高盛土部では地すべり ・地崩れ等が、また、切土部・山すそ部においては土砂崩壊・落石等が予想される。そこ で危険箇所については法面防護工の設置等の安全対策を講じる。

橋梁については、老朽化の進んでいるものや耐震上不十分なものが見受けられる。老朽橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋梁に落橋防止装置を整備する。

また、災害時における円滑な交通を確保するとともに、代替機能の充実を図るために交通ネットワークの整備を図る。国道、県道等の広域的道路網の整備については、国、県等に要望し推進を図る。

1 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について道路防災総点検調査を実施 し、補修等の対策が必要な箇所での工事を推進する。

(1) 道路法面、盛土欠落危険地調查

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所および路体の崩落が予想される箇所 を把握するため道路防災総点検調査を実施する。

(2) 道路の防災補修工事

上記(1)の調査に基づき道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行って、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保については、所管橋梁について耐震点検調査を実施し、 補修等の対策が必要な箇所での工事を推進する。

(1) 橋梁耐震点検調査

『道路橋示方書V耐震設計編』に適合するように構造の改善補強を行うため、所管の橋梁について調査を実施し、補修等対策工事の必要な橋梁を指定する。

(2) 橋梁の耐震補強の実施

道路橋示方書に基づき補修等対策工事が必要であると指定された橋梁について、老 朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強を実施する。

(3) 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、道路橋仕方書に基づき建設する。

第4 道路情報システムの整備推進

国、県、市等の道路管理者は、被災情報を収集し関係部署と連携して道路利用者等に情報提供を行う県の「道路災害情報ネットワーク」の整備に対して協力を図る。

第5 林道・農道の災害予防

集落関連林道は、緊急避難路や迂回路等として山村集落の生活道路や地震災害時の孤立 化を防ぐため重要な役割を有している。

また農道は、農業のみならず日常生活にも密着した活用がなされており、地震災害時にも通行上の安全を確保する必要がある。

このため、次の対策を重点的に推進する。

1 林道の保全整備

林道管理者は、法面の土砂崩落、落石等の危険箇所の実態把握を行い、県と協議のうえ事業計画を樹立し、危険度の高い路線・箇所から法面保護施設・防護施設・局部改良等の対策工事を実施し、危険箇所の解消と走行の安全確保に努める。

2 橋梁の整備

林道管理者は、林道技術指針に基づき、老朽橋ならびに部分破損している橋等の実態 把握を行い、橋梁の架替え、補強等の必要な対策を講じる。

3 農道の保全整備

農道管理者は、農道の地震災害時の安全を確保するため、法面崩壊等の危険箇所の解 消と橋梁等の構造物の補強、改修等の対策を講じる。

第6 交通安全施設の災害予防

震災時には、信号機や道路標識の倒壊による被害が起こる危険がある。そこで老朽信号 機や軟弱地盤にある施設については更新、補強を県公安委員会に要請する。

主要交差点においては、交通信号機電源付加装置(発動発電機等)の設置を促進する。

1 老朽信号機等の更新整備

老朽信号機、道路標識等交通安全施設については、交通安全施設整備計画による計画 的な更新、整備を要請する。

2 地盤軟弱地帯の調査と補強

信号機等の設置場所の地盤調査を行い、人家や道路上に倒壊するおそれのある場合には補強や補修工事を県公安委員会に要請する。

第9節 河川管理施設、ため池施設の整備等

■関係機関

土木建設課 農林振興課

第1 計画の方針

地震時における河川管理施設やため池の損壊による出水被害を防止するため、水門等の 重要河川構造物、農業用施設の耐震点検や整備等を実施し、耐震性の向上等の安全確保を 図る。

第2 河川施設の災害予防

地震時には、護岸の崩壊などにより水害が起こる危険性が高い。

そこで河川の安全度を高めるため、護岸の強化など河川の安全度を高めるための工事を 国・県に要請する。また重要水防区域等を表示およびポスター、パンフレットの配布等に より関係住民への周知に努めるものとする。

1 河川改修

河川の整備は、河積確保の改修事業や天井川の平地化事業など都市基盤整備事業とあわせて次のような整備を進める。

- (1) 天井川は極力河床を下げて平地河川とし、その安全度を高める。
- (2) 河川が隣接しているものは、できるかぎり河川を整理統合して改良する。
- (3) 河積の小さな河川については、適切な河積確保を行うように努める。
- 2 重要水防区域等の周知

市は、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な重要水防区域等を表示およびポスター・パンフレットの配布等により関係住民への周知に努める。

3 河川防災施設の整備

河川防災ステーション、側帯、河川へリポート、大型水防倉庫を有機的に組み合わせた河川防災施設の整備を推進し、地震発生後の住民の安全な避難地や被災者への物資輸送拠点の確保を進める。

第3 ため池の災害予防

ため池については、築造された年代が不明であり年々老朽化の傾向にある。 このため、「防災重点農業用ため池」を重点的に耐震診断等詳細な調査を進めていく。

第10節 土砂災害・地盤災害防止施設の整備等

■関係機関

土木建設課 農林振興課

第1 計画の方針

地震や地震後の降雨による地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を防止、軽減する ため、土砂災害防止施設の整備や治山対策を推進するとともに、住民に対する危険箇所の 周知、防災意識の普及・向上に努める。

また、地盤液状化の発生に備え、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発を推進する。

第2 地すべり対策の推進

1 区域の指定

地すべり防止区域の指定を県に要請するとともに、区域内のパトロールを実施する。

2 危険箇所の事前把握

市は、県と協力して、地すべり危険地区の点検の際に、地すべり活動を示す兆候を把握する。

〈地すべりの前兆〉

- (1) 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
- (2) 凹地ができたり、湿地が生じる。
- (3) 地下水の濁り、増加、変動等
- (4) 雨量の増加等が発生しやすい。

《参考資料3-3 地すべり危険地区一覧》

第3 急傾斜地対策の推進

急傾斜地崩壊危険箇所のパトロールを実施して、状況を把握するとともに、住民への周知を図る。また、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

《参考資料3-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧》

第4 治山(山地災害)対策の推進

地震時に山腹が崩壊する危険があることから、荒廃している森林の復旧整備や土砂の流 出を防止し、市土の保全と森林の造成・維持を図るため、復旧治山事業や予防治山事業を 推進するほか、人家の裏山など直撃型の災害に対しては林地崩壊防止事業の推進を図る。 また、山間道路である林道については、早期に災害箇所を復旧させる。

《参考資料3-7 山地災害危険地(山腹·渓流)一覧》

第5 砂防対策の推進

地震時には山地部で土石流等が発生する危険性があることから、荒廃した山地や渓流からの土砂流出、土石流等による災害から住民の生命と財産を守るため、次の事業を促進する。

- 1 荒廃山腹の土砂生産を抑制するための山腹工事
- 2 上流山地より流出する土砂を調整し、山脚の固定を図る砂防ダム工事
- 3 渓流の河床安定を図る縦横浸食を防止するための渓流保全工事
- 4 天井川となった河川の切り下げにより、洪水時の災害から人家、耕地を守る渓流保全 工事
- 5 土石流発生危険渓流における総合土石流対策

《参考資料3-4 土石流危険渓流一覧》

《参考資料3-8 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域一覧》

第6 液状化対策の推進

県は、昭和57年より地震対策研究事業を実施するとともに、既存のボーリングデータを 収集し、データベースを構築している。市は、これらの研究結果等に基づいて、建築物の 耐震強化を推進するとともに、住民に対して液状化対策の周知、啓発に努める。

第7 地籍調査事業の推進

1 計画方針

河川の氾濫や土砂災害などで従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧、 復興対策ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査を推進す る。

2 現況

地籍調査は、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積 を調査・測量し、その成果を登記所に送付するもので、一部地域で実施している。

3 事業計画

今後事業再開に向け検討する。

(地籍調査事業補助金) 事業主体 市、負担割合 国1/2 県1/4 市1/4

第2章 災害応急対策への備えの充実

第11節 組織体制の整備

■関係機関

危機管理·防災課 人事課

第1 計画の方針

市は、市域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、市防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

第2 湖南市防災会議

災対法第16条第1項および湖南市防災会議条例(平成16年条例第21号)に基づいて設置された機関で、地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、湖南市防災会議が置かれている。

組織および所掌事務は、次のとおりである。

1 組織

- (1) 会長(市長)
- (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市の区域を管轄する警察署の署長
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 市の教育委員会の教育長
- (7) 市の区域を管轄する消防本部の消防長および消防団長
- (8) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長の委嘱する者
- (9) その他市長が特に必要と認める者

2 所掌事務

- (1) 市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する 事務

《参考資料12-1 湖南市防災会議条例》

第3 初動体制の確立

市は、迅速な初動体制の確立のため、平時から災害即応体制の確立に努める。

1 24時間即応体制の確立

災害の監視および災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における 宿・日直および消防本部と防災担当職員との連絡体制を確立する。

2 職員の参集体制の確立

職員参集連絡網、職員初動マニュアルを作成し、職員の参集体制を確立する。

3 災害対策本部施設の整備

市役所東庁舎周辺土地利用検討の中で、災害対策本部としての施設を整備、検討する。

第4 業務継続計画の策定

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動およびそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

第5 応急対策活動用資機材の整備

応急対策活動に必要な備品・資機材(ヘルメット・合羽等)の整備に努める。

第12節 防災訓練・研修の実施

■関係機関

各課共通 消防団 消防本部

第1 計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と、防災関係機関の緊密な連携を強化するとともに、各機関および住民との協力体制の確立を図り、応急対策にあたる体制を整備強化するため、防災訓練・研修を実施する。

第2 総合防災訓練

防災技術の向上、防災知識の普及および関係機関との連携強化を図るため、概ね次により計画し、各地域および関係機関合同による総合防災訓練を毎年1回以上実施する。

1 訓練の時期

湖南市防災の日(10月9日)前後(9月下旬~10月上旬を基準)

2 訓練の内容

毎年協議して決定するものとし、概ね次の事項について実施する。

- (1) 安否確認訓練、避難訓練、消火訓練、救出・救護訓練、地域の避難所開設・運営訓練、炊き出し訓練
- (2)職員参集訓練、初動対応訓練、災害対策本部設置・運営訓練、各部局災害対応訓練、避難所開設・運営訓練、通信訓練、災害図上訓練、消防訓練
- (3) その他訓練

第3 個別訓練

1 災害対策本部設置・運営訓練

被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営 に係る訓練を実施する。実施に当たっては、対策本部と各地区連絡所との連携強化にも 配慮する。

2 職員非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生を想定し、職員の災害初動体制の迅速な確立を図るための情報伝達訓練および参集訓練を実施する。

3 情報収集・伝達訓練

消防団、地域まちづくり協議会、区・自治会や自主防災組織等と連携した災害情報収集訓練を実施するとともに、防災行政無線・湖南市メール配信サービス等を活用した住民への災害情報の伝達訓練を実施する。また、国・県・防災関係機関等との情報伝達訓

練を実施する。

4 避難所開設運営訓練

地域まちづくり協議会、区・自治会や自主防災組織、学校、福祉避難所施設等と連携した避難訓練および避難所開設・運営訓練を実施する。

5 災害図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、 決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

ア 災害対応の模擬訓練

イ 他機関との連携訓練等

6 消防訓練

市および消防機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、近隣市町と合同して大火災を想定した訓練も実施するものとする。

また、県や関係機関と緊密な連絡をとり、関連する訓練の実施日程を把握し、必要に 応じて合同訓練を行う。

7 水防訓練

水防管理機関は、水防に関する訓練を単独、あるいは必要に応じ広域洪水等を想定した水防管理機関相互の合同訓練を実施するものとする。

8 地域自主防災訓練

地域防災力の向上、住民の防災意識の高揚等を図るため、市や消防機関その他関係機関の指導のもと、区・自治会や自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、初期消火、避難所開設等、体験的・実践的な防災訓練(教育)の推進に努めるものとする。

9 土石流等の危険箇所における避難訓練

市は関係機関と協力し、出水期(梅雨期、台風期等)に、土石流および急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

10 その他の訓練の充実

ア消火、救急救助、避難訓練

市・防災関係機関は、地域住民や自主防災組織との連携による初期消火・救急救助、 避難訓練の充実に努める。

イ 学校等における防災訓練

市教育委員会は、幼児、児童、生徒が災害時に自らの力で適切に対処できるよう学校等をあげて避難、誘導等の訓練に積極的に取り組むものとする。

ウ 施設防護訓練

市・各防災関係機関は、その任務の重要性、公共性に鑑み、日頃から施設の安全性を自ら訓練を通じて検証し、災害時にその機能が十分発揮できるよう、消火訓練をはじめとする施設防護訓練の実施に努める。

エ 感染症禍を想定した対策訓練

市は、関係機関と連携し、新型インフルエンザ等感染症等の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した感染者の避難誘導や避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

〈防災訓練の種類と日程〉

災害避難救助訓練 出水期(梅雨時 台風の前等) 消防訓練 防災週間 (春、秋)	(1)関係機関と協力して、地域自主防災組織の避難訓練を指導する。 (2)事業所等の避難訓練関係機関と協力して、学校、公共施設事務所、作業場等の避難施設の整備と訓練を指導する。 (3)土石流等の危険箇所における避難訓練関係機関と協力して、土石流および急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう検討を行う。 消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じて大火災または危険物火災を想定して近隣市町、関係機関との合同訓練を実施する。 基本的に市防災行政無線、有線電話を使用する。
水防訓練水防月間	河川の危険箇所等洪水のおそれのある場所に おいて水防に関する訓練を単独あるいは、必要 に応じ広域洪水等を想定した水防管理団体相互 の合同訓練を実施する。

					1	1					1					
全[国的災害	子 防	運動	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日程
風力	水害予防	ちに関	して		\leftarrow				\rightarrow							5月~9月
水	防	月	間		\longleftrightarrow											5/1~31
土	砂災害	防止	月間			\leftrightarrow										6 / 1 ~30
が	け崩れ	防災	週間			\$										$6/1 \sim 7$
防	災	週	間					←:	>							8/30~9/5
防	災	の	日						•							9/1
地寫	隻災 害 予	防に関	員して					←:	>							8月末~9月初
湖	南市防	5 災	の目													10/9
防災	とどボラン	/ティブ	アの日										•			1 /17
防災	とどボラン	/ティブ	ア週間										\Leftrightarrow			1/15~21
火	災予防	に関	して													_
	春		季												\Leftrightarrow	$3/1 \sim 7$
	秋		季								\leftrightarrow					11/9~15
	年		末									⇔				12/上旬~12/31
	文化財	防火	運動										\Leftrightarrow			1/23~29

第4 職員に対する防災訓練の実施

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

- 1 訓練の方法
- (1) 災害図上訓練等の実施
- (2) 避難訓練等の実施
- (3)消防訓練の実施
- (4)総合防災訓練への参加
- (5) その他必要な事項
 - ①防災行政無線の操作訓練
 - ②湖南市メール配信サービスを使用した訓練
 - ③その他

第13節 防災協力体制の確立

■関係機関

危機管理·防災課 消防本部

第1 計画の方針

市は、大規模災害や防災全般に関する協力体制強化のため、県・近隣市町等との広域相互応援体制の整備を進める。

第2 他市町間等の広域連携強化

市は、他市町間相互に応援を要請または応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- 1 野洲市・湖南市・竜王町の防災に関する応援協定
- (1) 協定締結者 野洲市、湖南市、竜王町
- (2) 締結時期 平成18年10月1日
- (3) 応援の内容

災害応急対策および応急復旧に必要な資機材、物資、車両、施設の提供、職員の派遣、被災者の受入れ等

- 2 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定
- (1) 協定締結者 東海道五十三次および東海道ゆかりの21市区町
- (2) 締結時期 平成17年4月1日
- (3) 応援の内容

災害応急対策および応急復旧に必要な資機材、物資の提供、職員の派遣等

- 3 北栄町、比布町、瑞浪市、王寺町災害時における相互応援に関する協定
- (1) 協定締結者 北栄町・比布町・瑞浪市・王寺町
- (2) 締結時期 (北栄町) 平成23年8月6日

(比布町) 平成23年10月19日

(瑞浪市) 平成25年3月22日

(王寺町) 平成30年8月1日

(3) 応援の内容

食料、飲料水、生活必需品等、資機材等の供給、応急対策、復旧対策に必要な職員 の派遣等

- 4 滋賀県市長会災害時相互応援協定
- (1) 協定締結者 滋賀県内13市
- (2) 締結時期 平成24年11月締結

(3) 応援の内容

食料、飲料水、生活必需品等、資機材等の供給、救援、救助および応急復旧に必要な 車両の提供、職員の派遣等

- 5 災害時等の応援に関する申し合わせ(近畿地方整備局)
- (1) 協定締結者 近畿地方整備局
- (2) 締結時期 平成24年8月6日締結
- (3) 応援の内容
 - ・情報の収集・提供(リエゾン「情報連絡員]含む。)
 - 近畿地方整備局等職員の派遣(緊急災害対策派遣隊含む。)
 - ・災害に係る専門家の派遣
 - ・近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
 - ・近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸し付けおよび操作員の派遣
 - ・ 通行規制等の措置
 - ・その他必要な事項
- 6 全国市長会との連携

全国市長会と日頃から情報交換を行うとともに、災害時には、被災状況の情報共有を図り、同会が協定を締結している団体【特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(JPF)、日本弁護士連合会など】から迅速かつ適切な支援が受けられるよう連携強化を図る。

《参考資料12-5 災害時等の応援に関する申し合わせ(近畿地方整備局)》

《参考資料12-6 湖南市各種災害応援協定一覧》

第3 消防機関の連携強化

消防本部は、広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備による消防活動等の支援体制の整備に努める。

1 滋賀県広域消防相互応援協定

県内市町および消防一部事務組合等は、大規模または特殊災害発生時において、相互 に消防広域応援体制を確立して対処するため、応援を行うに当たって必要な事項を定め た相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 県内3市、4一部事務組合
- (2) 締結時期 平成25年2月15日
- (3) 応援の内容

消防・救急・救助活動に必要な資機材の提供、消防職員の派遣、消防・救急・救助の応援活動等

2 滋賀県下消防団広域相互応援協定

滋賀県下の消防団を設置する市町相互において、大規模火災発生時等において、相互 に消防団の応援体制を確立して対処するため、応援を行うに当たって必要な事項を定め た相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 県内19市町
- (2) 締結時期 平成19年3月16日
- (3) 応援の内容

消防・救急・救助活動に必要な車両の提供、消防団員の派遣、消防・救急・救助の 応援活動等

《参考資料12-6 湖南市各種災害応援協定一覧》

第4 その他民間団体等との協力体制の整備

市は、災害時における迅速な応急対策を実施するため、ライフライン関連施設・事業者との相互連携・協力、民間企業、災害関係NPO等との応援協力体制の整備に努める。

《参考資料12-6 湖南市各種災害応援協定一覧》

第5 受入体制の整備

市は、災害時に応援の受入れを円滑に行えるよう、関係機関と定期的に情報交換の場を 設け、集結・宿泊・活動拠点施設等、受入体制の整備に努める。また、必要な事務手続き 等を円滑に行えるよう、事前に応援の要請・受入・調整等に関するマニュアルを作成する。

第6 支援体制の整備

市は、相互応援協定を締結している市町等が災害により被災した場合の支援体制の整備を図る。そのため、以下の項目について、事前に検討を行うものとする。

- 1 被災地の現地状況把握に必要な対応の整理
- 2 支援職員の派遣体制の構築、制度整備
- 3 災害ボランティアの事務的支援、情報提供
- 4 災害ボランティア活動要請に係る環境整備

第14節 情報通信体制の整備

■関係機関

危機管理·防災課 秘書広報課 総務課 管財契約課

第1 計画の方針

災害時の情報収集・伝達の重要性に鑑み、保有する通信施設や設備の耐震性向上を図るなど、災害予防対策に努める。

第2 市防災行政無線

地震時における通信連絡の確保と、災害情報の伝達等を図るため、市防災行政無線同報 系システムを整備している。

本システムは、「市役所東庁舎」 に親局および屋外拡声子局(双方向通話機能なし屋外 拡声装置1か所、市内に設置された屋外拡声子局(双方向通話機能付き屋外拡声装置30か 所、双方向通話機能なし屋外拡声装置57か所)、再送信子局(双方向通話機能付き屋外拡 声装置1か所)ならびに戸別受信機で構成されている。その他、「市石部防災センター」 「市民交流学習センター」に設置された遠隔制御装置により住民に対し放送を行うほか、 親局から直接電波の届かない地域のため、「みどりヶ丘第2公園」および「岩根(十二坊 地先)」に再送信子局設備を設置している。

《参考資料4-1 市防災行政無線設置状況》

2 移動系防災行政無線の整備

携帯電話等の不通等他の通信手段が途絶した場合に、防災担当者間の情報手段を確保するため、トランシーバー等の整備も含めて検討する。

第3 県防災行政通信システム等

1 県防災行政通信システムの整備

県では平成6年度から3ヵ年計画で、県と市、防災関係機関相互の迅速・的確な情報 収集・伝達体制を確立するため、衛星系と地上系の2ルートで構成する防災行政通信網 を整備した。

衛星系については、県庁・市・防災関係機関および県出先機関を結び、各種情報の収集・伝達や気象予警報等の一斉通報を行うほか、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、FAX、映像での情報交換が可能である。

また地上系として、INSネット64回線を衛星地球局設備設置の機関やライフライン 事業者を中心とする防災関係機関、県の出先機関に設置しており、災害時における通信 回線の信頼性を確保している。 さらに県庁統制局の電源設備は、庁舎発電機と防災発電機の二重化を図り、無停電電源装置の設置と併せて災害に強いシステムを整備している。

また、平成8年度に衛星車載局を導入し、災害時には被災地から映像や電話、FAX回線による情報を送信できる体制を整備している。

こうしたシステムや機器が災害時に有効に機能するよう、平常時から通信訓練等を通じて関係機関との連携強化を図るとともに、設備機器の保守点検等を推進する。

2 県防災情報システムの整備

災害時において被害情報等を迅速に収集、整理するとともに、防災関係機関との情報 伝達を円滑に行い、的確な災害対応を図るため、平成14年度に県防災情報システムを整 備した。

- (1) システムの機能概要
 - ア 災害時に必要な情報を収集するための情報収集機能
 - (ア) 市および防災関係機関からの各種被害情報を収集・集計する。
 - (イ) 既に導入されている県庁内防災関連システムからの情報収集を行う。
 - (ウ) 災害現場から送られてくる現場映像を収集、表示する。
 - イ 錯綜する膨大な情報に対応するための情報管理機能
 - (ア) 災害対策に必要な基礎情報を管理する。
 - (イ) 蓄積された基礎情報や被害情報、画像情報を地図情報と連携し、管理する。
 - ウ 情報を迅速・的確に伝達するための情報提供機能
 - (ア) 収集した情報や緊急情報を各防災機関に配信する。
 - (イ)被害情報やお知らせなどを、インターネットを通じて県民に情報提供する。
 - エ 防災関係機関における的確な意思決定を支援する機能
 - (ア) 地域防災計画に基づく災害活動体制を早期に確立するための手順の支援を行う。
 - (イ) 予め登録された職員に対する一括連絡により、迅速な職員参集を行う。

《参考資料4-2 滋賀県防災行政通信システム回線系統図》

第4 災害時優先電話

平素から災害時優先電話の設置状況や利用方法の周知を図るとともに、医療施設等の関係機関等との重要回線を災害時優先電話とするよう働きかけを行う。

第5 非常通信体制の充実強化

市および防災関係機関は、災害時に加入電話、携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に、電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定に基づく非常通信等を有効に活用できるよう、平常時から近畿地方非常通信協議会との連携の強化に努める。

また、災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

〈市から防災関係機関までの通信経路〉

経路の等級	市庁舎からの距離	通 信 経 路
A(高信頼度)	0.5km	甲西駅前交番 ——— 滋賀県警察本部
IJ	0.1km	湖南中央消防署 ——— 甲賀広域行政組合消防本部
IJ	3 km	湖南中央消防署湖南石部分署—甲賀広域行政組合消防本部

——— 無線区間

第6 防災気象情報提供システムの活用

市は、住民等へ的確な避難誘導を行うため、気象庁から情報提供される防災気象情報提供システムの活用を図る。

第7 住民への情報伝達システムの整備・活用

1 情報の一括管理

市は、災害時における住民への迅速かつ的確な情報伝達を行うため、各部局や防災関係機関が収集する災害情報や被害情報等を迅速かつ効率的に処理する必要がる。そのため、災害時に必要となる各種防災関連情報の整理様式の統一を図り、住民等に迅速かつ効率的に伝達できる仕組みを構築する。

2 多様な情報伝達手段の整備

多層的な情報伝達手段の整備充実に努めるとともに、整備に当たっては視覚・聴覚障がい者、外国人等の要配慮者に配慮するものとする。

(1) 同報系防災行政無線

同報系防災行政無線により住民への災害情報の伝達を図る。

(2) 湖南市メール配信サービス・緊急速報メール

携帯電話やパソコンのメール機能を活用した情報伝達として、「湖南市メール配信サービス」への加入を促進する。

また、「緊急速報メール」 により、避難指示等の緊急速報を配信する体制を整備している。

(3) 市ホームページ

市ホームページを活用して、住民への各種情報の伝達を行う。なお、システムの被害等により市ホームページが利用できない場合は、他市町村等のホームページを活用できる仕組みづくりやフェイスブックなどSNSを利用した情報伝達を検討する。

(4) 衛星電話

災害時において孤立する可能性のある地域への衛星電話の配備を行う。

(5) FAX

自主防災組織との情報伝達手段として、湖南市メール配信サービスおよびFAXを活用する。

(6) その他

サイレン、放送事業者との連携、自主防災組織等人的ネットワークの構築、アマチュア無線等情報ボランティアの協力体制の確立等、多層的な情報伝達手段の整備・充実に努める。

マスコミに対しては、状況を的確に知らせ、住民への情報提供、情報拡散の協力を 働きかける。

また、広報車による広報活動体制を確立するとともに、そのための機材を整備する。 さらに、西日本電信電話㈱等が災害時に運用する災害用伝言ダイヤル「171」等 について、住民に周知する。

第8 情報システム機器等の管理運用

大規模災害発生時においてもシステムを稼働できるよう、次の対策を講じる。

- ア機器の浸水・転倒防止対策
- イ 自家発電機の設置等電源の確保対策
- ウ 回線の多重化

第9 地区連絡所との通信手段の整備

各地区連絡所と本部等との円滑な情報伝達を確保するため、地区連絡所に災害時優先電話の設置を働きかけるとともに、トランシーバー等の簡易無線を整備していく。

第15節 火災予防体制の充実

■関係機関

危機管理·防災課 土木建設課 住宅課 都市政策課 農林振興課 消防団 消防本部

第1 計画の方針

地震等における大規模火災の発生に備えて、日頃から、火災を未然に防止し、体制の構築や消防力の増強、消防水利の整備等を推進する。

第2 出火防止、初期消火対策

- 1 住民への啓発等
- (1) 市および各消防機関は、毎月第1日曜日の防火点検の日、春秋2回の火災予防運動 等に、火災予防意識の普及徹底を行う。予防広報は、消防車両、広報紙を通じて行う。
- (2) 家庭内から出火要因の軽減を図るため、耐震装置付器具(強い地震の揺れを感知し、 自動消火する装置の付いた器具)や感電ブレーカー(地震の揺れを感知し、自動でブレーカーを落とし、通電火災を防ぐ器具)の使用等の広報を行う。
- (3) 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識および技術の普及を図る。
- (4) 消防訓練等を実施する。
- 2 自主防災組織の消火体制の確立

地震時の出火に的確に対処するためには、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織 や事業所の自衛消防組織による初期消火体制を確立する必要がある。

このため市は、地域における自主防災組織の育成や資機材の整備を進め、消防団や地域住民と自主防災組織が一体となって活動できる体制づくりを推進する。

3 防火対象物等への予防査察体制の充実強化

消防署は、消防法、火災予防条例および火災予防査察規程に基づき、学校、病院、事業所等の防火対象物において、火災予防、防火管理の徹底を図るため、次に掲げる立入検査を実施する。また通報、避難、消火等の訓練を実施することや消防計画を作成することについて指導を強化する。

(1) 定期查察

計画に基づき定期的に実施するもの

(2) 特別查察

消防長または消防署長が特に必要があると認めるときに対象物を指定して実施する もの

(3)確認査察

査察により指摘した不備事項の改修状況を確認するため実施するもの

4 幼少年期に対する防災教育

消防署は、幼児教育または学校教育の場を通じて防災意識を浸透させるために、関係機関と連絡を密にして防災教育の充実に努めるものとする。

5 住宅防火診断の実施

消防署は、火災予防上必要と認める場合、一般住宅等を対象として、期間および地域を定め、防火診断を実施するものとする。

6 火災警報等発令時の対応

消防署は、火災警報、火災多発特別警報または火災注意報発令時、管内全域において火気の使用制限に関する広報を実施するものとする。

第3 延焼の防止対策

1 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

初動および活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防署等の耐震化ならび に消防機動力、消防緊急情報システムおよび個人装備等の整備を早急に進める。

2 老朽木造住宅密集地等の延焼防止対策

老朽木造住宅密集地等の火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保 に重点を置いた消防設備の充実や消防水利の確保等の延焼防止対策の検討を進める。

また、市街地の面的整備や道路・公園等の都市基盤整備、建築物の不燃化など都市防 災を推進するとともに、市内の消防車両の進入が不可能な箇所は、今後の道路計画と併 せて改良事業を推進する。

3 避難場所・避難路周辺の安全確保

避難場所・避難路周辺の安全確保および初期消火体制を確保するため、避難場所を対象として防火水槽・耐震性貯水槽を設置し、地域住民の安全確保を図る。

第4 消防力の強化

市は、国の「消防力の整備指針」(平成12年1月20日、消防庁告示第1号)に基づき、 火災の予防、警戒および鎮圧ならびに救急業務を行うために次の事項に留意して、必要な 施設や人員の整備に努める。

1 消防団の活性化

市および各消防機関は、地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、次の事項を重点的に実施する。

- (1)消防団、安全装備の整備
- (2)報酬、出動手当、退職報償金の適正化
- (3) 公務災害補償の充実
- (4) 県消防学校の教育基準の充実による現地教育の推進
- (5)消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用
- 2 消防団の設備、機材の強化

- 3 都市化・高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備
- 4 消防職員や消防団員、自主防災組織等が初期消火、延焼防止、救出救護活動、避難者 への支援活動、避難行動要支援者への対応、復旧活動等に各自の持ち場で最大限に力を 発揮できる体制整備と訓練や研修機会の充実
- 5 消防団等による地域住民や自主防災組織への初期消火、救出救護活動等の指導の推進
- 6 消防団と事業所の協力体制の確立

市は、消防団と事業所の自衛消防組織が一体となって消火活動等を実施するために、活動環境を整備し、地域防災体制の構築を図るものとする。

7 消防職員・消防団員の防災教育

消防大学校および県消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、研修を通じて、 消防職員・団員の消防に関する知識および技術の向上を図る。

- (1)消防本部は、消防職員に係る初任教育、幹部教育等の各職務に該当する教育訓練への派遣機会を活用する。
- (2) 市は、県消防学校が実施する講習会に消防団員を積極的に参加させるよう努める。

第5 消防水利の整備

国の「消防水利の基準」(昭和39年12月10日、消防庁告示第7号)に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。

特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった反省から、消火栓以外の消防 水利の整備と適正配備に努める。

なお、次の事項に留意して、消防水利の整備に努める。

- 1 耐震性貯水槽・防火水槽の設置
- 2 河川等の自然水利の活用
- 3 プール・雨水貯留施設・噴水等の他用途の水源を消防水利に活用
- 4 河川改修等の整備における消防水利の確保
- 5 住宅開発等における消防水利の確保指導の強化
- 6 建築物の密集状況に応じた消防水利の適正配置

《参考資料8-1 消防水利の現況》

《参考資料8-2 消防力の現況》

第16節 救急・救助、緊急医療体制の充実

■関係機関

地域医療推進課 健康政策課 こども子育て応援課 消防団 消防本部 危機管理・防災 課

第1 計画の方針

地震時には倒壊家屋などに生き埋めになった被災者が多数発生することが予想される。 その迅速な救急・救助のため消防・警察・自衛隊等の機関や自主防災組織において、平素 からの備えを行うことが必要である。

また、災害時に適切な医療を供給するため、災害医療体制の構築、資機材の整備、広域医療体制の構築、医療機関の耐震性の向上などを推進する。

第2 救急・救助体制の整備

1 救急・救助活動体制の確立

市は、地域における救急・救助体制を充実するため、地域住民や地域内の事業所等で 組織される自主防災組織の育成と活性化を推進する。

また、効率的な救急・救助活動を行うため、日頃から消防署や消防団と自主防災組織が一体となった救急・救助訓練を実施する等、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の密接な連携体制の確立に努める。

2 救急・救助資機材の整備

市および消防機関は、平時から情報交換を行い、迅速・的確な救急・救助活動を遂行するために必要な資機材の整備を計画的に推進する。

また、市は、地域の自主防災組織の資機材整備のための支援に努める。

なお、整備している資機材については、定期的(年1回程度)に点検を行うものとする。

《参考資料12-3 湖南市ふるさと防災チーム育成事業補助金交付要綱》

第3 応急医療体制の整備

- 1 市は緊急事態が発生したときの対応を甲賀湖南医師会と協議し、市域内での災害対応 病院の指定、救護所の設置、救護班の編成等について、直ちに対応できる体制を確立す る。
- 2 指定された病院と甲賀湖南医師会は、災害時の救護所開設や負傷者の受入れ体制等について検討・協議を行い、災害時において円滑な連携体制がとれるよう努める。
- 3 医療救護拠点等施設の耐震・耐火化

地震時にその機能と安全性を確保するため、医療救護の拠点となる保健センターおよび各小学校の耐震化を図る。また治療に不可欠な水、電気等のライフラインを確保できるよう、給水タンクや非常用電源の耐震・耐火化等の対策をとる。

また、平素より医療機器や薬品棚の転倒防止策を施すことを奨励する。

4 災害派遣医療チーム (DMAT) との連携強化

大規模災害により多数の傷病者が発生し、災害現場での医療救護活動が早期に必要と される場合、県は、消防本部、警察機関等からの災害発生情報に基づき、災害拠点病院 等に災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請を行う。

災害派遣医療チーム (DMAT) は、災害現場で消防機関、警察機関、自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入り、それぞれの機関の助言を得ながら情報収集活動や医療救護活動を行う。

消防本部は、災害派遣医療チーム (DMAT) が災害時に円滑な活動が行えるよう、平常時から災害派遣医療チーム (DMAT) 警察機関および自衛隊との連携強化に努める。

《参考資料12-6 湖南市各種災害応援協定一覧》

第4 医薬品等の確保

医療救護拠点である保健センター、石部診療所、水戸診療所はもちろんのこと、医療救 護地区拠点である各小学校にも、必要な医薬品を備蓄する。

また、滋賀県医薬品卸協会や市内医療機関に対しても協力を要請しておく。

第17節 食料・生活必需品等・給水の確保と緊急輸送 体制の整備

■関係機関

農林振興課 福祉政策課 商工観光労政課 上下水道課 管財契約課

第1 計画の方針

大規模地震が発生した場合は、輸送ルートの途絶や流通機構の停止等により飲料水、食料、生活必需品等の供給に大きな支障が生じるおそれがあるため、災害発生から概ね1週間程度は、これらの物資を被災地内で確保しておく必要がある。

このため、市は住民と一体となった物資の確保体制を構築するとともに緊急輸送の円滑 化を図るため緊急輸送ネットワークの形成を推進する。

第2 食料、生活必需品等の確保

1 食料の確保

被災者への食料の供給は、炊き出し体制が整うまでの発災後1~3日間は、備蓄して ある乾パン等の非常食(以下「非常食」という。)を中心に供給し、概ね4日目以降は、 米飯、弁当等の炊き出しを実施する。

また、社会福祉施設(入所施設)、医療機関等においては、入所者や患者の実態に応じた非常食の備蓄を推進する。

(1) 米穀の確保

市は、県が策定した「応急用米穀取扱要領」9 (市町村長が自ら主食を確保する場合)に基づき、事前に米穀販売業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。

(2) 主食および副食の確保

市は、乾パンなどの主食とともに野菜などの副食を、自ら備蓄または関係機関から 調達する。

2 生活必需品等の確保

市は、家屋の倒壊、破損、焼失等による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品や新型インフルエンザ等感染症等対策に必要な物資(以下「生活必需品等」という。)の備蓄や調達先の確保に努める。この際、女性用品、乳幼児用品等男女等のニーズの違いにも配慮する。なお、選定にあたっては、女性職員等の意見を聴くものとする。

また、住民は、各家庭や区・自治会、 自主防災組織においてこれらの備蓄を推進し、 災害時に公的備蓄が到達するまでの生活の確保を図る。

3 流通備蓄および配分計画の策定

- (1) 市内における緊急物資流通在庫状況の情報入手に努める。
- (2) 市内における緊急物資の調達および配分計画を策定する。
- 4 調達・輸送体制の整備
- (1) 災害発生時の食料・生活必需品等の供給について、市商工会、市内業者等と協定を 締結するなど、調達体制の整備と品目・数量の強化を図る。
- (2) 緊急物資の集積所は原則として救援物資等集積所とする。
- (3) 緊急物資の集積所の運営管理等を検討する。
- (4) 救援物資等集積所や防災倉庫から避難所等への輸送体制を強化するため、輸送業者等との協定締結を進める。
- 5 備蓄品目・量の決定

市は、地域の特性や、要配慮者、男女のニーズの違いや子ども等への配慮を考慮し、 次のような重要物資を選定して確保に努めるものとする。

また、避難生活の長期化に配慮した生活必需品等の備蓄を進める。

なお、備蓄品目や数量については適宜見直しを行うほか、備蓄している食料、生活必 需品等、飲料水は、定期的(年1回程度)に点検を行う。

アルファ化米、ビスケット、介護食、粉ミルク・哺乳瓶、液体ミルク、おかゆ食、食器、日用品、毛布、衛生用品(紙おむつ(大人用含む)、生理用品)、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなど

《参考資料12-6 湖南市各種災害応援協定一覧》

第3 飲料水の確保

市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、給水体制の整備を図るものとする。

- 1 応急給水の確保
 - 1人1日3リットルの供給を確保するため、次のような整備等に努めるものとする。
- (1) 水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など給水拠点の整備を図る。
- (2) 配水池等を整備し、応急給水に利用する備蓄水量を確保する。
- (3) パックやペットボトルの飲料水の備蓄を確保する。
- (4) 井戸水等の把握を行う。
- 2 供給体制の整備

給水車の配備、給水に必要な資機材の整備を確保する。

第4 地域における備蓄の促進

1 自主防災組織等の備蓄

市は、自主防災組織等が中心となって地域の防災活動拠点等に資機材・生活必需品等

の備蓄を推進するよう啓発に努める。

2 家庭における非常食、被服・寝具や生活必需品等の備蓄の促進

市は、「自らの生命は自らで守る」 という防災の基本原則に立って、日頃から各家庭で家族構成に応じた最低3日間分、推奨1週間分の非常食や被服・寝具、その他生活必需品や新型インフルエンザ等感染症等対策品(マスクや消毒液・アルコールティッシュなど)等の備蓄の啓発・普及を図る。

(1) 飲料水

ア 各家庭においては、災害時最低1週間分の飲料水を備蓄する。

- イ 生活用水として浴槽等に貯水することや、井戸も利用できるように事前にその所 在について調査する。
- ウ 飲料水消毒用の塩素や濾過装置付のストロー等が市販されているので、備えておくことが望ましい。

(2) 食料

家族1人当たり1週間分程度の主食、副食等の保存食を平常時から備蓄しておく。 特に主食については、米が調理不可能な場合も考えて、乾パンや缶詰など、調理不要 な食料も用意しておく。備蓄食料は、賞味期限等に注意し、定期的に点検、入替えを 行う。

(3) 非常持出し品

非常時の持出し品として、救急箱(マスクや消毒液、アルコールティッシュなどの 感染症対策品含む)、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を準備し、置場所を決めておく。 医薬品や乾電池については、期限等に注意し、定期的に点検して入替えを行う。

(4) その他

被服・寝具や感染症対策品を含むその他の生活必需品等の備蓄

第5 緊急輸送ネットワークの形成

地震時における人命の安全確保、被害の拡大防止、応急対策等を円滑に行うため、主要な防災拠点を、車両、船舶、ヘリコプター等で有機的に結ぶ緊急輸送ネットワークを形成する必要がある。

このため「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画」(平成8年9月策定、平成25年2月 見直し)等に基づき、県の既存施設を活用して確保した広域湖岸輸送拠点や広域陸上輸送 拠点等を緊密につなぐネットワークを確立する。

1 第1次緊急輸送道路

県は、県庁所在地、地方中心都市などを結ぶ広域ネットワークを形成する幹線道路を 設定し、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努める。

本市域では、名神高速道路、草津伊賀線(旧国道1号)、国道1号(栗東水口道路) が指定されている。

2 第2次緊急輸送道路

県は、第1次のネットワークと市役所や主要駅、港湾災害医療施設などの主要防災拠点を連絡する道路を設定し、当該地域が被災した場合に、その通行確保に努める。

本市域では、一般県道、石部草津線(旧国道1号~市役所西庁舎)が指定されている。

- 3 市における緊急輸送道路の設定および整備等
- (1) 市は、県が設定する緊急輸送ネットワーク(第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送 道路)を踏まえ、市の救援物資等集積所(湖南市総合体育館)に集められた物資を、 市内の避難所等に送るための緊急輸送道路を設定し、ネットワークを形成する。
- (2) 市は、緊急輸送道路の整備を図るとともに、日頃の点検に努め、当該地域が被災した場合にはその通行確保に努める。
- (3) 市は、災害時における車両使用自粛、緊急輸送道路指定路線等に関する情報提供を行う。

第6 炊き出し

1 炊き出しのための施設は、調理場の施設を有する公共施設等を必要により利用するものとする。

《参考資料7-2 炊き出し施設一覧》

- 2 炊き出しの従事者は、市職員をもってあてるほか、日本赤十字奉仕団等の協力を得る ものとする。
- 3 炊き出し時には、食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液等を炊き出し施 設ごとに備え付けるものとする。
- 4 地震などの災害時には座る部分を外して、炊き出し用のかまどとして利用できるかまどベンチを市内の学校、幼稚園、まちづくりセンター、集会所、児童公園等に設置している。今後も地域住民等と協力し、かまどベンチの設置に努める。

《参考資料7-3 かまどベンチ設置場所一覧》

第18節 避難誘導体制の確立と避難所対策の充実

■関係機関

危機管理・防災課 企画調整課 福祉政策課 障がい福祉課 高齢福祉課 子ども・若者 政策課 こども子育て応援課 幼児施設課 住宅課 都市政策課 土木建設課 教育委員 会 学校教育課 避難所施設所管課

第1 計画の方針

市は、地震の発生による家屋倒壊や大規模火災などから地域住民が安全に避難できるよう避難計画を策定するほか、避難路・避難地の整備を推進する。

また、避難所に食料・生活必需品等(感染症対策用物資を含む)・資機材の整備や設備整備を推進し、災害に備えた管理・運営体制を確立する。さらに、平常時から応急仮設住宅の建設予定地を選定しておくものとする。

第2 避難に関する計画

避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避 難所等の整備、避難経路など避難体制の確立を図るものとする。

- 1 避難指示等を行う基準および伝達方法
- 2 避難所の名称、所在地、対象地区および対象人口
- 3 避難所への経路および誘導方法
- 4 消防団による避難誘導の方法
- 5 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
- (1) 飲料水等の供給
- (2) 食料の支給
- (3) 毛布、寝具等の支給
- (4) 医療、日用必需品の支給
- (5) 負傷者に対する応急救護

第3 避難場所(指定緊急避難場所、避難所、一時避難場所)、避難路 の配置

地震発生時における避難場所(指定緊急避難場所、避難所、一時避難場所)を指定するとともに、避難場所に必要な設備、資機材の配備を進める。また、避難場所に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

- 1 指定緊急避難場所の指定(災害対策基本法第49条の4)
- (1) 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令

で定める基準に適合する施設または場所を、管理者の同意を得た上で、洪水、その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

- (2) 市長は、指定緊急避難場所の指定、取消を行った場合は、知事に通知するとともに、 住民に公示する。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、当該施設を廃止、改築等重要な変更を加えるときは、市長への届出を行う。

2 避難所の指定

(1)避難所の配置

避難所の配置に当たっては、人口や住宅等の状況に応じて配置することとし、避難 所から概ね半径2kmの圏域を避難圏域とする。また、避難圏域以遠の住戸については、 代替施設を検討する。

なお、避難生活の改善と避難所施設(教育施設等)の本来機能の回復を図るため、 避難所開設後一定期間(1週間程度)が経過した時点で、応急仮設住宅建設までの間、 避難所の集約を検討し、避難所を段階的に解消する。なお、集約する避難所は、災害 時における被災や避難者の状況を勘案して指定する。

(2) 福祉避難所

避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者用の福祉避難所の協定の 締結を進める。

(3) 指定避難所の指定

市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

ただし、当該施設が地震時において倒壊するおそれがある場合等は、避難所として 使用しない。

3 一時避難場所の指定

地域住民の集結場所、自主防災組織等の消火・救護活動等の活動拠点あるいは避難所 が使用できない場合の代替施設等として機能する一時避難場所を適宜設ける。

4 避難路の整備

各自主防災組織等が作成する避難計画に示された避難経路を避難路として位置づけ、 円滑な避難活動が可能となるよう、道路幅員の確保や段差の解消、夜間照明施設の整備 などの対策に努める。

5 一時集合場所

一時集合場所は、市から避難指示等が発令された時など、区・自治会単位で集団を形成し避難者を受け入れる施設である避難所や一時避難場所に避難するための一時的な集合場所とする。一時集合場所は、集合した人の安全が、ある程度確保されるスペースをもった公園・空地などを各区・自治会等の地域において定める。

6 住民等への周知

市長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項等を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の印刷物の配布その他の必要な措

置を講ずる。

第4 避難所の設定・整備

1 避難所の設定・整備

市は、平常時において次のような基準により避難所を選定し、住民に対する周知に努める。

なお、避難所に指定する公共的施設については、多目的トイレ、スロープの設置、 FAX、文字放送テレビの設置等、高齢者・障がい者等に配慮した施設・設備の整備、夏季等における熱中症の予防(冷風扇の設置等や対処法に関する普及啓発等)、冬季における暖房設備の設置等に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、太陽光発電設備や蓄電池等を含む再生可能エネルギーや電動自動車(EV・PHEV)などの非常用発電設備の整備に努める。

- (1) 災害に対して安全な公共建物
- (2) 給水および給食施設を有するかあるいは比較的容易に設置できるもの
- (3) 救助物資等の保管スペース (屋内が望ましい) を有するもの
- (4) なるべくの避難者の居住地に近く、かつ集団的に収容できるもの
- (5) 医療的ケアを必要とする方用の人工呼吸器や吸引器等の医療機器用の電源 の確保ができるもの

2 避難所の管理運営体制の構築

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、避難所開設・運営マニュアルの作成を行う。作成に当たっては、市の実情に即した適切なマニュアルとなるよう地域まちづくり協議会、区・自治会、自主防災組織、学校等の施設管理者、その他専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や関係機関等と調整を行う。なお、避難所開設・運営マニュアルは、次により構成する。

- (1) 避難所開設等
- (2) 管理責任者の配置と役割
- (3) 避難者の受入準備
- (4) 避難所の管理(避難者情報・避難所施設の管理、衛生管理等)
- (5) 避難者の世話(食料・生活物資等の提供、健康・医療、要配慮者の保護等)
- (6) ボランティアの受入
- (7) 避難所の閉鎖

なお、避難所を地域住民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう平常 時から各自の役割分担を明確化するとともに、施設管理者との連携による避難所運営 管理に関する訓練を定期的に実施する。

《参考資料6-1 指定避難所一覧》

《参考資料6-2 指定緊急避難場所一覧》

第5 避難所の設備および資機材の配置

避難所に必要な次の設備および資機材をあらかじめ配備し、または必要なとき直ちに配備できるよう平時から準備しておくとともに確保計画を構築するものとする。

- 1 通信機材
- 2 放送設備
- 3 照明設備(非常用発電機を含む。)
- 4 炊き出しに必要な機材および燃料
- 5 給水用機材(小分け容器を含む。)
- 6 救護所および医療資機材
- 7 物資の集積場所
- 8 仮設のテント
- 9 仮設トイレ
- 10 感染症対策用物資等
- 11 防疫用資機材
- 12 清掃用資機材
- 13 工具類

第6 応急的な住宅の確保体制の整備

地震により多数の住宅が被災した場合に緊急的に住宅を確保するため、市営住宅の空き 家だけでなく、県営住宅、近隣他都市等の公営住宅等の空家を被災者に提供するため、空 家情報の収集方法や一時入居募集の方法などについて関係機関と協議を行い、応急的な住 宅の確保体制の整備を図る。

第7 応急仮設住宅の建設

災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するためには、平常時から建設適地を 把握しておくことが重要であり、市は次の点に留意し建設適地の選定に努める。

1 二次災害発生の危険性の検討

崖の近傍や延焼等の恐れのある住宅密集地等、二次災害の危険性がある場所を避ける 等、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所を選定する。

2 水道、電気、ガス等の条件検討

水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所または仮設により容易に設置できる場所を選定する。

なお、これらの施設整備が困難な場所を選定する場合は、あらかじめ対処方法を十分 検討しておく。

3 応急仮設住宅建設資材を搬入することが容易な場所を選定する。

第8 学校(園)における避難体制の充実

教育委員会およびこども未来応援部は、防災教育の充実を図るとともに学校防災の手引きを作成し、教職員、児童、生徒および保護者への周知徹底に努める。また、校・園長は学校・園の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うものとする。

1 緊急避難計画の作成

- (1) 学校・園内での活動中を想定した計画
 - ア 校内防災組織および避難場所を確立する。
 - イ 避難訓練のマニュアルを作成する。
 - ウ 年間計画の中に学校と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
 - エ 発災時における教職員の児童等への指示および措置の方法を明らかにする。
 - オ 学校・園の施設・設備の状況を把握する。
 - カ 避難経路と避難場所の安全確保および避難の誘導方法を明らかにする。
 - キ 教職員の配備と児童等の安全確認を明らかにする。
- (2) 学校・園外での活動中を想定した計画

災害が登下校時および校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュ アルを作成する。

- 2 防災体制の整備
- (1) 災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。
 - ア 児童等の避難計画および訓練の実施ならびに平素から災害時の事前指導、事後指 導について周知徹底を図り、保護者との連絡方法を確認しておく。
 - イ 市教育委員会またはこども未来応援部、警察署、消防署、消防団および保護者へ の連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
 - ウ 緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
 - エ 災害発生時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制ととも に各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体 的なマニュアルを作成する。
 - ・各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - ・学校・園が避難場所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
 - ・職員個々の緊急時に登校する学校を明らかにし、県教育委員会または市教育委員会(公立保育園、こども園はこども未来応援部)に登録するとともに、 それらを通して他校より動員される職員名を登録しておく。
 - ・マニュアルはあくまで初動体制(災害発生5日間以内)に基づくものとし、 災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とす る。
- (2) 低学年児童、障がい児等に対して、次のような対応を行う。
 - ア 実態の把握に努めるとともに適切な指導ができる体制をつくる。
 - イ 職員だけでは対応できない場合には、関係自治体の協力を得られるように日頃よ

- り連絡を密にする。
- (3) 緊急時に対応できる通信機器(災害時優先電話等)を設置する。
- (4) 教職員による巡回・引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- (5) 通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにした防災マップを作成し、関係 機関に周知する。
- (6) 各学校については、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど職員への周知 徹底を図る。

第9 防災上重要な施設の管理者の留意事項

病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難 計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難 の万全を図るものとする。

- 1 病院において患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生および入院患者に対する実施方法等について定める。
- 2 興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画 の作成および訓練の実施に当たっては、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配 慮したものとする。

第19節 要配慮者の安全確保および支援体制の強化

■関係機関

福祉政策課 障がい福祉課 高齢福祉課 子ども・若者政策課 幼児施設課 土木建設課 企画調整課 危機管理・防災課 人権擁護課

第1 基本の方針

災害時における高齢者・障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者には、情報伝達、避難 誘導、介護支援等のきめ細やかな配慮が必要である。

このため市は、県と連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。

また、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策を推進する。

第2 在宅の要配慮者の避難体制

市は自力で避難することが困難な高齢者・障がい者等や日本語があまり理解できない外国人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。

1 災害対策マニュアルの作成等

市は、高齢者・障がい者等の要配慮者やその介護者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、災害対策マニュアルを作成するとともに、地域における要配慮者に係る情報の把握・共有および安否確認方法、支援対策について定める。

2 安否確認体制の整備

市は、災害時における在宅の要配慮者の安否確認体制を確保するため、平常時から下記の整備に努める。

- (2) 自主防災組織、区・自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保
- (3) 警察、消防署等との連携
- 3 避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等
 - (1) 避難行動要支援者名簿の作成
 - ① 市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎となる名簿を作成するものとする。

また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿の内容を定期的に更新するものとす

る。

- ② 避難行動要支援者名簿の掲載対象者は、以下の①から⑥のいずれかに該当する者で、在宅で生活している者とする。
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介 護3以上の判定を受けている者
 - イ 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により身体 障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第 15号) 別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級または2級に該当する者 (心臓・じん臓機能障害のみで該当するものは除く。)
 - ウ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官 通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施に ついて(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分の うちA1・A2の判定を受けている者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定 により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級または2級に該当する精 神障害を有する者
 - オ 小児慢性特定疾病および特定医療費(指定難病)受給者のうち、寝たきりの者および「人工呼吸器」、「吸引器」、「酸素濃縮器」を利用している者
 - カ アからオのいずれにも該当しないが、災害時において、避難情報の入手、 避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難であると自ら申し出た人ま たは申し出はないが区・自治会や民生委員・児童委員が支援を必要と認めた 人
- ③ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載または記録するものとする。
 - ア氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所および居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援を必要とする事由
 - キ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- ④ 市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報を求め積極的に必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼および提供に際しては、法令に基づく依頼または提供 であることを、書面をもって明確にするものとする。

《参考資料13-14 避難行動要支援者名簿》

(2) 個別避難計画の作成

① 市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ円滑に行うため、本人または 家族等とともに、個々に対応する避難支援等実施者や支援の方法、支援に関す る必要事項等を示した個別避難計画を対象者ごとに作成の同意を得て、作成す るものとする。

また、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。

なお、計画の作成は、健康福祉部、危機管理・防災課および関係部局との連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会および地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携し、取り組むものとする。

- ② 市は、作成した個別避難計画の実効性を検証するため、避難訓練の実施に努めるものとする。
- ③ 市は、避難行動要支援者名簿が居住する地域におけるハザードの状況、本人の心身状況、社会的孤立の状況等から計画作成の優先度を判断し、優先度の高い者から計画の作成に取り組むものとする。

また、比較的、優先度が低い避難行動要支援者については、本人・地域記入 による個別避難計画の作成を本人やその家族、民生委員、自治会組織等に対し て促すものとする。

- ④ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- ⑤ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

《参考資料13-15 個別避難計画》

(3) 名簿情報等の利用および提供

- ① 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、 または記録された情報および個別避難計画に記載し、または記録された情報 (以下「名簿情報等」という。)を、内部で目的外利用できるものとする。
- ② 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、区・自治会および自主防災組織その他の関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報等を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図るものとする。
- ③ 市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動

要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、避難 支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供できるものとする。

《参考資料13-16 避難行動要支援者名簿情報の外部提供に関する同意確認書》

- (4) 名簿情報を提供する場合における配慮等
 - ① 市は、名簿情報等を提供するときは、名簿情報等の提供を受ける者に対して 名簿情報等の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他 の当該名簿情報等に係る避難行動要支援者および第三者の権利利益を保護する ために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
 - ② 名簿情報等の提供を受けた者その他の当該名簿情報等を利用して避難支援等 関係者またはこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報等に 係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

4 自主防災組織の強化

- (1) 自主防災組織は、民生委員・児童委員等との連携により、災害発生時に援助を必要とする要配慮者の実態把握に努める。
- (2) 災害発生後、直ちに在宅の要配慮者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、 家族や近隣住民であり、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行 えるよう普段から地域防災訓練を実施するなど自らの活動力の強化を図る。
- 5 防災訓練の充実

市は、総合防災訓練の実施に当たっては、自主防災組織等を中心に、要配慮者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。この際、避難行動要支援者の個別避難計画が実行性のあるものとなるよう、避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民の避難支援等に携わる関係者が参加する要配慮者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

- 6 緊急情報通信システムの確立
- (1) 多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築 災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、情報インフラやインターネットの活用方法について検討し、システムの構築を図る。

また、視覚障がい者への情報提供に役立つコミュニティ放送や聴覚障がい者に役立つ文字放送、FAX等の情報伝達について、その活用を推進する。

(2) 情報伝達システムへの手話通訳等の活用

災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の 積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体(電光ボード等)の活用等につ いても検討し、具体化を図る。また、あらかじめ手話通訳者、要約筆記者の確保を図 る。

7 外国人への対策

(1) 外国語による防災情報の提供

日本語の不自由な外国人は、災害時に情報が伝わらないという事態も考えられ、平素からの配慮が必要である。

このため、市国際協会や所属する事業所等を通じて日頃から防災訓練等を実施する とともに、外国語による防災の手引き、マップ等を作成・配付して防災意識の向上に 努める。

(2) 外国語による相談窓口の開設

外国語に堪能な職員およびボランティアの協力を得て、外国人からの防災に関する 質問や相談を受ける窓口の開設を図る。

(3) 多言語表示シートの作成

市は、避難所における多言語表示シートの作成を行い、地域での防災訓練等での活用に資する。

(4)『やさしい日本語』の普及

災害時の情報伝達や被災者同士のコミュニケーション支援のツールとなる『やさしい日本語』の出前講座を行うなど『やさしい日本語』の普及に努める。

第3 社会福祉施設の防災体制

社会福祉施設の防災体制については、県の社会福祉施設監査等の指導を得て、地域住民 や自主防災組織、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等により次の事項を重 点に一層の防災体制の充実に努める。

1 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

また、これらの備蓄に併せて施設機能の応急復旧等に必要な非常用発電機等の防災資機材の整備を行う。

2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとと もに、市等の関係機関との緊急連絡体制を整える。

4 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。

5 施設間における災害援助協定の締結

市は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制につ

いて、あらかじめ必要な事項を定めておく。

また、社会福祉施設の管理者は、災害発生に伴い施設等の運営に支障を来し、施設独 自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災 害援助協定等の締結に努める。

6 非常用電源の確保

社会福祉施設は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から 円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ社会福祉施設が保有する非常用電源の設置状 況等に関する県の調査等に協力する。

第4 避難所における要配慮者への配慮

1 施設の整備

市は、避難所となる公共施設をだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年県条例第42号)に基づくユニバーサルデザインの視点から、障がい者トイレ、スロープ、手摺り、FAX、文字放送テレビ等の整備を進める。

また、要配慮者が避難生活を過ごす居室は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配備され、プライバシーが確保されるなどの配慮を心がける。

この際、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い 等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳 室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保な ど、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

2 福祉避難所の整備

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者のために、民間の社会福祉施設の協力を得て福祉避難所の整備を行い、必要に応じて、福祉避難所として指定するなど、あらかじめ社会福祉施設と災害時における協力体制の確立に努めるものとする。

また、福祉避難所の開設および運営は、別途定める「湖南市福祉避難所等開設・運営マニュアル」により実施する。

《参考資料6-3 福祉避難所一覧》

第5 応急仮設住宅における要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅の建設に当たっては応急仮設住宅の一定割合を高齢者・障がい者対応型とする等、要配慮者へのきめ細かい配慮を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止する ための心のケア、入居者によるコミュニティ形成および運営に努めるとともに、女性の参 画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、同一敷地内または近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会

等に利用するための施設を設置する。

第6 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策

県、市町は、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努め る。

また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、防災会議における女性委員 の積極的な登用や、平常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参 画センターの役割について明確にするなど、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携 した体制整備に努めるものとする。

第20節 土砂災害対策の充実

■関係機関

危機管理·防災課 土木建設課 農林振興課

第1 基本の方針

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、知事により警戒区域の指定を受けた区域については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、避難救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な避難体制が行われるために必要な事項について住民への周知に努める。

なお、災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備のため保安林として指定されている区域、地すべり防止区域、降水や出水によるがけ崩れや水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。

第2 現況

令和3年2月現在、市域における土砂災害警戒区域は、土石流は142箇所で急傾斜地崩壊は149箇所である。そのうち、特別警戒区域と指定されているのは、土石流は80箇所で 急傾斜地崩壊は129箇所である。

《参考資料3-8 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域一覧》

第3 住民への周知

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域を住民へ周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災パンフレット(ハザードマップ)の配布等を通じて積極的な情報の提供に努める。特に、高齢者等の防災上配慮の必要な者が利用する施設がある場合、市や関係機関が連携し、当該施設に対して土砂災害に関する情報等を提供する仕組みを検討する。

また、市は、土砂災害に対して警戒を要する区域であることを表示した看板の設置、過去の土砂災害に関する情報や土砂災害発生のおそれを判断する土砂災害警戒基準雨量に関する情報の提供等により関係住民への周知に努める。

第4 警戒避難体制の確立

市および関係機関から得られる雨量情報等を最大限に活用し、土石流による災害の発生前に避難ができるよう警戒避難体制の整備を検討する。

また、避難方法については、平時から自主防災組織を通じて住民に周知するとともに、 避難場所については、土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない 場所を選定し、保全対象人家等からできる限り近距離にあることなどを考慮し、地区ごと に避難体制を確立する。

《参考資料3-9 土砂災害警戒区域に係る要配慮者施設一覧》

第5 被害想定調査と対策検討

各種要因に基づく被害を想定し、これに対する諸対策を検討する。

災害時に事前措置の対象になると予想されるものについては、その占有者・所有者また は管理者に対し、その旨を通知し、改善の指導を行う。

第21節 地域の孤立に備えた対策の推進

■関係機関

危機管理・防災課 土木建設課 農林振興課 福祉政策課 障がい福祉課 高齢福祉課

第1 基本の方針

地震災害時において孤立するおそれのある集落について対策を講ずる。

第2 通信の確保

- 1 市は、地震災害時に孤立するおそれのある集落について、防災関係機関と協力しなが ら、警戒・連絡体制の確立に努める。
- 2 市は、集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等、地域の実 情に応じた通信手段の確保に努める。

第3 物資供給、救助活動への備え

市は、県と協力しヘリコプター等による支援を検討するとともに、臨時ヘリポート候補地 (着陸可能な公園、空地等も含める)の選定に努める。

第4 備蓄の推進

市は、集落の孤立の可能性に応じて、災害時の食料および物資について、住民による自主備蓄や備蓄倉庫等の整備など総合的な備蓄体制の確立に努める。

第5 道路・ライフライン等寸断への対策

市は、迅速な道路被害情報の収集および関係機関への情報提供が行えるよう、情報収集のための連携体制等の整備に努める。

第6 要配慮者に対する支援対策

市は、防災関係部局や保険・医療および福祉を担当する部局など関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携による情報伝達体制の整備に努める。

第3章 地域防災力の向上

第22節 防災に関する知識の普及計画

■関係機関

各課共通 教育委員会

第1 計画の方針

「自らの生命は自らで守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、 自ら災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には「自らの生命は自らで守る」 よう行動することが重要である。

市は、地震発生時に住民がとるべき行動および自発的な防災活動への参加等住民が努めなければならない防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

第2 計画的な普及・啓発活動の実施

大規模地震が発生した場合には、同時多発する火災や人的被害のすべてに行政や防災関係機関の力だけで対応するのは困難となる。

市は、地域住民や事業所等が「地域の安全は地域で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と意識の啓発に努める。そのため、全国的に実施される下記の時期を中心に年間を通じて計画的な普及啓発活動を実施する。

1	災害全般に関する事項	
	防災週間	8月30日~9月5日
	防災の日	9月1日
	湖南市防災の日	10月9日
	防災とボランティア週間	1月15日~21日
	防災とボランティアの日	1月17日
2	土砂災害予防に関する事項	
	土砂災害防止月間	6月1日~6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日~6月7日
3	火災予防に関する事項	
	春季火災予防運動	3月1日~3月7日
	秋季火災予防運動	11月9日~11月15日
	年末防火運動	12月上旬~12月31日
	文化財防火運動	1月23日~1月29日
4	道路災害予防に関する事項	
	道路防災週間	8月25日~8月31日

第3 普及・啓発の方法

1 防災週間等における啓発方法

防災の日である9月1日をはさみ、8月30日から9月5日までが防災週間、10月9日が湖南市防災の日となっている。また、1月17日が防災とボランティアの日、1月15日から21日までが防災とボランティア週間である。防災週間は防災意識の高揚および防災知識の普及を図ることを趣旨としており、次の防災行事の実施を通じて住民への啓発を図る。

- (1) 各種防災訓練、防災フェア、展示会等の開催
- (2) 大学の教授等専門家による講演会、研修会、その他防災教育
- (3) ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布
- (4) 防災フォーラムの開催
- (5) 標語、作文、図面等の募集
- (6) 災害危険区域の巡視、点検、周知
- (7) マス・メディアやホームページ、各種SNSによる広報
- (8) 防災功労者の表彰
- 2 様々な機会を活用しての普及・啓発
- (1) 防災講演会や出前講座の実施
- (2) 広報媒体等による普及

ラジオ・テレビ、新聞・雑誌、防災活動パンフレットその他の印刷物による普及、 図画・作文等の募集など

(3) 社会教育等を通じての普及

P. T. A、青年団体、女性団体、地域まちづくり協議会、区・自治会等の会合、各種研究集会等の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

(4) 起震車による地震体験学習

起震車を消防本部を通じて借用し、広く住民に貸し出し、実際的な体験による知識の普及および技術の向上を図る。

(5) 石部防災センターの活用

防火活動啓発推進の研修施設として石部防災センターを積極的に活用し、防災思想の高揚を図る。

湖南市石部防災センター 湖南市石部中央4-1-7 0748-77-8824

3 男女共同参画の視点

男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設ける。

4 要配慮者等への配慮

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。また、このような合理的配慮に関することを含め、必要な防災知識の普及を図る。

第4 普及・啓発の内容

1 非常備蓄等の推進

震災発生時への対応として、1週間分の飲料水、食料の備蓄、非常持出品(救急箱、 懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備や家具等の転倒防止等住民自らが家庭でできる予 防・安全対策を講じるとともに、被災時の家族内の連絡体制の確保を促すよう努めるも のとする。

- 2 平常時および災害時の活動の周知 住民に対し、次のような自主防災思想の普及、徹底を図る。
- (1) 市地域防災計画で規定する各機関の防災体制
- (2) 災害に関する一般的知識
- (3) 過去の主な被害事例
- (4) 日常普段の心がけ
- (5) 災害発生時の心得
- (6) 要配慮者等への配慮

防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児妊産婦等の要配者の多様なニーズに十分配するよう努める。さらに、災害時の男女ニーズの違いなど双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要などの視点から配慮するよう努める。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。併せて、県から、内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興ガイドライン」に基づいた情報を収集し、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。

É	主 民	の 活 動		
平常時の活動		災害時の活動		避難後の活動
1 家族防災会議の開催		1 身の回りの安全の確保		1 避難生活への
2 食料、身の回り品等の2~3日分	地	2 火元の始末(出火防		対応
相当の家庭内備蓄		止)		2 自立へ向けた
3 わが家の安全点検の実施	_	3 消火、救出作業		行動
4 住居周辺の災害特性の把握	震	4 正しい情報の収集		
5 家具転倒防止、消火器の設置等災	\Rightarrow	5 避難活動	\Rightarrow	
害時の安全措置	発			
6 避難場所、避難経路、家族の集合				
場所、連絡方法等の認識の共有化				
7 地域の一員としての必要な行動の	生			
事前確認				

第5 学校等における防災教育

児童・生徒等の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、教職員や児童・生徒等一人ひとりが、平常時からの備えや「地域の安全は地域で守る」という心構えを持つ

必要がある。

このため、緊急時に教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努めるとともに 児童・生徒等には、県が作成した地震防災学習資料等を活用し、災害や防災の基礎的事項 を理解させ、安全に身を守るための対応力を身につけさせるよう努める。

さらに県教育委員会が平成24年3月に作成した「滋賀県 学校防災の手引き」の活用促進や防災教育都道府県研修会の開催等により防災教育の一層の充実を図る。

第6 要配慮者等への配慮

市は、防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。さらに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被 災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されな い」意識の普及、徹底を図る。

併せて、県は内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興の取組指針、同ガイドライン」に基づき、市町への情報提供を行い、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。

第23節 自主防災組織の整備

■関係機関

危機管理·防災課

第1 計画の方針

「地域の安全は地域で守る」という隣保共同の精神と連帯感に基づく自主防災組織の育成指導を積極的に推進し、市の実状に応じた自主防災体制の確立を図る。

第2 自主防災組織の現況

災害が発生した場合において、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関の防災活動だけでなく、住民が平素から防災について認識を深めるとともに、災害から自らを守ろうとする意識を持ち、行動することが必要である。

特に、大規模災害時においては、その被害の軽減を図るために消防機関等による防災活動と相まって、地域住民および施設の関係者による組織的な防災活動が必要である。

自主防災組織の単位は、地区および職域が中心となっている。

本市においても、各区・自治会で「ふるさと防災チーム」を組織し、住民自身の生命や 財産を自らが守るという意識の醸成に努めている。

第3 自主防災組織の整備

市は、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について積極的な広報活動による啓発を行い、すべての地域で組織が結成されるよう意識の高揚を図る。

また、組織結成後は運営や機材調達、訓練等に対する助言や育成を行い、災害時の活動が円滑に行えるような組織づくりを図る。

この際、湖南市防災士連絡会との連携に着意する。

1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成および講演 会等の開催に取り組むものとする。

2 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で適切な規模として、区・自治会を単位として組織 形成を図る。

3 自主防災組織への助言、支援等

市は、自主防災組織の活動に対し、消防団OB等の専門家の協力を得て、組織運営や防災訓練等に対する助言や機材購入等への支援を行うものとする他、「防災士育成事業」等を継続するとともに、「防災士連絡会」との連携や支援を行うなど、防災リーダーの育成を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

《参考資料12-3 湖南市ふるさと防災チーム育成事業補助金交付要綱》

4 ふるさと防災チームとの連携

市は、災害発生時における地域住民の安全確保を図るために、「ふるさと防災チーム」と連携して、情報の収集、伝達、初期消火、避難誘導等の整備体制を構築するとともに、住民等への防災知識の普及啓発を推進するものとする。

5 自主防災計画の策定

(1) 検討事項

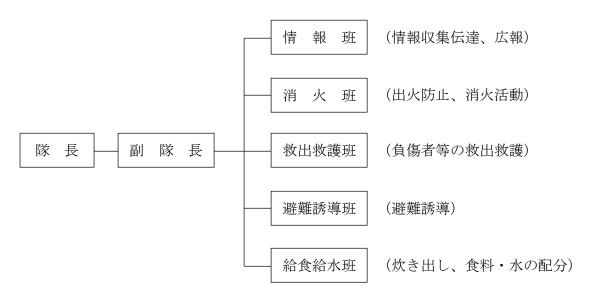
災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるように各自 主防災組織はあらかじめ防災計画を定めるものとする。防災計画の策定に当たっては、 消防団OB等の専門家の参画を得て、次の事項において考慮・検討を行う。

- ア 地域住民は、危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策 を検討する。
- イ 地域住民それぞれが分担すべき任務を検討する。
- ウ 市が行う訓練に積極的に参加し、さらに自主防災訓練の時期、内容等について計画を立てる。
- エ 防災機関、本部、各班および各世帯の体系的連絡方法や情報交換方法等を定める。
- オ 出火防止、消火に関する役割分担を定めるほか、消火用その他機材の配置場所等の周知を図る。
- カ 避難路、一時集合場所・避難所・一時避難場所の把握、避難の伝達、誘導方法、 避難時の携行物資を検討する。
- キ 負傷者の救出、搬送方法を検討する。
- ク その他自主的な防災活動に関する事項について検討する。
- (2) 自主防災組織の編成および活動内容

ア 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と災害時の活動内容を定めるものとする。

〈自主防災組織の編成例〉



イ 平常時または非常時の活動内容

(ア) 日常の活動例

;	対	第	į		内容	担	当	
消	火	対	策	1	火災予防の啓発	消	火	班
				2	延焼危険地区、消防水利等の把握			
救	出	対	策	1	救出用資機材の整備計画の立案	救出	救護	隻班
救	護	対	策	1	各世帯への救急医薬品の保有指導	救出	救護	隻班
				2	応急手当講習会の実施			
				3	負傷者収容についての医療機関との協議			
情	報	対	策	1	情報の収集、伝達方法の立案	情	報	班
				2	市内防災関係機関や各区・自治会との連絡方法			
				0)確立			
避	難	対	策	1	避難対象地区の把握	避難	誘導	拿 班
				2	避難路の決定と周知			
				3	要配慮者や避難行動要支援者のリストアップ			
給:	食給	水文	力策	1	各世帯への備蓄の周知徹底	給食	給力	く班
				2	飲料水の確保			
				3	炊き出し、配分計画の立案			
防	災	訓	練	1	個別訓練の随時実施	各		班
				2	市が行う防災訓練への参加			
備			蓄	1	各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄	各		班
				2	備蓄資機材、物資の管理、点検			

(イ) 災害時の活動例

` ' '	<i>,</i> , ,	_ •	v > 1Ц		•			
	対	第	į		内容	147	担当	ĺ
消	火	対	策	1	各自家庭における火の始末	全		員
				2	初期消火の実施		IJ	
				3	延焼の場合は消火班出動	消	火	班
救	出	対	策	1	初期救出の実施	救占	出救言	蒦 班
				2	市への応援要請		IJ	
救	護	対	策	1	軽傷者は各世帯で処置	各	世	帯
				2	各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置	救占	出救 記	蒦 班
				3	重傷者などの医療機関への搬送		IJ	
情	報	対	策	1	各世帯による情報班への被害状況報告	各	世	帯
				2	情報の集約と市等への報告	情	報	班
				3	各区・自治会との情報交換		IJ	
				4	重要情報の各世帯への広報		IJ	
				5	市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情		IJ	
				幸	服提供			
避	難	対	策	1	避難路の安全確認	避冀	推誘	尊 班
				2	避難者の誘導(組織的避難の実施)		IJ	
				3	避難行動要支援者の担架搬送、介添え		IJ	
給食給水対策		1	飲料水の確保	給負	食給ス	火 班		
				2	炊き出しの実施		IJ	
				3	飲料水、食料などの公平配分		IJ	

第4 事業所等の自主防災組織の整備

災害が発生した場合、学校、公共施設等不特定多数の者が利用する施設および石油・ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、 大規模な被害が及ぶと予想される。これらの被害の防止と軽減を図るべく事業所等での自 主防災組織の編成を促す。

また、地域の一員として地域自主防災組織等との活動交流を推進し、防災意識の高揚を図る。

1 対象施設

次のような施設については、組織の結成を促進するものとする。

- (1) 中高層建築物、学校、公共施設、旅館、病院等多数の者が利用または出入する施設
- (2) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造や貯蔵および取り扱う施設
- (3) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたることが 効果的であると認められる施設
- (4) 複数の利用(入居)事務所がある共同施設
- 2 班構成および任務の例
 - (1)情報班:情報の収集、伝達、広報
 - (2) 災害対策班:職域内に生じた災害における応急対策
 - (3)消 火 班:消火器等による消火
 - (4) 危険物等防護班: 危険物による二次災害の発生防止
 - (5) 救 出 救 護 班:被災者の救出救護
 - (6) 避難誘導班:従業員や利用者の避難誘導
 - (7) 給食·給水班:給食·給水活動

3 防災計画の策定

事業所等の防災組織は、災害を予防し災害による被害の軽減に向けて、効率的な活動ができるように、次の事項を考慮した防災計画を定めるものとする。

- (1) 事業所の職員が分担すべき任務を検討する。
- (2) 市が行う訓練に積極的に参加し、さらに自主防災訓練の時期、内容等について計画を立てる。
- (3) 本部、防災機関、各事業所との体系的な連絡方法、情報交換方法等を定める。
- (4) 出火防止、消火に関する役割分担を定めるほか、消火用その他機材の配置場所等の 周知を図る。
- (5) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関して検討する。
- (6) 避難時の集合場所や経路、避難命令の伝達と誘導方法、避難時の非常持出し等を検討する。
- (7)地域住民との協力に関して検討する。

第24節 災害ボランティアへの支援

■関係機関

福祉政策課 社会福祉協議会

第1 計画の方針

災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その支援と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアとの連携協力を推進する。

第2 事業計画

1 ボランティアの育成

市は県と連携して、ボランティアの啓発・育成に関する次のような活動を行うとともに、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災とボランティア週間」等の機会を捉えて、広く住民への防災意識の高揚を図る。

- (1) 災害時支援ボランティア登録制度の確立(社会福祉協議会との連携)
- (2) パソコン通信や各種の広報媒体等による個人やグループへの情報提供
- (3) 児童、生徒に対する各種の啓発活動
- (4) ボランティア希望者のための各種講座の開催
- 2 既存ボランティアとの連携協力

市は県と連携して、災害時支援ボランティアの協力とボランティア活動への参加の促進を図るため、組織化されている既存の各種のボランティアの把握に努めるとともに、 登録ボランティア、既存ボランティアとの連携協力を図り、広報や普及活動等により登録者の増加を図る。

3 ボランティアコーディネーター等の育成

災害時に効果的なボランティア活動が展開されるためには、刻々と変化する被災地の 状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置する等、必要な調 整や活動システムを組み立てるコーディネーターの果たす役割が重要である。

このため市は、社会福祉協議会等と連携し、県ボランティアセンター等で実施される 平常時の各種ボランティア団体や個人の交流や研修の機会に、災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整方法等についての研修、 パンフレットの配布、有識者等の講演等を実施し、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 ボランティア活動環境の整備

ボランティアには、専門知識や経験、特定の資格を有するボランティアと避難所等での炊き出しや支援物資の管理や配付、被災者のケア等の特別な資格を必要としないボラ

ンティアがある。

市は、それぞれの活動形態に対応した受入体制の整備を図るほか、災害発生時に、迅速・的確に災害ボランティアセンターが開設できるようあらかじめ設置場所の確保や整備を行う。

〈ボランティア拠点箇所〉

名	称	所	在	地	電話番号	FAX番号
湖南市社会福	社センター	湖南市 1 一 1	中央		0748—72—4102	0748—72—8898
湖南市石部老	人福祉セン	湖南市		央	0748—77—5045	0748—77—5046

5 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

市および市社会福祉協議会等の関係団体は、災害ボランティアセンターの設置基準や運営方法を検討し、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成する。

6 広域応援協定の締結

災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げ、実施するためには、ボランティアの斡旋や隣接する自治体に対するサポートも含めあらかじめ相互に可能な事項を確認して、 府県や市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援協定を締結する。

7 ボランティアへの啓発

市および市社会福祉協議会等の関係団体は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努める。

8 協定締結による連携の強化

市および市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動等に関する協定締結に基づき、災害時には速やかにボランティアセンターを開設・運営するとともに、ボランティア活動等に関して連携強化を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 応急活動体制計画

■関係機関

各班共通 消防団

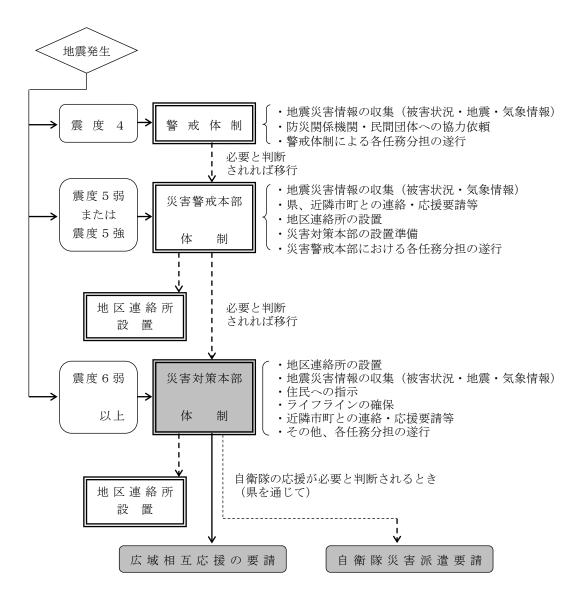
第1 計画の方針

この計画は、大規模な地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の防災組織等に関する事項を定める。

第2 活動体制

活動体制は、震度や被害の状況に応じて「警戒体制」「災害警戒本部体制」「災害対策本部体制」の3体制とし、気象庁発表の震度3以下の場合においても被害状況を判断のうえ、関係機関と調整し、初期活動を実施するものとする。

〈震度別による初動活動の流れ〉



第3 警戒体制

1 警戒体制

本市にかかる地域において、

- (1) 震度4の地震が発生したとき
- (2) その他大規模な地震が発生し、市長が必要と認めたとき。

に該当する場合、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる「警戒体制」を とり、主として情報の収集および連絡に当たるものとする。

第4 災害警戒本部体制

本市にかかる地域で災害が発生するおそれがある場合において、情報収集・把握、連絡活動および応急措置を速やかに実施する必要があると認めるときは、市長は、湖南市災害警戒本部を設置する。

1 災害警戒本部の設置および廃止基準

(1) 設置基準

ア 市域において震度5弱または5強の地震が発生したとき。

イ その他大規模な地震が発生し、市長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

ア 市域において災害発生のおそれが解消したとき。

イ 災害応急対策が概ね完了したとき。

ウ その他本部長(市長)が必要ないと認めたとき。

(3) 災害対策本部への移行

本部長は、災害が発生した時、もしくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行させる。

2 設置および廃止の通知

災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の関係機関等により通知および公表するとともに災害警戒本部の標識を市庁舎に掲示する。

通知および公表先	通知および公表の方法
各部班	庁内放送、市防災行政無線、庁内メール
地区連絡所	電話、連絡員
防災会議委員	電話、連絡員
住民	市防災行政無線、広報車、湖南市メール配信サービス等
県(災害警戒本 部)	県防災情報システム、連絡員
甲賀警察署	電話、連絡員
湖南中央消防署	電話、口頭、連絡員
報道機関	電話、文書、口頭

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

3 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、湖南市東庁舎内に設置する。ただし、東庁舎が使用不能となった場合は、市長が指定する場所を代替場所とする。

4 災害警戒本部の組織および所掌事務

(1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は、災害対策本部の組織を準用する。

(2) 本部員

災害警戒本部の本部員は、次表に掲げるとおりである。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	危機管理局長、総合政策部長、市長公室長、総務部長、健康福祉部 長、こども未来応援部長、都市建設部長、環境経済部長、上下水道事 業所長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、湖南中央消防署長、 消防団長

(3) 災害警戒本部の協議事項

- ア 市災害警戒本部の配備体制に関すること。
- イ 災害情報および被害状況の分析ならびにこれに伴う対策活動の基本方針に関する こと。
- ウ 県その他防災関係機関に対する応急措置の実施の要請および応援の要求に関する こと。
- エ その他災害対策に関する重要事項
- 5 災害警戒本部長の職務代理者の決定

本部長(市長)不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 危機管理局長
- 第3順位 総合政策部長
- 第4順位 総務部長
- 6 連絡員の派遣

各班長は、必要に応じて連絡員を災害警戒本部室へ派遣するものとする。

7 災害警戒本部設置時の初動対応

初動期においては、参考資料に掲げる初動組織において、情報収集や現場対応に当たるものとする。被害が確認された場合、もしくは、被害の発生が確実になった場合は、 速やかに全庁対応に移行するものとする。

《参考資料1-2 災害警戒本部設置時の初動対応表》

第5 災害対策本部体制

市に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は湖南市災害対策本部条例(平成16年条例第22号)に基づき、湖南市災害対策本部を設置する。

- 1 災害対策本部の設置および廃止基準
- (1) 設置基準
 - ア 市域において震度6弱以上の地震が発生したとき。
 - イ その他大規模な地震が発生し、市長が必要と認めたとき。
- (2) 廃止基準
 - ア 市域において災害発生のおそれが解消したとき。
 - イ 災害応急対策が概ね完了したとき。
 - ウ その他本部長(市長)が必要ないと認めたとき。

《参考資料12-3 湖南市災害対策本部条例》

2 設置および廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の関係機関等により通知および

公表するとともに災害対策本部の標識を市庁舎に掲示する。

通知および公表先	通知および公表の方法
各部班	庁内放送、市防災行政無線、庁内メール
地区連絡所	電話、連絡員
防災会議委員	電話、連絡員
住民	市防災行政無線、広報車、湖南市メール配信サービス等
県災害対策本部	県防災情報システム、連絡員
甲賀警察署	電話、連絡員
湖南中央消防署	電話、口頭、連絡員
報道機関	電話、文書、口頭

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所東庁舎内に設置する。ただし、東庁舎が使用不能となった場合は、市石部防災センターまたは市共同福祉施設その他の公共施設で市長が指定する場所を代替場所とする。

4 災害対策本部の組織および事務分掌 災害対策本部の組織および事務分掌は、参考資料に掲げるとおりである。

《参考資料1-1 湖南市災害対策本部組織図》

《参考資料1-4 湖南市災害対策本部分掌事務》

5 本部会議

(1) 本部会議の構成

本部会議の構成は次のとおりであり、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	危機管理局長、総合政策部長、市長公室長、総務部長、健康福祉部長、こども未来応援部長、都市建設部長、環境経済部長、上下水道事業所長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、湖南中央消防署長、消防団長

(2) 本部会議の開催

本部長は、本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

(3) 本部会議の協議事項

ア 市災害対策本部の配備体制に関すること。

イ 災害情報および被害状況の分析ならびにこれに伴う対策活動の基本方針に関する こと。

- ウ 県その他防災関係機関に対する応急措置の実施の要請および応援の要求に関する こと。
- エ その他災害対策に関する重要事項

(4)協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

6 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長(市長)不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 危機管理局長
- 第3順位 総合政策部長
- 第4順位 総務部長
- 7 連絡員の派遣

各班長は、必要に応じて連絡員を災害対策本部室へ派遣するものとする。

第6 地区連絡所

市域内で震度5弱以上の地震が観測され、同時多発的な地震災害等が発生した場合、災害発生直後から数日間の情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、地区連絡所班が地区連絡所を設置する。

1 実施の責任者

実施の責任者は、総括責任者を危機管理・防災課長とし、各地区連絡所の責任者は、 市長があらかじめ任命した者とする。

2 開設場所

地区連絡所は下記の場所に置く。ただし、破損等の被害を受け、連絡所として使用不可能と判断される場合は、第2順位の場所に設置する。

地区連絡所名	管轄区域	配備 人員数	第1順位	電話 番号	第2順位	電話 番号
三雲地区連絡所	三雲東小学校区	4人	三雲コミュニティ センター	0748 72-4532	三雲東小学校	0748 72-4616
柑子袋地区連絡所	三雲小学校区	4人	柑子袋まちづくり センター	0748 71-2560	三雲小学校	0748 72-0025
石部地区連絡所	石部小学校区	4人	石部防災センター	0748 77-8824	石部小学校	0748 77-2030
石部南地区連絡所	石部南小学校区	4人	石部南まちづくり センター	0748 77-2535	石部南小学校	0748 77-2250
菩提寺地区連絡所	菩提寺小学校区 菩提寺北小学校区	4人	菩提寺まちづくり センター	0748 74-3471	菩提寺小学校	0748 74-1755
岩根地区連絡所	岩根小学校区	4人	岩根まちづくり センター	0748 72-7871	岩根小学校	0748 72-1500
下田地区連絡所	下田小学校区	4人	下田まちづくり センター	0748 75-0011	下田小学校	0748 75-0004
水戸地区連絡所	水戸小学校区	4人	市民学習交流 センター	0748 75-8190	水戸小学校	0748 75-2640

3 組織体制

地区連絡所での任務は、市長があらかじめ任命した地区連絡所要員(各連絡所周辺に居住する職員を基本とする。なお、要員については、定期的にその状況を確認するものとする。)をもって行う。地区連絡所の責任者は平素からそれぞれの施設管理者と協議のうえ、鍵の保管場所や施設内の設備について熟知しておく。



なお、災害対策本部設置後は状況により増員を図り、特に被害の大きい地区には、現 地災害対策本部を設置するものとする。

4 地区災害応急活動の実施

各地区連絡所を拠点に管内を対象とした次の災害応急活動の実施に当たる。

- (1) 地区連絡所の開設および標示板の掲示
- (2)被害情報(人命、道路、鉄道、倒壊家屋等)の収集
- (3) 避難収容施設の開設と住民の避難誘導
- (4) 救護所の開設と救護活動
- (5) 住民に対する広報活動
- (6) その他災害対策本部等の指示した事項

第2節 配備・動員計画

■関係機関

各班共通 消防団

第1 計画の方針

災害応急対策に対処するために配備・動員等に関して必要な事項を定め、万全を期する ものとする。

第2 配備体制

1 配備基準

震災時における職員の配備基準は、次のとおりである。

体制	配 備 時 期	動 員 体 制	配備内容
警戒体制	1 震度4の地震が発生したとき。 2 市長が必要と認めたとき。	1 あらかじめ指定され た危機管理局職員 2 消防団 (正副団長)	災害応急活動、情報収集 活動を円滑に実施する。
災害警戒本部体制	1 震度5弱または5 強の地震が発生した とき。 2 市長が必要と認め たとき。	 危機管理局の職員全員 危機管理局職員以外の主幹以上の者 消防団 	警戒体制を強化し、情報 収集・把握、連絡活動およ び応急措置を速やかに実施 し、事態の推移に伴い速や かに災害対策本部を設置す る。
災害対策本部体制	1 震度 6 弱以上の地 震が発生したとき。 2 市長が必要と認め たとき。	1 全職員 2 消防団	1 大規模な被害に対し て、全職員による情報収 集、広報活動、救助活 動、避難活動、飲料水、 食料の供給等の応急対策 を実施する。 2 災害対策本部の設置

2 動員の伝達および参集要領

防災担当者は、関係する職員に参集を呼びかける際、勤務時間内と勤務時間外で以下 に示すとおり動員の伝達手順を変更し、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努 めるものとする。

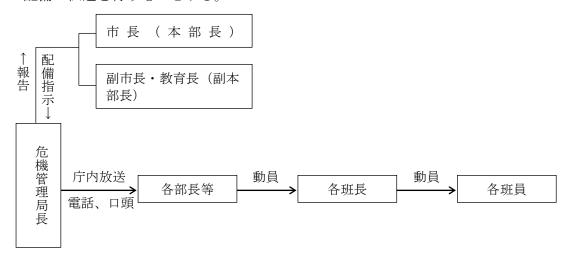
その他、動員体制に基づく責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも下記の伝達系統によらず参集を呼びかけるものとする。

参集する場所は原則として各所属課とするが、指定職員については指定された場所に

参集する。

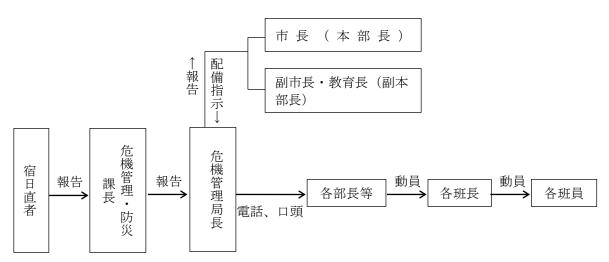
(1) 勤務時間内の動員

湖南市メール配信サービスおよび庁舎内放送、各課の内線電話、口頭により、職員の配備の伝達を行うものとする。



(2) 勤務時間外および休日等における動員

ア 勤務時間外および休日等における職員等の動員は、次の伝達経路により行うものとする。動員の伝達は、緊急連絡網を使用した電話により行い、必要に応じて、湖南市メール配信サービス等、活用可能な手段を併用する。



イ 自主参集

勤務時間外等において震度4以上の地震が発生した場合には、配備基準に従い、 所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の課等に参集するものとする。

ウ 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

3 長期化への対応

職員の配備に当たっては、長期化を想定した要員交代制をとるものとする。

第3 初動体制

- 1 勤務時間外に震度 5 強以下の地震が発生した場合の初動体制 勤務時間外に震度 5 強以下の地震が発生した場合には、原則として前記 1 に定める配 備基準に従って初動体制を確立するものとするが、職員の被災、道路被害等により配備 該当職員が揃わない場合には、必要数の要員を確保して初動体制を確立するものとする。
- 2 勤務時間外に震度6弱以上の大規模地震が発生した場合の初動体制 勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統 による動員の命令を待たず、次の要領により職員は自主的に参集するものとする。

	参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参
		集する。
3	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。
		(2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの本市機関
		に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4	被害状況	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事
	の収集	前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5	被害状況	(1)職員は収集した情報を各対策部長に報告する。
	の報告	(2) 各対策部長(または次席者)は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6	緊急対策	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。
	班の編成	※ 2
	※ 1	
7	緊急初動	各災害応急対策活動に必要な職員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、
	体制の解	職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。
	除	

- ※1 この場合の「緊急対策班」とは、既存の組織によるものではなく、災害発生後本部 に先着した職員によって編成されるものであり、既出の班とは性格を異にするものであ る。
- ※2 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- (1) 被害状況調査
- (2) 地震等情報調査
- (3) 関係機関等への情報伝達
- (4) 災害対策本部の設置
- (5) 防災用資機材の調達・手配
- (6) 広報車、市防災行政無線等による住民への情報伝達
- (7) 支援物資調達準備計画の策定
- (8) 安全な避難場所への誘導
- (9) 避難所の開設
- (10) 広域応援要請の検討

第3節 情報収集連絡計画

■関係機関

各班共通

第1 計画の方針

地象、水象その他の災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等を各機 関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し伝達するため、その方法、組織、被災状況 等の報告基準、災害現地調査等について定める。

第2 地震情報の収集・伝達

1 観測施設

市内には、震度計が設置され、震度1以上を観測した場合には、県(防災危機管理局)へ送信する震度情報ネットワークシステムが整備されている。

このため、市は地震発生時には、この震度計により速やかに市内の震度を確認すると ともに、テレビ・ラジオ等により近隣市町の震度や震源地等を確認し、状況に応じた職 員の配備・参集や必要な災害応急対策を行うものとする。

《参考資料5-4 市内震度計設置状況》

- 2 地震に関する情報の種類と内容
- (1) 発表基準
 - ア 彦根地方気象台は、滋賀県下において震度1以上を観測した場合または必要と認める場合は、大阪管区気象台からの連絡報に基づき、これに自官署で収集した資料を付加して地震情報等を発表する。
 - イ アにおいて、通信回線の障害等で大阪管区気象台からの連絡報を受けることができない場合には、緊急措置として自官署の観測成果に基づき独自に地震情報等を発表することがある。
 - ウ 気象庁が、特に地震および津波に名称を定めた場合には、それ以降は、その名称 を用いる。

(2) 種類および内容

地震に関する種類および内容は、次のとおりである。

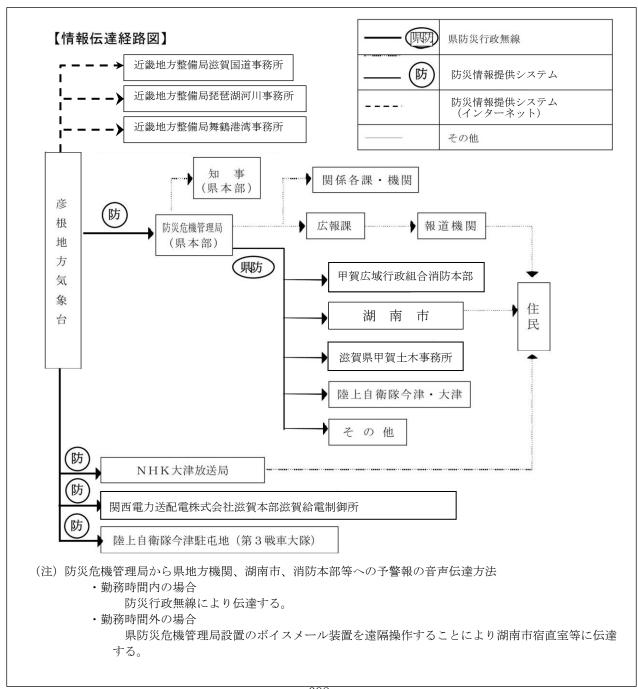
情報の種類	情報の内容
震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの 検知時刻を速報
震源に関する 情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の 心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配 はなし」を付加して発表

震源・震度に 関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別 の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
情報	(地震発生から10分後程度で1回発表)
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

《参考資料5-5 気象庁震度階級関連解説表》

3 地震等の伝達経路

彦根地方気象台は、地震に関する情報を発表した場合、次の関係機関に通知する。



第3 被害調査および報告等

1 被害調査の収集等

(1)被害調査および情報収集

災害発生直後は、自主防災組織等の地域住民や職員の通報、警察・消防等からの連絡などにより、下記に掲げる情報を積極的に収集する。また、地区連絡所班は、各管轄地域の被害情報等の収集に努め、被害等を確認した場合は、直ちに市本部(総括班)まで報告を行う。この際、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

市の応急活動体制が整い次第、別表に定められた任務分担に基づき各班(市職員)による被害調査および情報収集を開始する。分担して収集した情報は各班ごとにとりまとめ、速やかに市本部(総括班)に報告する。なお、収集、調査の各段階においては警察、消防、滋賀県土木事務所など関係機関との十分な調整を図るものとする。

ア 地震・気象情報

イ 被害情報

- ・人的被害(死亡、要救助者、安否不明者、行方不明者、重・軽症者)
- ・住家被害(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に 至らない(一部損壊)、流出等)
- · 非住家被害(店舗、工場等)
- ·公共建築物被害(病院、避難収容施設、救護所等)
- · 土木構造物被害(河川、急傾斜地等)
- ・ライフライン被害(通信、交通、ガス、電気、水道)

ウ 人命救助に関する情報

- 生き埋め情報
- 傷病者発生情報
- ・がけ崩れ情報
- 火災情報
- 道路情報
- 医療機関情報
- エ 火災・延焼に関する情報
- オ 各部・各班の初動対応に関する情報

(2)被害情報の整理

総括班および情報連絡班は、収集した被害情報をとりまとめ参考資料に掲げる災害の被害認定基準に基づき被害の種類および程度を整理する。その際、県災害対策本部への報告も考慮に入れ、なるべく県の様式に準じる形で整理するようにする。

《参考資料13-9 災害の被害認定基準》

《参考資料1-6 被害状況の報告体制》

- 2 被害状況の収集の種類
- (1)被害即報
 - ア 火災等即報様式(火災、特定の事故)(第1号および第2号様式)
 - イ 救急・救助事故即報様式(第3号様式)
 - ウ 災害概況即報様式 (第4号様式その1)
 - エ 被害状況即報様式 (第4号様式その2)
 - オ 災害被害即報様式(第4号様式その1~3)
- 《参考資料13-1 火災等即報様式(第1号、第2号様式》
- 《参考資料13-2 救急·救助事故即報様式(第3号様式)》
- 《参考資料13-3 災害概況即報様式(第4号様式その1)》
- 《参考資料13-4 被害状況即報様式 (第4号様式その2)》
- 《参考資料13-5 災害被害即報様式 (第4号様式その1~3)》
 - (2)被害報告
 - ア 火災報告

昭和59年12月24日付(滋消第2384号)県生活環境部長通知による。

イ 災害確定報告

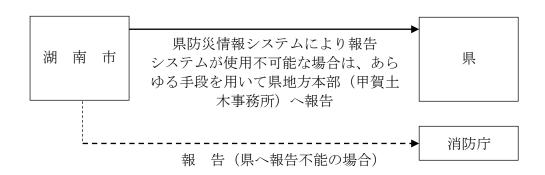
市は、応急措置が完了した後、10日以内に県に被害確定報告を行うものとする。

《参考資料13-6 災害確定報告(第1号様式》)

- 3 被害状況の報告要領
- (1)被害即報

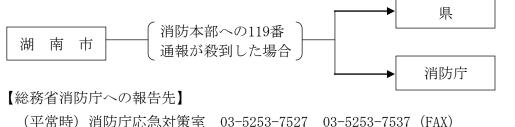
市は、市の区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、被害状況の第一報を県災害対策本部に対して県防災情報システム、上記第2の1の各即報様式(県防災情報システムにより即報した場合には、書面は省略可)により報告する。

この場合、県に連絡が取れない場合は、直接国(消防庁)に対して報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。



また、震度5強以上の地震が発生した場合には、第一報を県災害対策本部に加え て国(消防庁)に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。この 場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても 引き続き、国(消防庁)に対して行う。

市は、消防本部への119番通報が殺到する情報を覚知したときは、被害状況を直 ちに県災害対策本部へ報告するとともに国(消防庁)に対しても報告する。



(平常時) 消防庁応急対策室 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)

e-mail fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp

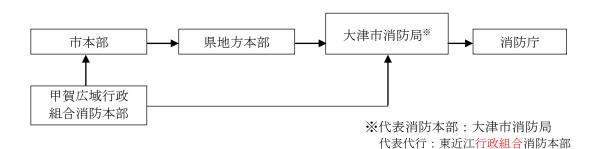
(夜間・休日時) 消防庁応急対策室 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)

e-mail fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp

(2)被害報告

ア 被害報告は、災害応急対策および災害復旧の基礎となるもので正確な調査により 報告を要するものであるが、状況に応じて被害状況報告、確定報告と段階別に行う ものとする。

イ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後、参考資料に掲げる「災害確定報 告」により10日以内に行うものとする。



《参考資料13-6 災害確定報告》

第4 防災関係機関との情報共有

防災関係機関は、市本部との連絡のため、必要に応じて連絡員を市本部(総括班)に派 遣する。総括班は、防災関係機関の連絡員の執務や会議等に必要なスペースを確保する。 なお、連絡員は、連絡可能な無線等を携帯し、所属の機関との連絡にあたる。

《参考資料2-1 防災関係機関および連絡先一覧》

第4節 災害救助法適用計画

■関係機関

総括班 総務班

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害の程度が次のいずれかに該当する場合に適用される。

- 1 災害が発生した場合
- (1) 市域内の住家滅失世帯数が80世帯以上であること。
- (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市域内の住家滅失世帯数が40世帯以上であること。
- (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣 府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであ ること。
- (5) 多数の者が生命もしくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊(焼)、流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊(焼)、著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。
- 2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。

第2 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に 基づく救助の実施に当たり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであること から、被害の認定基準に基づき、適正かつ迅速に行うものとする。

《参考資料13-9 災害の被害認定基準》

第3 災害救助法の適用の要請

市長は、第1「災害救助法の適用基準」に掲げたいずれかに該当し、または該当する見 込みがある場合は、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、すでに とった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助 を要する状態にある場合はあわせて災害救助法の適用を要請しなければならない。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、 市長は、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事 に報告し、その後の処置に関して、知事の指示を受けなければならない。

第4 災害救助法による救助の種類および救助の委任

1 救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 災害が発生した場合の救助
 - ア 避難所および応急仮設住宅の供与
 - イ 炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品等の給与または貸与
 - エ 医療および助産
 - オ 被災者の救出
 - カ 被災した住宅の応急修理
 - キ 生業に必要な資金貸与
 - ク 学用品の給与
 - ケ 埋葬
 - コ 遺体の捜索および処理
 - サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい 支障を及ぼしているものの除去
 - シ 救助のための輸送費および賃金職員等雇上げ
- (2) 災害が発生するおそれがある場合の救助
 - ア 避難所(福祉避難所含む)の設置
 - イ 要配慮者の輸送
- 2 救助の委任

知事は、救助を迅速、的確に行うため、必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任するものとし、委任を受けた市長は、委任された事項については、実施責任者となる。

第5 災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準は、参考資料に 掲げるとおりであるが、救助期間等については、やむを得ない特別の事情があるときは、 応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第5節 相互協力計画

■関係機関

総括班

第1 計画の方針

災害が発生した場合、市職員だけでは対応が不十分になる可能性があるため、災害対策 基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町、県や民間団体に対して防災活動 の応援要請を行う。この際、「湖南災害時受援計画」に基づき、災害対策の円滑な実施を 図る。

第2 他市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策または災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の 応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応 援を要請することができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を要請 することができる。

- 1 他市町村に対する要請
- (1) 市長は、市域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めたときは、他市町村長に対し応援を求めるものとする。
- (2) 各市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、市長は、必要に応じ事前に協定を結ぶなど、その体制を整えておくものとする。

《参考資料12-6 湖南市各種災害応援協定一覧》

2 知事への要請

市長は、市域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めたときは、知事に対し次により応援を求め、または県が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。

〈要請先〉

県 (防災危機管理局)	大津市京町4-1-1	(077) 528-3430 100-2-3432 (県防災無線)
-------------	------------	--------------------------------------

〈要請の手続き〉

市長は、次に掲げる事項について口頭または電話をもって要請し、後日文書により あらためて処理するものとする。

- (1) 災害の状況および応援を必要とする理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策または災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関等の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し指定地方行政機関等の職員 の派遣についてあっせんを求めることができる。

- 1 市長が、直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害 対策基本法施行令第15条)
 - (1)派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、下記の事項を記載 した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)
 - (1) 派遣のあっせんを求める理由
 - (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
 - (3)派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第4 地域住民の協力

被災地の地域住民は災害対策本部が実施する応急対策活動に協力するほか、次のような防災活動上の責務を負うものとする。なお、市は地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及に努めるものとする。

- (1) 防災機関への協力
- (2)被害情報等の防災機関への伝達(特に被災直後)
- (3) 出火防止,初期消火
- (4) 初期救急救助
- (5) 要配慮者の保護
- (6) 家庭における水、食料の備蓄

第5 ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして災害対策本部が実施する応急活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために市は、 湖南市社会福祉協議会等関係団体と協力して必要な措置を講じる。

第6 防災関係団体との応援協力体制

主な防災関係団体との応援協力は、次のとおりである。

ŧ
訳、三雲 所、滋賀 賀県旅客
賀支店 1者
賀支店 社 京滋
i

第6節 県防災ヘリコプター支援要請計画

■関係機関

総括班

第1 計画の方針

災害が発生した場合、または災害の発生するおそれのある場合で、本市だけでは対応が 不十分になる可能性があるとき、本部長(市長)ならびに消防長は、速やかに県防災ヘリ コプターによる支援を要請する。

第2 支援要請先

県(防災航空隊)	蒲生郡日野町北脇214—71	(0748) 52-6677
----------	----------------	----------------

第3 支援要請の必要要件

現に災害が発生し、または災害の発生するおそれのある場合で、次のいずれかに該当するときに支援を要請する。

- 1 災害が隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- 2 市等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- 3 広範囲にわたる林野火災等が発生した場合
- 4 その他救急搬送等緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、 防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

第4 支援要請方法

知事(滋賀県防災航空隊)に対する支援要請は、電話、県防災無線等により、次の事項 について連絡を行うものとするが、事後速やかに文書を知事に提出するものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害発生の日時、場所および被害の状況
- 3 災害発生現場の気象状況
- 4 災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法
- 5 離着陸場の所在地および地上支援体制
- 6 支援に要する資機材の品目および数量

第5 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

〈防災ヘリコプターの活動内容〉

- 1 被災状況等の調査および情報収集活動
- 2 救急患者、医療従事者等の搬送および医療器材等の輸送
- 3 消防隊員、消防資機材等の輸送
- 4 被災者等の救出
- 5 食料、衣料その他生活必需品等および復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- 6 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- 7 消火活動
- 8 その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第6 防災ヘリコプター発着場

防災ヘリコプター発着場は、参考資料に掲げるとおりである。

《参考資料11-6 ヘリコプター離発着場一覧》

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

■関係機関

総括班

第1 計画の方針

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命および財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に実施する組織等がないものとし、概ね次による。

(災害派遣の要請の範囲)

	が追ぐが安明・グ配列)	
	項目	活 動 内 容
1	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
2	避難の援助	避難者の誘導、輸送等(避難命令が発令された場合)
3	遭難者等の捜 索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助 (ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他 の救援作業等に優先して実施する。)
4	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込みおよび運搬
5	消防活動(空中 消火を含む)	利用可能な消防車、その他の防火器具による消防機関への協力 (薬剤等については、関係機関準備)
6	道路または水路 の啓開	施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等
7	応急医療、救護 および防疫	被災者の応急診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等 (薬剤等については、市で準備)
8	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
9	人員および物資 の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資 の緊急輸送
10	給食および給水 支援	被災者への給食、給水支援(飯米、水等については市が準備)
11	入浴支援	被災者の入浴支援
12	救援物資の無償 貸付および譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省 令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく被災者に対する生活 必需品等の無償貸付または救じゅつ品の譲与
13	危険物の保安お よび除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措 置および除去
14	その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関 係部隊の長と協議して決定する。

第3 災害派遣要請依頼要領

- 1 市長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求をするときは、次の事項を明記した 文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない ときは、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。
 - (1)提出先 防災危機管理局
 - (2) 提出部数 3部
 - (3) 記載事項
 - ア 災害の状況および派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域および活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- 2 通信の途絶等により知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、直接次による部隊に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行うものとする。

部 隊 名(駐屯地等名)	連絡責任者	電話番号等
陸上自衛隊今津駐屯地 第3偵察戦闘大隊	第3係	NTT:0740—22—2581 (內線:勤務時間內 235·272 勤務時間外 249) 防災無線:171-0 自衛隊防災用携帯電話:090—4030— 1119

3 災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認めたときは、防衛大臣等 は、自衛隊の自主派遣をすることができる。

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

- 1 受入れ準備
- (1) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、市長は、平常時から、次の事項について計画を定めておく。

- ア 市庁舎内での自衛隊用本部事務室
- イ 自衛隊が集結できる空地の確保(宿舎、資材置場、炊事場、駐車場としで利用できる空地)(住民の避難場所となる場所を除いて選定しておくこと。)
- ウ 臨時ヘリポートの確保

(少なくとも1箇所は複数機が発着できる空地を確保しておくこと。)

(自衛隊受入れ予定場所)

施設名称	住所	連絡先
雨山文化運動公園	湖南市雨山2-1-1	0748-77-5400
野洲川親水公園グランド	湖南市夏見	0748-72-4990

(2) 災害発生時の準備

市は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場(野外の適当な広さ)
- エ 駐車場 (車1台の基準は3m×8m)
- オ ヘリコプター発着場 (二方向に障害物のない広場)

2 競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害復旧、救助機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画および資材等の準備

自衛隊に対し、作業を要請するに当たっては、先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関連のある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所および作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所
- 4 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとし、平常時より定期的な情報交換に努める。なお、大規模な災害発生時には、自衛隊の連絡員の市本部への派遣を求める。

第5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は、概 ね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料および修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- 3 派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害(自衛隊整備に係るものを除く。)の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議 するものとする。

第2章 円滑な災害応急活動の展開

第8節 消防活動計画

■関係機関

総括班 消防本部 消防団

第1 計画の方針

各種災害に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう組織、施設および活動等について定める。

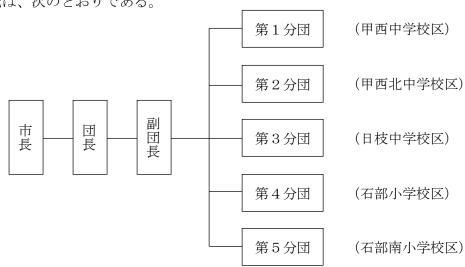
第2組織

1 甲賀広域行政組合消防本部

甲賀広域行政組合消防本部は、湖南市、甲賀市の2市で構成されており、本市には、 常備消防として、湖南中央消防署、湖南中央消防署湖南石部分署が設置されている。

2 湖南市消防団

現在、5分団で編成され、地域に密着した消防活動等を行っており、分団および管轄 区域は、次のとおりである。



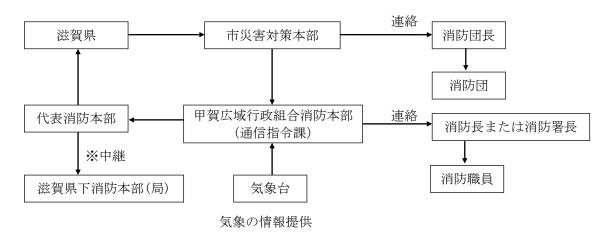
第3 体制

1 消防活動現場指揮本部の設置

災害の状況により必要な場合、最高指揮者が「甲賀広域行政組合消防本部警防活動規程」により現場指揮本部を設置する。

2 消防職員、団員の非常招集

消防長は、「甲賀広域行政組合消防本部警防活動規程」により職員を招集する。 災害が発生したときは、次のように職員、団員の招集および伝達を行うものとする。 【消防職員、団員の非常招集フロー図】



※印の要請は、有線電話、FAXによって行うが、それらの途絶時にあっては携帯電話や無線通信を使用する。

第4 情報の収集

現場指揮本部は、湖南中央消防署、消防団、市等からの情報を収集、整理し、効率的な部隊運営を図る。

1 湖南中央消防署

(1)情報収集

消防署長は、次の手段を講じて必要な情報を収集する。

- ア 招集職員および出動隊の指揮者から消防活動障害、被災状況等の情報を収集する。
- イ 現場指揮本部は、市本部から必要な情報を収集する。
- ウ 住民等から積極的に周辺の状況を収集する。
- エ 消防車を管内に出動させ、広報および情報収集を行う。
- オ その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報収集に努める。

(2) 収集項目

収集項目は、次のとおりとする。

- ア 消防庁舎の被害および消防車の出動の可否
- イ 実働人員の把握
- ウ 主要道路、鉄道、橋梁等の交通障害状況
- エ 区域内住民の動向
- 才 火災、救急、救助事案発生状況
- カ 救護病院等の状況
- キ 危険物、ガス等の多量流出、火災危険の有無
- ク 消火栓の使用可否
- ケ その他の障害状況

2 消防団

(1)情報収集

団長および副団長は、次の手段を講じて管轄内の必要な情報を収集する。

- ア 参集団員および管内出動隊から活動障害、被災状況等の情報を収集する。
- イ 火の見または高所に見張員を置き、被災状況を収集する。
- ウ 携帯無線機、受令機により消防隊間の交信を傍受し、各種情報を収集する。
- エ 住民等から積極的に周辺の状況を収集する。
- オ その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報を収集する。
- (2) 収集項目

収集項目は、次のとおりとする。

- ア 区域内住民の動向
- イ 火災、救急、救助事案発生状況
- ウ 道路、鉄道、橋梁等の交通障害状況
- エ 消火栓の使用可否
- オ その他の障害状況
- (3) 留意事項
 - ア 発災当初は家屋倒壊等のため土煙があがり、火災と誤認することが多いので十分 留意する。
 - イ 通行人等から情報を得る場合は、必ずその者自身で視認したものかを確認する。

第5 報告

- 1 湖南中央消防署
- (1) 出動隊指揮者は、収集した各種情報を現場指揮本部へ報告する。
- (2) 消防署長は、収集した各種情報を市本部へ報告する。
- 2 消防団
- (1) 各分団各班の指揮者は、収集した各種情報を団長および副団長へ報告する。
- (2) 団長または分団長は、収集した各種情報を湖南中央消防署へ報告する。

第6 大地震発生時の消火活動方針

- (1) 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。
- (2) 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- (3) 木造建物の密集地などの、火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物 集積、貯蔵地域および避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火 を目標に消防活動を行う。
- (4) 地震時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、防火水槽、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用

する。

- (5) 消防職員は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防機関の応急対策の 実施に支障が生じている場合で警察官がその場にいないときに限り、当該車両その他 の物件の移動等の措置を命じ、または自ら措置することができる。
- (6) 林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県本部に対し、 県防災ヘリコプターの出動を要請する。

第7 消防活動に必要な資機材の整備

湖南中央消防署は、必要な資機材を整備し応急活動に備えるものとする。

《参考資料8-2 消防力の現況》

第8 広域消防相互応援協力体制

1 県内における相互応援について

災害が拡大し、市の消防力および消防相互応援協定を締結している隣接市町村の消防力によっても、的確な対応が困難な場合は、「滋賀県広域消防相互応援協定」、「滋賀県広域消防相互応援基本計画」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」により応援を要請する。

《参考資料12-6 湖南市各種災害応援協定一覧》

2 緊急消防援助隊の応援要請

大規模な災害により、緊急消防援助隊の応援要請(消防組織法第44条)の必要が見込まれる場合は、次により行う。

(1) 応援要請

市本部長は、緊急消防援助隊の応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして県本部に要請する。(後日文書提出)

- ア 災害の状況および応援要請の理由
- イ 応援隊の派遣を必要とする期間(予定)
- ウ 応援要請を行う種別と人員
- エ 市への進入経路および集結(待機)場所
- (2) 受援体制

緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を 設け受入体制を整えておく。詳細については、甲賀広域行政組合消防本部消防受援計 画に定める。

- ア 応援隊への活動に必要な地理情報の提供(消火栓、利用可能な自然水利等を掲載 した消防マップの提供)
- イ 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ウ 応援隊の活動拠点となる用地、施設等の手配
- エ 応援隊に対する給食等の手配

(緊急消防援助隊等受入予定場所)

施設名称	住所	連絡先
雨山文化運動公園	湖南市雨山二丁目1番1号	0748-77-5400
野洲川親水公園グラウンド	湖南市夏見	0748-72-4990
湖南中央消防署	湖南市岩根地先	0748-72-0119
	※ 移転予定地	

第9 住民による自主的な消防活動

地域住民は、災害が発生した場合に次の活動を行う。

1 火災の出火防止

早急にストーブを消す、ガスの元栓を閉める等の火災に関する予防活動を行い、火災 発生の防止に努める。

2 初期消火活動

近隣地域において火災が発生した場合、地域住民の協力により初動的な消火活動を 行う。このため、平常時から自主防災組織では、可搬式ポンプ等の整備に努め、消火 訓練を行うなど、住民の消防力の強化に努める。

第10 住民への広報

消防本部は、災害時における出火防止のための広報、火災の延焼状況等の住民への広報を行う。そのために広報の要領、広報班の編成等について、あらかじめ定めておくものとする。

第9節 救急救助計画

■関係機関

消防本部 医療救護班 総括班 消防団

第1 計画の方針

地震が発生した場合、初動的段階においては、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者や救命措置を要する傷病者が多数発生することが想定されるため、それらに対する救急救助に関する応急対策を実施する。

第2 実施体制

被災者の救出は、地域の警察、消防機関等が行うものとし、他の防災関係機関との緊密 な連絡のもとに活動を進める。

消防団は、災害の状況に応じ必要な人員を勘案し、その組織をもって編成する。

第3 救出方法

被災者の救出は、災害の状況と被災者の疾病、傷病の程度を勘案し、関係機関および各部との緊密な連携のもとに行う。特に災害発生直後は、地域の自主防災組織がそれらの機関の救出活動に協力するとともに自主的な救出活動を行う。

また、山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合、防災ヘリコプター出動を要請するなど、迅速かつ的確な措置を講じる。

- 1 被災者が少ない場合は、湖南中央消防署長または現場指揮者の指揮により救出作業に 当たり、負傷者を直ちに救護所または病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの避難収 容施設へ誘導する。
- 2 被災者が多い場合は、地区連絡所を中心に被災者救出本部を設置し、湖南中央消防署 長の指揮下で救出作業を行う。

医療救護班および市内の病院の応援・協力のもとに、傷病者の重症度の判定(トリアージ)を行うとともに、応急処置を実施する。二次救護等の必要な重症患者については、後方医療施設に搬送する。

〈トリアージ〉

「傷病者を緊急度や重症度に応じて選別する」行為のこと。

災害発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重症度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

〈トリアージタッグ〉

トリアージには、「トリアージタッグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「氏名」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ 実施月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。

第4 消防機関の活動

1 活動方針

- (1) 救急隊および救助隊は、救命活動を優先して実施する。
- (2) 同規模程度の救急・救助事案が発生した場合は、火災現場付近の災害現場を優先して救急・救助活動を実施する。
- (3) 同時に複数の救急・救助事案が発生した場合は、少数の隊員で多数の人命救助ができるよう全力を注ぐ。
- (4) 救急処置および救助活動は、救命の処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者は救護所等に自主的に移動させるものとする。

2 活動体制

- (1) 発災初期は、被害状況の覚知が遅延するので各活動拠点周辺の救急・救助活動を行う。
- (2) 火災発生件数が少なく救急・救助件数が多い場合は、消防車両を災害現場に投入し 早期に関係機関と協力し、救急・救助活動体制の確立を図る。
- (3) 救急・救助事案の把握は、市本部からの指示のほか、あらゆる情報媒体を活用して情報収集に努める。
- (4) 医療機関の開設、収容能力については、市本部との連絡を密にして、早期にその状況把握に努めるとともに、早急に開設するものとする。
- 3 出動の判断

湖南中央消防署長は火災・救急・救助事案の発生状況を判断し、次のいずれかを決定 し出動させる。

- (1) 火災が多発し、総力を上げて消火活動を行う状態のときは、火災現場およびその周辺における救急・救助活動を優先して行う。
- (2) 火災が発生していても現有消防力で対応できる場合は、消火活動と救急・救助活動を併行して行う。
- (3) 火災が発生していても延焼火災がなく、主力を救急・救助活動に従事させることができる状態のときは、必要最小限の消防隊を残し、他隊は救急・救助活動を行う。

4 出動

(1) 湖南中央消防署

ア 消防署長は、現場指揮本部より救急・救助の要請を受けたときは、速やかに出動 隊を決定し、出動させる。

イ 出動途上の留意事項

- (ア) 救急・救助出動途上において交通障害に遭遇した場合は、現場指揮本部へ連絡 し、応急措置により通行可能な場合は適切な方法を施し通行する。
- (イ) 救急・救助出動する場合は、火災の発生および他の救急・救助事案の発見に努め、火災に遭遇した場合は、消防団員および付近の住民に行わせる。また、必要があるときは隊員の一部を消火指揮のために残し、救急・救助現場に出動する。
- (ウ)他の重大と判断される救急・救助事案を発見したときは、その旨現場指揮本部 へ報告し、発見した現場に応援隊を出動させるとともに、必要に応じて発見した

救急・救助事案に対応する。

(2) 消防団

ア 通信指令課から救急・救助の指令を受けた分団は、速やかに出動する。

イ 出動途上の留意事項

- (ア) 救急・救助出動する場合は、火災の発生および他の救急・救助事案の発見に努め、火災を発見した場合は、速やかにその延焼拡大を阻止する一方、活動拠点に報告するとともに、地元自主防災組織等に出動を要請する。
- (イ)他の重大と判断される救急・救助事案を発見したときは、その旨を現場指揮本 部へ報告し、発見した救急・救助事案活動に従事する。

5 現場活動

- (1) 救急・救助活動は救命処置を必要とする者を優先して救出し、その他の負傷者は消防団等に協力を求めて救出する。
- (2)活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる負傷者を優先し、 短時間に少しでも多く救出する。
- (3) 関係機関および自主防災組織等の協力を得て十分な救出活動ができるように努める。
- (4) 消防署長もしくは団長は、負傷者の発生状況を考慮し、部隊の増強を必要と認めた 現場に救急・救助応援隊および管轄分団を応援出動させるとともに、市本部に対し、 関係機関等の応援を要請する。
- (5) 検索済みの家屋等については重複した救助活動を避けるため「活動済み」の表示をする。

第5 自主防災組織等の活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、自主防災組織等は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、協力して救出活動に当たるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者に対して、救急隊が到着するまでの間、応急手当や必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者の救急活動に努める。

第6 市本部の活動等

1 救出活動

災害が広範囲に及ぶことから、消防機関のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画 的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

2 救急活動

- (1) 迅速な医療救護活動を行うため、甲賀湖南医師会と連携のうえ、必要に応じて災害 現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速かつ的確な搬送を実施する。
- (3) 道路の損壊等による交通の途絶により、車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して防災へリコプターの派遣要請または 自衛隊派遣要請を求め、救急搬送を実施する。
- 3 安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の捜索 安否不明者がある場合は、各防災関係機関と連携して捜索する他、氏名等の公表や安 否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等につ いて整理しておくものとする。
- 4 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、効率的に作業 分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施する。

第7 応援要請

警察・消防機関のみでは救出困難なときは、自衛隊および近隣市町の消防機関に対し、 県知事を通じて応援を要請するものとする。

第10節 医療助産計画

■関係機関

医療救護班 総括班

第1 計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療および助産の途を失ったような場合 に、応急的に医療、助産を施し、被災者の保護を図るものとする。

第2 実施責任者

医療の実施は、本部長(市長)が行うものとする。ただし、市で対処できない場合には、他市町村、県に対して、これの実施または必要な要員、資機材の応援を要請する。また、 災害救助法が適用された場合には知事が行うが、知事から権限を委任された場合には、市 長が行う。

第3 救護班の編成

災害時における傷病者の応急治療および応急処置は、市内医療機関の医師、看護師、助産師等の協力を得て、編成し行う。ただし、市の救護班で対処できない場合は、甲賀湖南医師会または最寄りの医療機関に応援を要請するとともに、県地方本部に応援協力を要請する。

職 員 1名	救 護 班 の 編 成	医 師 看 護 師 職 員	2名 1名 1名
--------	----------------	---------------------	----------------

第4 救護活動

- 1 市は、災害の状況に即応し、医療救護班の出動により救護活動を行う。市の能力を もってしては、収拾できないときは甲賀湖南医師会または最寄りの医療機関または災害 拠点病院に応援を要請するとともに、県地方本部に応援協力を要請する。
- 2 市は、被災地の状況に応じ、小学校に救護所を設置する。
- 3 市は、医療救護班を出動させることが困難なとき、上記1により医療救護に係わる協力要請を行う。また、災害の規模等によっては、医療救護班を派遣することなく医療機関において、被災者の救護を行う。
- 4 市は、県地方本部と連携し、「滋賀県広域災害・救急医療情報システム」、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を活用し、病院、有床診療所等の医療機関の情報収集に努めるものとする。

《参考資料6-4 市内等医療機関一覧》

第5 救護所の開設

医療救護班は被害状況に応じ、医療救護の拠点となる保健センター、石部保健センターと連絡調整のうえ、被災地付近の小学校を医療救護地区拠点として救護所を開設する。なお、被災者が疾病、傷病のため、医療機関へ収容する必要が生じたときは迅速に最寄りの医療機関に収容する。

これらの医療救護拠点には、救援救急医療物資など方法を明記する。

また、ヘリコプターを利用した患者の移送等は、防災関係機関の協力により指定のヘリポートを利用する。

《参考資料6-5 市内救護所一覧》

第6 医薬品および医療器材の調達

医療および助産に必要な医薬品および医療器材の調達は、市内の薬局等より調達するものとするが、災害の種類、規模に応じて滋賀県医薬品卸協会、医師会、保健所等に協力を要請する。

《参考資料6-6 市内薬局等一覧》

第7 医療救護の対象、範囲等

- 1 医療・助産の範囲
- (1) 医療
 - ア 診療(傷病者の重症度の判定)
 - イ 薬剤または治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療および施術
 - エ 病院または診療所への収容
 - 才 看護
- (2) 助産
 - ア 分娩の介助および分娩前後の処置
 - イ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- 2 活動内容

救護活動の実施内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 傷病者の重症度の判定(トリアージ)
- (2) 救急救命医療の実施
- (3)後方医療施設への移送指示
- (4) 助産活動
- (5)遺体の検視

第8 災害救助法による実施基準

- 1 医療および助産の対象者
- (1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。
- (2) 助産は、災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であって、災害のための助産の途を失った者に対して行うものとする。
- 2 医療および助産の期間

医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内、助産を実施できる期間は、分娩 した日から7日以内とする。

- 3 医療および助産の経費
- (1) 医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。
 - ア 医療救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
 - イ 病院または診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内
 - ウ 施術者による場合 協定料金の額以内
- (2) 助産のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。
 - ア 医療救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費
 - イ 助産師による場合 慣行料金の8割以内の額

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第11節 防疫および保健衛生計画

■関係機関

現場対応班【産業】 医療救護班 情報発信班

第1 防疫計画

1 計画の方針

災害発生時における防疫措置を迅速に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

- 2 実施責任者
- (1) 災害発生時における被災地の防疫は、市長が、甲賀保健所の指導、指示に基づいて 実施するものとする。
- (2) 市独自で処理不能の場合には、隣接市町、県等その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- 3 防疫班の編成

総務班および医療救護班は、甲賀保健所と協力して「防疫班」を編成するものとする。 また、必要に応じて要員を確保し、被害状況の把握、防疫業務の実施、住民の衛生指 導および広報活動、患者の収容等を行う。

4 防疫活動

(1) 検病調査

防疫班は、甲賀保健所と連携し、地区衛生組織等関係者の協力を得て検病調査を実施する。

(2) 臨時予防接種の実施

感染症の発生およびまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

(3) 感染症予防の実施

防疫班は、感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、この節において「法」という。) の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施する ものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うも のとする。

ウ 物件の消毒に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、 実施に当たっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

エ 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

(4) 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。防疫班は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

情報発信班は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 防疫用資機材の確保

防疫用資機材は、市保有の資機材を使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

《参考資料10-1 防疫用資機材保有状況》

第2 食品衛生計画

1 計画の方針

医療救護班は、被災地における給食施設(炊き出し施設を含む。)の被災状況等を把握するとともに、応急食料(救援食品を含む。)の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給を行う。

2 給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止する。

また、浸水被害を受けた施設については、清掃消毒の徹底を指導する。

3 応急食料

応急食料については、可能な限り保存性のあるものまたは食中毒発生の危険性の少ないものを確保する。

4 住民に対する啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の消毒
- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

第3 保健活動

- 1 実施者
- (1) 地震発生時における保健活動等は、原則として市本部が保健所の指導、指示に基づき実施する。
- (2) 市本部独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。
- 2 活動内容

保健所および医療救護班は、次の保健活動を実施する。

- (1) 市内の保健福祉施設の被害状況を把握する。
- (2) 精神障がい者、難病患者、人工透析者への対応を行う。
- (3) 保健師を派遣し、次の活動を行う。
- ア 震災直後の混乱期 (~7日目)
 - (ア) 医療救護班とともに救護活動を行う。
 - (イ) 入院、入所の必要な者についての関係機関との連絡調整を行う。
- (ウ) 市本部、救護班、避難所の代表者との連携のもとに避難者、避難所の現状把握、 情報提供、関係機関やボランティアの連絡調整を行う。
- イ 避難者が定着し始める時期(8日目~15日目)
- (ア) 救護活動
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 保健予防活動
- ウ 避難所が一時的な滞在施設として確立する時期(16日目~1ヶ月)
- (ア) 保健予防活動
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 避難者の健康状態調査と要配慮者と要指導者の把握
- エ 避難所が生活の場として定着した時期(2ヶ月目~)
 - (ア) 保健予防活動
 - (イ) 関係機関との連絡調整
 - (ウ) 避難所巡回健康相談
 - (エ) 健康教育
 - (才) 健康診査活動
- (3) 災害対策従事者の心のケア 災害対策従事者の精神保健(心のケア)相談等の健康管理を行う。
- 3 記録

医療救護班は、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を記録し整備しておく。

第4 仮設浴場の供給計画

市本部は、災害の状況により、必要があると認めたときは、県本部に自衛隊に対する支援要請を依頼し、災害発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善に努める。

第12節 遺体の捜索、処理および埋葬計画

■関係機関

総括班 現場対応班【産業】 消防団

第1 計画の方針

行方不明または死亡者が発生したときは、市本部が、警察と緊密な連携を保ちつつ、捜索および収容を行い、死亡者については、検視の上、火葬(埋葬)を実施する。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理(洗浄、縫合、消毒等)は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が 実施する。この際、市本部は、日赤市地区として活動する。

第2 実施責任者

遺体の捜索、処理および埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町または県にこれの実施またはこれに要する要員および資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事または知事の職権を委任された市長が行う。

第3 遺体の捜索および収容等

死亡していると推定される者の捜索および遺体の収容は、市本部が警察、自衛隊、消防 団、自主防災組織等と協力して迅速かつ適切に実施する。

また、総務班は、行方不明者を発見するために受付窓口を設けて情報収集を図るとともに、身元不明の遺体については写真、特徴等の掲示を行うなどして迅速な身元確認に努める。

遺体が流失等により、他市町に漂着していると認められる場合は、県地方本部および遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の捜索を行う。

第4 遺体の検案および処理

- 1 検案および処理方法 遺体の検案および処理方法は、次に定めるとおりとする。
- (1)遺体を発見したときは、速やかに警察に連絡し、警察官は医師の立会のもとに検視を行う。
- (2) 検案後遺体を毛布で包み、担架でもって搬送車で遺体収容所(被害現場近くの公共施設または寺社等)に搬送し、収容する。遺体が多数の場合は、下記の施設を遺体収容所とする。

(遺体収容所候補施設)

施設名称	所在地
雨山研修館宿場の里	雨山二丁目1番1号

- (3) 遺体は、遺体収容所に到着順に仮安置する。
- (4) 仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て洗浄、縫合および消毒等の処理を行う。
- (5) 遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。
- (6) 性別、推定年齢および遺品等を遺体処理台帳に記載して遺体収容所に提出する。
- (7) 身元確定の遺体については、遺族に引き渡す。
- (8) 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。
- 2 遺体処理に関わる手続き等

搬送車、収容棺および納棺に際して必要な物品(ドライアイス、ローソク、線香等) は、市内外の葬儀業者から調達する。

3 遺体の埋火葬

遺族による遺体の埋葬が困難な場合には、遺体の埋火葬の実施は、市長において実施 し、または棺、骨壷等を遺族に支給等現物給付をもって行うものとする。なお、埋葬の 実施に当たっては次の点に留意する。

- (1) 事故死等による遺体については警察機関から引継を受けた後、火葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査にあたるとともに市長の指定する場所に埋葬する。
- (3) 埋火葬の実施が市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

第5 遺体の火葬

遺体の火葬は、甲賀保健所管轄の火葬場に移送し、火葬台帳に記載のうえ火葬に付する。市単独で処理不可能な場合は、県に対して応援を要請する。

また、市本部は、火葬を円滑に実施するため次の事務を行う。

- 1 死亡者数の把握
- 2 火葬計画の作成
- 3 遺体搬入車両および搬入路の把握・確保
- 4 燃料、ドライアイスおよび棺等の在庫状況の把握・確保
- 5 火葬のための関係者に対する協力要請
- 6 相談窓口の設置および住民への情報提供

《参考資料10-2 市内火葬施設一覧》

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索、収容、埋葬等の実施基準は、参考資料に掲げるとおりである。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第13節 災害広報計画

■関係機関

情報発信班 総括班

第1 計画の方針

地震時において、被災地や隣接地域の住民に対し、正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地住民の状況や要望事項を把握するため、広報・広聴活動を実施する。また、報道機関との連絡調整を緊密にし、適時に的確な情報提供を図るとともに、報道機関との協力体制を確立し、被災者の立場に立った報道が行われるよう努める。

第2 住民への広報

1 広報手段

(1) 交通通信施設が利用できる場合

広報の手段は、知事を通じた報道機関への放送要請のほか、次により実施する。

f:	云達手段	ţ	種別	特 色
広	報	車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
有市防	線 放災行政	送無線	被 生	II .
掲	示	板	生 爱	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情	報	紙	生 爱	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞	月折り 込	込み	(4) (5)	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
イン 通	ターネ	ット 信	一般 生 安	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

(被) 被害状况 (生) 生活情報 (安) 安否情報

(2) 交通通信施設が途絶した場合

交通通信施設が途絶した場合は、次のような広報手段により実施する。

- ア 市防災行政無線による各地区連絡所への通報
- イ オートバイ、自転車、徒歩等による周知
- ウ 自主防災組織、区・自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- エ 市内アマチュア無線局への協力依頼
- オ 水道無線の活用

2 広報事項

被災者等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、被災者や要配慮者のニーズを十分把握し、被災者等に役立ち、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(1)避難の指示事項

被災地区住民のとるべき措置、危険地域住民への呼びかけ等

(2) 災害情報および市の防災体制

余震、二次災害危険の見通し、ガス漏れ、漏油への対処方法、火気使用注意、電線の感電注意等の留意事項、市の防災体制に関する情報提供

(3)被害状況および応急対策実施状況

ライフラインの復旧状況、食料・生活必需物資等の供給状況等

(4) 被災者に対する注意事項

避難時の一般的注意事項等

(5) 住民に対する協力要請 不要不急電話自粛の呼びかけ、車利用者への呼びかけ等

(6) その他必要な事項

交通規制情報(通行不能区間等)、個人安否情報等

第3 要配慮者への広報

高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に対する情報提供については特に配慮するものとし、また、外国人については、情報面での孤立を避けるため、勤務または所属する事業所等に連絡窓口を設置させ、それを通じた外国語もしくは『やさしい日本語』による広報体制を確立する。避難収容施設等においては、専用掲示板の設置、語学ボランティアによる外国語での情報提供、相談窓口の開設等を行うものとする。

第4 報道機関に対する発表

報道機関に対し、被害状況・・応急対策状況等について定期的に発表するほか、心要に応じて随時発表する。

第5 広聴活動

災害時には、被災者からの相談・要望・苦情等を受け付け、適切な処置を行うとともに、 災害応急対策や復旧復興計画に対する意見等を広く被災地内に求めるため、情報連絡班は、 次の広聴活動を行う。

- 1 区、自治会等からの相談、要望等の受付
- 2 地区連絡所に相談窓口を設置

第6 被災者の安否に関する情報の提供

1 安否情報の提供

市長は、被災者の安否に関する情報(以下「安否情報」という。)について照会があったときは、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害するこ

とのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答することができるものとする。この場合において、市長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

2 安否不明者等の氏名公表

災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、 情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、県と協議して定めた氏 名等の公表方針に従うものとする。

3 災害用伝言ダイヤルやホームページの活用

大規模災害時には、西日本電信電話株式会社の電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」の活用方法を広報紙への掲載、庁舎・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

また、安否情報の提供については、市ホームページや外部機関の安否情報提供サイト の活用を検討する。

第7 緊急警報放送要請

市長は、災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底する必要がある場合は、 県を経由して日本放送協会大津放送局長に放送を求めることができる。なお、市と県との 間が通信途絶等特別の事情がある場合は、市長が直接行う。

- 1 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、多くの人命、財産を保護する ための避難情報等
- 2 災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対して とるべき措置
- 3 災害時おける混乱を防止するための指示等
- 4 その他特に必要と認める事項

第14節 通信施設応急対策計画

■関係機関

総括班 西日本電信電話株式会社

第1 計画の方針

電気通信設備に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から 防護するために緊急に行う応急対策について定める。

第2 市防災行政無線

災害の発生が予想される場合は、基地局施設の保護、予備電源用燃料の確保等に努め、 施設が被災した場合には、可搬型移動局を代用し、基地局の仮復旧を行う。

《参考資料4-1 市防災行政無線設置状況》

第3 県防災行政無線

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町村および防災関係機関間相互間の無線通信回線の確保に当たる。

- 1 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。
- (1) 要員の確保
- (2) 予備電源用燃料の確保
- (3)機器動作状態の監視の強化
- (4) 可搬型移動局(全県)の配置
- (5) 局舎、機器等の保護強化
- 2 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。
- (1) 移動局による臨時無線通信回線の設定
- (2) 職員による仮復旧の実施

第4 一般通信施設(西日本電信電話株式会社滋賀支店)

- 1 応急対策の基本
- (1) 地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。
 - ア 通信用電源の確保(予備電源設備、移動電源車等の出動)
 - イ 通信の確保(衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の 出動)

- ウ 特設公衆電話の設置
- エ 輻輳対策 (発信規制、災害用伝言ダイヤル「171」等の運用)
- (2) 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。
- 2 設備および回線の応急復旧措置
 - (1) 電気通信設備に災害が発生したときは、西日本電信電話災害対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。
- (2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

ア 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者および第1順位以外の国または地方公共 団体

ウ 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

- 3 特設公衆電話等の開設
- (1) 臨時電話等受付所の開設 避難所等に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図る。
- (2) 特設公衆電話等の開設

安否情報を始めとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、 避難所等に特設公衆電話を開設する。

4 広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーキー装置による 案内、ホームページ、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項 を利用者に周知する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由および内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置および復旧見込時間
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) その他必要な事項

第15節 交通確保計画

■関係機関

総括班 現場対応班【建設】

第1 計画の方針

災害時に交通の安全を確保し、被災者の避難、災害応急対策実施のため、緊急輸送の迅速、的確を期することを目的とする。

なお、対応にあたっては、滋賀県域道路啓開計画に基づき、基幹ルートおよび主要拠点 への進出ルートの道路啓開に必要な体制整備を図る。

第2 被災状況等の把握

1 被災情報および交通情報の収集

現場対応班【建設】は、被害を受けた道路や冠水による道路状況および交通状況を速 やかに把握するため、巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、関係機関と緊密な 情報交換を行う。

なお、これらの情報収集は、県が予め指定した緊急輸送道路および緊急交通路を優先 して行う。

- 2 発見者等の通報
- (1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所または危険箇所を発見したものは、 速やかに警察官または市長に通報するものとする。 通報を受けた市長は、当該路線の管理者または警察官に速やかに通報するものとす る。
- (2) 道路管理者および上水道、電気、ガス (LPガス)、電話等道路占用施設設置者は、 所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に 直ちに応急措置をとるよう通報する。

第3 交通規制

1 実施責任者

- (1) 道路管理者、県公安委員会、甲賀警察署は、道路等の危険な状況を発見した時もしくは危険が予想されるときまたは緊急交通路の確保の必要があるときは、各関係機関と密接な連絡を取り、速やかに必要な規制を行う。
- (2) 市長は、自ら管理する道路、橋梁について、甲賀警察署と協力して、交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。
- (3) 交通規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範	囲	根	拠	法
道路管理者	国土交通省 滋賀国道事 務所 知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事あると認められる場合2 道路に関する工事のためやもられる場合			(昭和27:)号)第4	
敬言	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生まさに発生しようとしている場害応急対策に従事する者または必要な物資の緊急輸送その他にるための緊急輸送を確保する必られる場合 2 道路における危険を防止し、全と円滑を図るため必要がある通行禁止その他の交通規制をある。	場合において、災 は災害応急対策に 応急措置を実施す 必要があると認め その他交通の安 らと認める場合、		通法(昭 第105号)	
	甲賀警察署長	道路交通法第4条第1項により 行う規制のうち、適用期間が短い 交通規制を行う。		道路交通 1項	通法第 5	条第
察	警察官	1 道路における交通が著しく混ある場合において、当該道路に滑を図るためやむを得ないと認2 道路の損壊、火災の発生その道路において、交通の危険が生る場合	こおける交通の円 める場合 O他の事情により	道路交通 2項、第	通法第6 第4項	条第

2 交通規制の実施

- (1) 道路管理者および公安委員会(県警察)は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、または災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定および情報の提供を実施する。
- (2) 道路管理者および県警察は、通行の禁止・制限またはう回路の設定等の規制を行うに当たっては、相互に連絡協議する。
- (3) 道路管理者および県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、関係法令に基づき下記に掲げる規制条件等を標示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。また、これらの規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

〈規制条件の標示〉

道路標識に次の事項を明示して標示する。

- ・禁止制限の対象
- ・規制する区間
- ・規制する期間

3 車両等に対する措置

(1) 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、甲賀警察署と協力して、交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

(2) 警察官の措置

災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。アーその車両の運転者等に対し必要な措置を命じる。

- イ 運転者等が命じられた措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自らその措置をとる。
- ウ この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損する。
- (3) 自衛官および消防吏員の措置

派遣を命じられた自衛官および消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、 それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3の規定により 措置することができる。

自衛官および消防吏員が同法第76条の3の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令および措置を行った場所を甲賀警察署長に直接または警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

(4) 運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域(交通の規制が行われている区域または道路の区間をいう。)内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- ア 速やかに車を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の 場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、 緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動または駐車すること。

第4 道路、橋梁等の応急措置

1 道路啓開路線の選定

現場対応班【建設】は、救急、消防、応急対策等の緊急輸送を確保するため、道路啓開路線を選定する。選定に当たっては県の決定を優先するものとする。

(1) 道路啓開路線の選定基準

- ア 市役所、消防署、地域防災拠点、病院等防災対策上重要な機関を結ぶ路線
- イ 緊急輸送路指定路線
- ウ 避難所等主要な防災拠点に接続する路線
- エ その他上記のルートを補完する路線

(2) 道路啓開路線の優先順位

道路啓開作業を行うに当たっては、道路管理者、甲賀警察署、自衛隊等の各関係機関がそれぞれ連携を図り、計画的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

2 道路啓開の実施

現場対応班【建設】は、関係機関と連携し効率的に、道路啓開路線の道路啓開作業を実施する。

3 応急復旧

道路管理者は、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、仮橋の設置などの応急工事により、緊急車両の走行に支障のない程度に一応の交通の確保を図る。 市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

4 発見者等の通報

道路管理者および上水道、電気、ガス(LPガス)、電話等道路占用施設設置者は、 所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直 ちに応急措置をとるよう通報する。

第16節 輸送計画

■関係機関

総務班 総括班

第1 計画の方針

災害応急対策の実施に必要な要員および物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度などを考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器および要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を定める。

第2 輸送の方法

1 輸送の手段

輸送は、次の種別のうちもっとも適切な方法による。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 鉄道等による輸送
- (3) ヘリコプター等による空中輸送
- 2 輸送力の確保

輸送のための車両は、概ね次の順序により確保し、常にその活動状況を把握し、効果的かつ円滑な運用を図る。

- (1) 市所有の車両
- (2) 農業協同組合等公共的団体所属の車両
- (3) 事業所・建設業者所有の車両
- (4) その他自家用車両

《参考資料11-1 市有車両保有状況》

- 3 配車措置
- (1) 各班は、車両による輸送が必要となったときは、次の事項を明示して総務班に要請するものとする。
 - ア 輸送の目的
 - イ 輸送の区間および期間
 - ウ 輸送量、輸送品目および必要車両台数
 - エ 集合の場所および日時
 - オ その他車両の使用についての必要事項
- (2) 総務班は、常に車両の活動状況を把握し、市所有の車両(消防用車両については消防署、消防団と協議し)の効果的な使用を図るものとし、その輸送力でなお不足す

る場合には、営業用等の車両借上げの措置をとるものとする。

なお、市内輸送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議して おくものとする。

《参考資料2-4 市内輸送業者等一覧》

4 輸送の範囲

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動および搬送については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するために、極力控えるものとする。

- (1)被災者の避難および救出
- (2) 給水
- (3) 救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送
- (4) 食料、生活必需品等などの生活物資の搬送
- (5) 公共施設の応急復旧
- (6)遺体の移送

第3 緊急輸送の優先順位

- 1 第1段階(災害発生後24時間程度まで)
- (1) 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防活動、水防活動等の災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 市の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動応急対策に 必要な人員、物資、その他感染症対策用物資等
- (4)後方医療機関へ輸送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員および 物資
- 2 第2段階(災害発生後3日目程度まで)
- (1) 第1段階の継続
- (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (3) 負傷者および被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員および資材
- 3 第3段階(災害発生後4日目以降)
- (1) 第2段階の継続
- (2) 災害復旧に必要な人員および物資
- (3) 生活必需品等

第4 緊急輸送ネットワークの確保

県内外からの緊急物資等の受入れ、配分等を行う物資の一時集積場所、ヘリポート、緊 急時確保路線を定め、避難所、病院および社会福祉施設等を結んだ緊急輸送ネットワーク を確保する。

その際、関係機関との連絡体制や運営方法等について、あらかじめ協議を行い意思の疎 通を図るとともに、人事異動のある年度当初に連絡体制等を確認しておくものとする。

1 緊急輸送路の確保

災害発生時における緊急物資の輸送活動を迅速かつ効率的に実施するための緊急輸送 路は、参考資料に掲げるとおりである。

これらの路線においては、消防活動や緊急物資輸送等の応急対策活動の実施を最優先し、必要に応じてこの他の一般車両の通行を大幅に規制するものとする。

《参考資料11-2 市内緊急輸送路一覧》

2 輸送拠点

輸送拠点は、県内または県外から届けられる救援物資の受入れ、仕分け、配送等を行う拠点である。

本市では、参考資料に掲げるグラウンド等を輸送拠点に位置づけ、県指定の広域陸上輸送拠点(水口スポーツの森、希望が丘文化公園)から届けられる救援物資を受入れ、地域内の避難収容施設、病院および社会福祉施設等に対して仕分け、配送等を行う。

なお、広域陸上輸送拠点は、陸上輸送による県外などからの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行う拠点である。

《参考資料7-6 救援物資等集積所一覧》

3 ヘリコプターによる輸送

(1) 緊急時ヘリポートの指定

緊急時には、ヘリコプターによる物資輸送が必要となる。緊急物資輸送のためのヘリポートは、救急車等の車両の出入りの便がよい場所であること、電話等の通信手段の利用が可能であることなどが条件となり、本市では、参考資料に掲載のとおりである。

《参考資料11-6 ヘリコプター離発着場一覧》

(2) 緊急時ヘリポートの整備

災害発生時には、指定緊急時へリポートにおいて、以下のような対策を実施し、早期にヘリポートが使用可能な状態になるよう整備を行う。

ア 着陸地点には、石灰等を用いて直径10mの正円を描き、中央にHの記号を標して 着陸地点を示すこと。

イ グラウンド等の場合に地表面が乾燥しているときには、飛散物を除去し、砂塵等 が巻きあがらないように、散水を十分に行うこと。

ウ ヘリポートの近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、または旗を立

てること。

- エ 離着陸時には、風圧等により危害が加わることがあるので、人を接近させないようにすること。
- オ 避難収容施設に併設する場合は、保安要員を設置し、避難住民の安全管理に努める。

4 公共交通機関による輸送

災害発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握(被害の程度、復旧の見込み)、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について交通事業者、県、市等関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

《参考資料2-4 市内輸送業者等一覧》

第5 緊急通行車両の確認申請および事前申請

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域または道路の区間を指定して、緊急 通行車両等以外の通行の禁止または制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条に規 定する緊急通行車両等の確認は、県警察本部交通規制課または甲賀警察署において行う。

〈緊急通行車両の基準〉

緊急通行車両は、緊急自動車および概ね次の目的のために使用する車両で、県公安委員会が緊急通行車両として認めたものをいう。

- 1 警報の発令および伝達ならびに避難の指示に従事する車両
- 2 消防、水防その他の応急措置に従事する車両
- 3 被災者の救難、救助その他保護に従事する車両
- 4 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に従事する車両
- 5 施設および設備の応急の復旧に従事する車両
- 6 清掃、防疫その他保健衛生に従事する車両
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に従事する車両
- 8 緊急輸送の確保に従事する車両
- 9 その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に従事する車両
- 1 緊急通行車両等の事前届出に関する手続
- (1) 申請者

市長

(2) 申請先

県警察本部交通規制課、甲賀警察署

- 2 確認に関する手続
- (1) 事前届出済証の交付を受けている車両 警察本部、警察署、交通検問所において他に優先して確認が行われる。
- (2) 事前届出済証の交付を受けていない車両

警察本部、警察署、交通検問所において、緊急通行車両等確認申請書と当該車両を使用して行う事務または業務の内容を証明する書類を添付の上、当該車両の使用者による提出により確認が行われる。

- 3 緊急通行車両等の標章および確認証明書の交付
- (1) 前項において緊急通行車両等であると認定されたものには緊急通行車両確認証明書および標章が交付される。
- (2) 規制地域においては、標章を前面ガラスの内側に貼付し、確認証明書を携帯して通行する。

《参考資料11-3 緊急通行車両確認申請書》

《参考資料11-4 緊急通行車両確認証明書》

《参考資料11-5 緊急通行車両の標章》

第6 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、参考資料に掲げる滋賀県災害救助法施行細則の 定めによるものとする。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第17節 鉄道施設応急対策計画

■関係機関

総括班 西日本旅客鉄道株式会社

第1 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社(京都支社)は、地震発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事 故および災害処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとど め、迅速に応急復旧の体制を確立する。

第2 西日本旅客鉄道株式会社の措置

- 1 地震時の運転規制基準と警備
- (1) 運転規制値(地震)

運	転	規	則	
速度制	限	運	転 見 合	わせ
地震計が40ガル以上を示した (標準) 規制区間内を初列車は15km/h 到着し異常がなければ次列車以 報があるまで45km/h以下。	ı以下、初列車が	(標準) 規制医4 以下 合、到医後、報告に 当とは、親制区間内 は、規制区間内 は、規制区間内 は、規制区間内	Fのときは、15 Haを見合わせる こより異常を認 は30km/h で運転	させない。この場km/h以下で最寄駅。その後、保守担められなかったといる行い、初列車にことが確認された

2 運転事故等が発生したときは、京都支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

[事故対策本部等の種別、設置標準および招集範囲]

種 別	設置の標準	招集範囲(支社内間接社員)
第1種体制	・重大な事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたときまた はそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	招集可能者の全員
第2種体制	・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき・ その他特に必要と認めたとき	招集可能者の半数
第3種体制	・その他必要と認めたとき(台風・降雨降雪等に より、大きな輸送障害のおそれがあるとき)	必要最小数

- (注) 1 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。
 - 2 上記を標準として関係室課長および駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。

3 ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘 案して、対策本部の設置および体制の変更が指示される場合がある。

第3 市の措置

市は、災害が発生した場合には、災害対策本部内に事故対策本部を設置し、鉄道事業者との連絡を密にして適切な支援を行う。

- 1 鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、または自ら発見したときは、消防、警察、県に連絡する。
- 2 必要に応じ、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- 3 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救急・救助活動および消防活動 を実施する。
- 4 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急 処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容 所および遺体収容所等の設置または手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等を実施する。

- 5 必要に応じ被災者等へ食料および飲料水等を提供する。
- 6 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- 7 市で対処できない場合は、県および他市町に応援を要請する。
- 8 被災者の救助および消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第18節 道路施設応急対策計画

■関係機関

現場対応班【建設】

第1 計画の方針

地震により被災した地域の救援活動や消防・生活物資を輸送する車両の円滑な通行を確保するため、被害を受けた道路施設、交通安全施設等を速やかに復旧し、交通を確保する。 応急復旧に当たっては、緊急輸送道路ネットワークが機能するよう、優先順位を設定し、 道路管理者間で連携を図りつつ行うことを定める。

第2 情報の収集

現場対応班【建設】は、地震発生後直ちに現地調査を行い、道路に関する被害状況を収集する。また、収集した道路情報は、速やかに県本部(土木交通部道路班)に連絡する。

1 道路管理者間の情報連絡

現場対応班【建設】は、収集した情報を県本部に連絡するとともに近隣市町との管理者とも道路情報の交換をし、広域的な道路の被害状況を把握する。

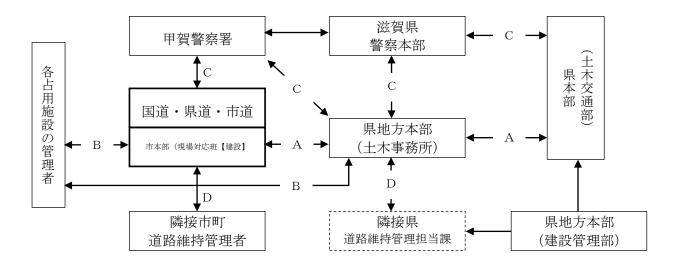
2 道路占用施設管理者との情報連絡

市が管理する道路における上・下水道、電気、ガス(管路のみ)、電話等の道路占用施設の被害状況等の把握に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

3 警察との情報連絡

現場対応班【建設】は、甲賀警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

〈道路情報収集体制〉



A:道路被害状況等の情報収集、県本部への情報の一元化

B: ライフライン等の道路占用施設の被害状況等の通知と早期復旧の指示

C:緊急に確保すべきルートの選定

県本部長等は道路管理者と県警察本部と協議の上、緊急に確保すべきルートを選定する。これに基づき、県警察本部は道路被害状況、交通規制状況を踏まえ、通行の禁止および規制を行う。

D:通行禁止および規制の連絡のほか、被害状況等の情報を交換する。

第3 通行の禁止および制限

通行の禁止または制限に関しては、「第2章第15節交通確保計画」に従い実施する。

第4 応急復旧

1 優先順位

現場対応班【建設】は、地震等災害発生直後における道路の被害状況・通行確保状況 等の情報をもとに、緊急輸送道路ネットワーク計画を基本に甲賀警察署ならびに道路管 理者と協議して、緊急に確保すべきルートを選定する。

道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、 緊急輸送道路ネットワークを確保する。

- (1) 県本部長が、救護活動の緊急輸送のために特に重要であると指定した路線
- (2) 被災地域に通じる第1次緊急輸送道路
- (3)被災地域内または被災地域に通じる第2次緊急輸送道路
- (4) その他緊急輸送に必要な道路(市庁舎および避難施設を連結する路線等)

それぞれの道路管理者は、市本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施に当たっても、互いに協力して緊急に確保すべきルートについて早期確保を図る。

2 応急復旧工事

現場対応班【建設】は、応急復旧の優先順位により、市内等の災害時における応援救援協定等を締結している建設土木業者等にその復旧作業を依頼し、早急に通行が可能となる対応を行うものとする。

第5 交通安全施設応急対策

現場対応班【建設】は、被災状況等を速やかに調査把握し、県本部および県地方本部ならびに警察署と連携し迅速かつ的確に対応する。警察署は、通行車両の制限等必要な処置を行い、市本部、県本部および県地方本部等の指示および支援等を得て道路機能維持のための復旧を行う。また、警察署は次の対応を行う。

1 信号機等の緊急補修

交通信号機等交通安全施設が損壊し、または故障した場合は、迅速な復旧を行う。

2 主要交差点における交通整理

被災地域内および関連道路の主要交差点に署員を配置し、必要な交通整理を行う。

第19節 避難計画

■関係機関

総務班 総括班 避難所支援班 消防団 地区連絡所

第1 計画の方針

地震時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を 速やかに安全な場所に避難誘導する。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図 るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障がい者、高齢者、幼 児、妊産婦、外国人等の要配慮者に十分配慮する。

第2 避難指示等

1 事前避難

市は災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民に対しては避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底せしめ、災害時の積極的な自主避難態勢を指導しておくものとする。

2 実施責任者等

避難指示の実施責任者、実施基準等は、次のとおりである。

	実施責任者	措置	実 施 の 基 準	根 拠 法
	知事および その命を受 けた職員 水防管理者 市 長	立退きの指示 立退きの指示 立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切 迫していると認められるとき 洪水により著しい危険が切迫している と認められるとき 災害が発生または発生するおそれがあ	水防法第29条 地すべり等防 止法第25条 水防法第29条 災対法第60条
避難指示		での指 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	る場合で、特に必要があると認められるとき 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長は、 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。	災対法第60条 第3項
	警察官	立退きの指示 警告避難等の 措置	市長が避難のための立退きもしくは屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの安全確保措置を指示することができないとき、市長から要求があったとき、重大な被害が切迫したと認めるときは警告を発し、特に急を要する場合において危害を受けるおそれ	災対法第61条 警察官職務執 行法第4条

			のある者に対し必要な限度で避難のた めの立退きもしくは屋内での退避等の 安全確保の措置をとる	
	自衛官	避難について 必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合に 警察官がその場にいない場合に限り、 災害派遣を命じられた自衛官は避難に ついて必要な措置をとる	自衛隊法第94条
知事によ 等の代行	る避難の指示	知事は、市長が全部または大部分の事務を行うことが 災対法第60条 できないときは、避難のための立退きおよび指示に関する措置、屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの安全確保措置の全部または一部を代行する		

3 避難指示の内容

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難指示等の理由
- (3) 避難先および避難経路
- (4) 避難の方法および携行品
- (5) その他必要な事項
- 4 住民への周知および関係機関への連絡

避難の指示をした者または機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

(1) 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を市防災行政無線、 広報車等により住民に伝達する。伝達に当たっては、『やさしい日本語』を活用する など放送内容の工夫や避難指示等以外のきめ細かな情報発信に努める。

また、必要に応じて、防災関係機関および自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

なお、必要な通知または警告をするに当たっては、避難行動要支援者が避難指示等 を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

(2)関係機関との連絡

市、県、甲賀警察等関係機関は、避難の措置をとったときは、その内容について相 互に連絡する。

(3) 電気通信設備等の優先的利用等

市長が、避難のための立退きを指示する場合、または屋内での退避、近傍の堅固な 建物への退避などの安全確保措置を指示する場合において、その通信のため特別の必 要があるときは、電気通信設備を優先的に利用または放送を行うことを求め、または インターネットを利用した情報の提供を行う事業者に、情報を提供するよう求める。

5 避難指示の判断に資する助言

市長は、避難のための立退きを指示、または屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、 指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または県知事に対し、当該指示に関する事項について助言を求める他、気象防災アドバイザー等の専門家による技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3 避難指示等の実施基準

高齢者等避難および避難指示等、屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全 確保措置の指示は、次の実施基準に基づき行う。

種 別	条件	伝達内容	伝達方法	住民に求める行動
高齢難	** 1 条件等生生性 (本)	①指示者 ②避べき難対は ③要域 ④携の注意 ①指示者	① : ジ防湖信急 ・・ジ防湖信急 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・選挙である。 ・選難行動要を持動に ・選難行を要する者は、所 等間である。 ・選難を関する。 ・選難を関する。 ・選難を関する。 ・選難を開始。 ・上記以外の連絡、意等 ・上記以外の連絡、意等 ・上記等出品。 ・開始。 ・連難で開始。 ・連算で開始。 ・連算で開始。 ・通常の避難行動がで
避難指示	を始段のら 一を指数が 一を指数が 一を指数が 一を指数が 一を指数が 一を指数が 一を表すが 一を表が 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、	②避難理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難後の 局の指示 絡等	は、 ・サインでは	・超され ・超され ・一さい ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一
屋の避傍固物退ど急確置内、のなへ避の安保の示で退近堅建のな緊全措指	・浸水の深さが深刻にならない規模では、次等の性質や発生の状況によって外での状況によってといる。 一次に、炎いではないでは、炎いでは、炎いでは、炎いではないではないではないではないではないでは、ないでは、ないでは、ないでは、な	①指屋 避堅へど全の理対その 傍建避急措す の 傍建避急措す の の 確 指 由 象 の で 全 の 理 が そ 意	高齢者等避難と同様。ただし、心要に応じて戸別に口頭伝達を行う。	・屋内の安全な場所で 待機 ・外にいる場合は、速 やかに屋内に退避

〈サイレンによる伝達方法〉

種別	標	i ≘営	à
避難指示	30秒	30秒	30秒
	○——○(休止:	5秒)○──○(休止:	5秒)○──○

第4 警戒区域の設定等

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立ち入り 禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

設 定 権 者	災害の種類	内 容 (要 件)	根 拠
市長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法第63条
警察官	1 災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた 市の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から 要求があったとき。	災対法第63条
言	次 音 主 娰	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に 重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態があ る場合	警察官職務執 行法第4条
自 衛 官	災害全般	市長等、警察官および海上保安官がその場にいない場 合に限る。	災対法第63条
消防吏員または消防団員		災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条 において準用 する同法第28 条
水防団長、水 防団員、また は消防機関に 属 す る 者	洪 水	水防上緊急に必要がある場所において	水防法第21条
県知事による 行	応急措置の代	市長がその全部または大部分の事務を行うことができ ない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部 を代行する。	災対法第73条

(注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第11条の規定によっても、第一次的な設定権者が 現場にいないかまたは要求があったときは警戒区域を設定できる。

なお、本部長が避難の指示等をした後、避難の必要がなくなったと認めるときは、関係機関と協議の上、その旨を公示するとともに、県知事に報告する。伝達方法については、 避難の指示等の実施基準に定める方法に準じる。

第5 避難誘導

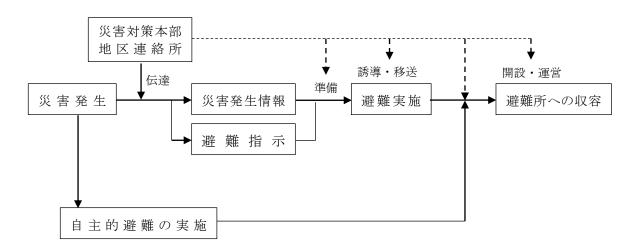
1 基本的な考え方

避難を必要とする緊急事態が発生したときは、自主防災組織等が中心となり、消防団員、市職員等が誘導に当たり、警察と連携して広報車、携帯マイク、メガホン等を十分活用して住民に周知徹底を図り、対象者を避難所に誘導するものとし、高齢者、乳幼児、障がい者、傷病者、妊産婦等の要配慮者や避難行動要支援者の避難を優先して行う。

なお、避難の指示等の伝達や避難誘導については、予め行動ルールを作成するなど、 市職員等の安全確保に十分配慮して行うものとする。

2 避難誘導体制

避難誘導は、消防団を中心に避難所への誘導を行い、避難所においては避難所支援班を中心に救援活動を実施する。



3 避難方法

- (1)避難が必要になった住民は、自宅の出火防止措置をとった後、協力してあらかじめ 定めた一時集合場所へ集合する。自主防災組織等は、一時集合場所を中心に組織をあ げて地域の要配慮者や避難行動要支援者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を 行う。
- (2) 一時集合場所の周辺の災害が拡大し危険が予想されるときは、可能な限り自主防災 組織等(区・自治会等)の単位ごとに集団避難方法により、市職員または消防団員、 警察官等の誘導のもとあらかじめ定めた避難路を経て避難所へ避難する。
- (3)避難は、原則として、避難者による自力避難とする。避難経路については、自主防災組織、区・自治会等で検討するとともに、地域住民に周知を図る。
- (4) 総務班、消防団は、避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。
- (5) 避難は要配慮者や避難行動要支援者を優先する。
- (6) 市は、避難行動要支援者等自力で避難の困難な者をあらかじめ避難行動要支援者名 簿等により所在を把握しておくとともに、個別避難計画により事前に援助者を決めて おく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- (7)避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- (8) 避難場所または避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、本部長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

4 避難経路

避難経路は、ハザードマップ等を活用して、その地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておき、安全度および道路の状況を適宜判断して安全な経路を避難する。

5 携行品等の制限

避難誘導員は、避難立退きに当たって携行品等を必要最小限度に制限し円滑な立退き

について誘導するものとする。

6 避難者の確認

- (1) 避難情報を発した地域に対しては、二次被害の発生防止に配慮した上で、警察官、消防団員等によるパトロールを通じ、立退きに遅れた者等の有無の確認を行うものとする。
- (2) 避難の指示に従わない者については極力説得し、事態が急迫しているような場合に おいては現場の消防団員、市職員等が緊急避難させる措置をとる。なお説得に応じな い者がある場合で、人命救助のため特に必要があるときは、警察官に連絡し、必要な 措置をとるよう要請するものとする。

7 避難後の警備等

避難した後の地域住民の財産等の保護対策は、警察等と協議の上、警察官もしくは 本部長の指定したものがこれにあたる。

第6 避難所の開設

1 避難所の指定

本部長は、災害が発生しまたは災害が発生するおそれがある場合に、指定の避難所のうちから、避難所の開設の要否を判断し、避難所支援班、地区連絡所に避難所開設の指示を行う。総括班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。この際、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリ等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。この他、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや各種SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

指定の避難所が地震災害等により使用不可能な場合や、倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の一時避難場所または確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用するほか、天幕を設営する等の措置を講じるものとする。

また、新型インフルエンザ等感染症等に備え、避難所における避難者の過密抑制など 感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市町は、「新 型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向 け】(滋賀県作成)」や「湖南市避難所開設・運営マニュアル【新型コロナウイルス感染 症編】」等を参考に、感染拡大防止に避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空 間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。対策に当たっては、避難所のレイアウ トや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から 危機管理・防災課と健康政策課等が連携し対応策を検討する。

この際、市の避難所における感染症対策について県から支援を受けるとともに、県と連携のもと、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じ

て、自宅療養者等に対し避難の確保に向けた情報提供を県から受ける。

《参考資料6-1 指定避難所一覧》

《参考資料6-2 指定緊急避難場所一覧》

2 避難者の受け入れ

避難所支援班および地区連絡所は、避難所を開設したときは、直ちに避難所担当職員 を避難所に派遣し、施設管理者等と協力して避難者の受け入れ準備を行う。

避難所の開設に当たって、避難所担当職員は、次のような事項を行うものとする。

- (1) 施設の開錠と看板の掲示
- (2) 避難者の一時収容場所への誘導
- (3) 避難所運営のための事務所の設置
- (4) 避難所収容者名簿の作成
- (5) 緊急に医療およびその他の措置を必要とする被災者の移送等の措置
- 3 避難所開設の報告
- (1) 本部長は、避難所を開設したときは、直ちに知事および甲賀警察署長に対し、次の事項を通報するものとする。
 - ア 避難所開設日時、場所および施設名
 - イ 収容状況および収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
 - エ その他参考となる事項
- (2) 避難所責任者は、避難者の出入を確実に把握し、一定時間ごとに市本部へ次の事項を記録し報告するものとする。
 - ア 避難所収容者名簿
 - イ 避難所開設日誌
 - ウ 物品出納簿
 - 工 罹災者救助明細書

《参考資料13-10 避難所収容者名簿》

《参考資料13-11 避難所開設日誌》

《参考資料13-12 物品出納簿》

《参考資料13-13 罹災者救助明細書》

第7 避難所の運営

1 避難所担当職員の派遣

市本部は、避難所を開設した場合には、速やかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難所に派遣し、担当職員は、次のような事項を実施するものとする。

(1) 避難者収容状況の把握および市本部への報告

- (2) 避難所勤務要員の確保
- (3) 必要物資の供給、給食、給水に関する準備
- (4) 地区連絡所および市本部との連絡
- (5)避難住民の状況把握と調整

なお、避難所担当職員は、男女のニーズの違いに対応するため、男女両方を配置するよう努める。

2 住民による自主的な避難所運営

避難所の運営に当たっては、地域まちづくり協議会や区・自治会、自主防災組織等の自主的な避難所運営を原則とし、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

なお、避難所運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者等役員への積極的な参加を求めるよう努め、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

第8 避難所運営に際しての留意点

避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- 1 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報および指示を与えるとともに、 避難所および避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。
- 2 避難所の衛生保全に努め、救護所の設置等必要な医療体制を確保する。
- 3 役割分担を明確にし、避難者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、避難者が 相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援する。
- 4 食料、飲料水および生活必需品等を調達し、効率的に配給する。
- 5 避難所運営についての専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が 得られるように努める。
- 6 男女双方の視点・ニーズへの配慮

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮必要な人などの視点から配慮する様に務める。

この他、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものと

する。

- 7 日本語があまり理解できない外国人の避難があった場合には、市本部へ通訳者の巡回 を要請し避難者の不安の軽減に努める。
- 8 高齢者、障がい者等要配慮者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、次のような措置を講じる。
- (1) 担当職員、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の訪問等による実態調査の実施
- (2) 避難者の障がいや身体の状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設への速やかな移送
- (3) 避難者の障がいや身体の状況に応じて、保健師・ホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣。なお、市は、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。
- (4) 高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、 洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じる よう努めるものとする。
- 9 車中泊をする避難者に対しては、エコノミークラス症候群を発症しないよう、次のような措置を講じる。
- (1) 避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態の把握
- (2) エコノミークラス症候群の予防法を知らせるチラシの配布
- (3)物資の配布や医療支援の実施
- 10 県、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回相談や栄養相談を実施する。
- 11 ボランティアの受け入れ窓口の設置やボランティアセンター等と連携した体制を整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
- 12 避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。特に、季節や要配慮者、男女のニーズの違いや子どもに配慮する。
- 13 愛玩動物の収容所を獣医等の助言、協力を得て設置するよう検討する。また、必要に応じて、県に対して次の事項を要請する。
 - (1) 愛玩動物に関する必要な物の提供
 - (2) 一時保管の支援
 - (3) 被災者へ動物救護に関する情報提供
- 14 東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市域内の避難所として登録されていない施設、グラウンド、公園等の他、市域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、市として自主避難者の情報収集に努めるとともに、自主避難者に対しても最寄りの避難所に避難者情報を届けるように促すとともに、市域外に避難する場合は、全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努めるものとする。

第9 福祉避難所の開設

避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難で、介護を必要とする要配慮者に対して、民間の社会福祉施設の協力を得て福祉避難所

を開設し、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て要配慮者を移送 し、収容するものとする。

この際、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に避難行動要支援者名簿と個別 避難計画を作成しておき、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難でき るよう努めるものとする。

第10 避難所運営マニュアル

避難所運営については、次の事項等を内容とするマニュアルに従って実施する。

- 1 避難所設置マニュアル
- (1) 避難所の開設・管理責任者、体制
- (2) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (3) 本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認および不足分の調達要請
- (4) その他開設責任者の業務
- 2 避難所運営マニュアル
- (1) 避難所の自治組織(立上げ、代表者、意思決定手続等)に係る事項
- (2) 避難所生活上の基本的ルールに係る事項(居住区画の設定および配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等)
- (3) 避難状況の確認方法に係る事項
- (4) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- (5) その他避難所生活に必要な事項
- (6) 平常体制復帰のための対策

事前周知、自治組織との連携

避難者の生活と授業環境の確保のための対策(避難所が学校の場合)

避難所の統合・廃止の基準・手続等

- 3 避難所避難者への情報伝達マニュアル
- (1)情報伝達・収集体制および自治組織の関わり方
- (2) 本部との連絡方法の確保
- (3) 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- (4) 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- (5) 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法(放送設備利用、掲示、自治組織 を通じる等)および必要な様式
- (6) その他必要事項

第11 広域避難等

- 1 本部長は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所で使用できない場合には、県および隣接市町の協力を得て、避難者を他地区へ移送するものとする。
- 2 本部長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要と認めたときは、公用車あるい

は借上車両により避難者を移送するものとする。

- 3 本部長は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照ら し、市域や県域を越える広域避難の実施の必要があると認められるとき、または他市町 等から実施を求められたときは、災害対策基本法第61条の4から8に基づき、次の要領 により広域避難を実施する。
- (1) 県内における広域避難の実施

ア 市の実施事項

- (ア) 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難および 指定避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入 れについては当該市町(以下「協議先市町」という。)に直接協議する。また、 市は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その 旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なと きは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。
- (イ) 市は、協議先市町から、要避難者を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の 通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、要避難者を受け入れるべき 避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定 地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に 通知するとともに、県に報告しなければならない。
- (ウ) 市町は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。

イ 市が協議を受けた場合の実施事項

- (ア) 市が、被災市町から県内における広域避難の協議を受けた場合は、要避難者を 受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、要 避難者を受け入れるものとし、要避難者の広域避難の用に供するため公共施設そ の他の施設(以下「公共施設その他の施設」という。) を提供しなければならな い。
 - (i)自らも災害の発生が予想されること
 - (ii)要避難者の受入れに必要となる施設が確保できないこと
 - (iii)地域の実情により要配慮者等特段の 配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。
 - (iv) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況 であると判断されること。
- (イ) 市は、要避難者を受け入れる場合、市の区域において要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該被災市町、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。

(2) 県外への広域避難

市の実施事項

- ア 市(以下「協議元市町」という。)は、県と協議を行い、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、県外への広域避難(以下「県外広域避難」という。)の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と要避難者の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する要避難者数その他必要な事項を示すものとする。
- イ 市は、県から、要避難者を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。
- ウ 市は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を県および要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。
- (3) 県外避難者の受け入れ。

市の実施事項

- ア 市は、県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、要避難者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、要避難者を 受け入れるものとし、要避難者の広域避難の用に供するため公共施設その他の施設 (以下「公共施設その他の施設」という。)を提供しなければならない。
 - (i)自らも災害の発生が予想されること
 - (ii)要避難者の受入れに必要となる施設が確保できないこと
 - (iii)地域の実情により要配慮者等特段の 配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - (iv) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況で あると判断されること
- イ 市は、要避難者を受け入れる場合、区域において要避難者を受け入れるべき避難 所を決定し、直ちに、その内容を県、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する 者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係 公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならな い。

4 広域一時滞在

市は、風水害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、市域や県域を越える広域一時滞在の実施の必要があると認められるとき、または他都府県等から実施を求められたときは、災害対策基本法第86条の8から14に基づき、広域一時滞在を実施する

(1) 県内における広域一時滞在の実施

ア 市の実施事項

(ア) 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町(以下「協議先市町」という。)に直接協議する。

また、市は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが 困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。

- (イ)市は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。
- (ウ) 市は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。

イ 市が協議を受けた場合の実施事項

- (ア)被災市町から広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設 (以下「公共施設その他の施設」という。)を提供しなければならない。
 - (i)自らも被災していること
 - (ii)被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
 - (iii)地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - (iv) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況 であると判断されること
- (イ)市は、被災住民を受け入れる場合、当該協議先市町の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該被災市町、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。

(2) 県外における一時滞在

市の実施事項

- ア 市は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在(以下「県外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。
- イ 市は、県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受け

たときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、 県に報告しなければならない。

- ウ 市は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を県 および被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、 関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市 町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならな い。
- (3) 県外避難者の受け入れ。

「広域避難」の「県外避難者の受け入れ。」実施要領による。

第12 避難所の閉鎖

- 1 本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態となったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- 2 避難所責任者は市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。
- 3 本部長は、避難者の中にその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な人がある場合に ついては、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

第13 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とし、延長する必要がある場合には、市長は知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む)を受けるものとする。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則 》

第20節 給水計画

■関係機関

現場対応班【上下水道】

第1 計画の方針

地震発生後の対策は、迅速に被害箇所の調査と情報の収集分析を行い、給水区域内住民の飲料水の確保および水道施設の被害による二次災害を防止するための措置を講ずるとともに、応急給水ならびに応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の早期回復を図る。

第2 被害状況調査

被害状況調査を必要とするところは、次のとおりとする。

- 1 取水、導水および浄水場等の重要施設ならびに各種ポンプの施設
- 2 送水管、配水池、配水管等

第3 水道事業所災害対策会議の開催

水道事業所災害対策会議は、原則として現場対応班【上下水道】で構成し、被害状況調査の報告結果に基づき応急対策等について協議するものとする。

第4 地震発生後の給水計画

現場対応班【上下水道】は、次に示す地震発生後の時間経過の給水計画により、給水活動に努めるものとする。

		住民	市
1	地震発生後24時間程度まで	・原則として家庭に備 飲料水で対応(1人 リットルを目安に備著	1日3 難状況等の把握
2	地震発生後3日目程度まで	上記(1)に加え ・応急給水により飲料 確保 ・家庭用井戸の活用(庭への協力)	を使用)
3	地震発生後4日目以降	・上記 (2) に加え ・応急給水活動に協力	・上記(2)に加え ・地域外の応援車両等を活用した 飲料水等の運搬、給水

第5 給水方法

1 搬水による給水

近隣の水道事業体から給水車等を使用して水を運搬し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

2 運搬給水

運搬給水は、拠点給水を原則とし、避難場所等の給水拠点を中心に給水する。この場合、市保有の運搬給水用機器材の全てを投入し、なお不足する場合は、関係業者等へ応援を要請するものとする。

給水拠点は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部が指定する医療施設および福祉施設等
- (2) 災害対策本部が指定する小・中学校等の避難所
- (3) その他災害対策本部が指定する場所(福祉施設等)

特に、医療機関等については優先的に給水するものとする。

また、運搬においては、市の給水車および給水タンク(1 t 2 個、3000 3 個)をは じめ、貨物自動車等(ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水して搭載)でも対応するも のとする。

3 応急給水

現場対応班【上下水道】は、被害を受けていない管路があれば仮配管を行い、公園、 避難収容施設等に仮設給水栓等を設置し、給水する。

- 4 各自主防災組織では、給水バック等の整備を図り、使用の際には、消毒のうえ給水を 実施するものとする。
- 5 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

《参考資料7-5 給水器具等保有状況》

第6 水質の保全

震災時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、仮設配水管および応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第7 応援要請

市は、地震発生後、速やかに応急給水計画を確立するが、必要量の飲料水等を確保できない場合には、隣接市町、日本水道協会、県等に応援を要請する。

第8 給水水源の確保

大規模地震が発生した場合にも給水を行えるように、次のとおり水源の整備を図る。

- 1 市内の井戸を調査し、震災時に使用可能な井戸の活用を図る。
- 2 各家庭における雨水等の汲み置きの実施の広報を行う。

第9 資機材の確保と給水体制の整備

給水の早期実施体制確立のため、その供給に必要な資機材の確保に努める。

第10 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合または 災害救助法が適用されない場合にあっては本部長(市長)が行う。

- 1 対象者
 - 災害のため、飲料水を得ることができない者(必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。)
- 2 供給量
 - 1人1日3リットルを目途とする。
- 3 費用の限度
 - ろ水器、その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費および浄水用の薬品費等で、 当該地域における通常の実費
- 4 供給期間
 - 災害発生の目から7日以内とする。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第21節 食料および生活必需品等供給計画

■関係機関

総務班 避難所支援班 現場対応班【産業】 教育施設班

第1 計画の方針

大規模地震発生時に被災者の生活を確保するため、関係団体等の協力を得て、食料および生活必需品等を迅速かつ円滑に供給するものとする。

第2 実施責任者

実施責任者は、本部長(市長)とする。ただし、市で対処できないときは、本部長(市長)は、他市町村または県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事または知事の職権を委任された本部長(市長)が実施する。

第3 地震発生後の食料および生活必需品等の供給計画

1 食料および生活必需品等の供給計画の確立

市は、必要に応じて地震発生後の食料および生活必需品等の供給計画を確立し、備蓄 食料の供出、炊き出し等による食料の供与や生活必需品等、感染症対策に必要な物資等 の給与・貸与を実施し、被災者の生活の安定を図るものとする。

なお、生活必需品等の備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮 するものとする。

(時間経過毎の食料・生活必需品等の供給計画)

	食	料	生活	必需品等
計画 時間の経過	住民の対応	市 の 対 応	住民の対応	市 の 対 応
(1) 地震発 生後24時 間程度ま で	・原則とし て各家庭の 備蓄食料で 対応	・被災状況、住民避難状 況等の把握 ・備蓄食料の供出 ・食料供給班の編成 ・県本部に備蓄食料の払 い出しを要請	・住民相互支 援により対 応	・被災状況、住民避難状 況等の把握 ・備蓄物資の供出 ・生活必需品等供給班の 編成 ・県本部への応援依頼
(2) 地震発 生後3日 目程度ま で	上記(1) に加え ・市等によ る供給によ り食料を確 保	・食料供給場所の設置 (避難所等) ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給	上記(1) に加え ・市等による 供給により 生活必需品 等を確保	・供給場所の設置 ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への物資輸送 ・避難所等での物資供給
(3) 地震発 生後4日 目以降	上記(2) に加え ・可能な範 囲で炊事、 調理を実施	・上記(2)に加え・県外から輸送された食料を避難所等に輸送・供給・炊き出しの実施	(同上)	上記(2)に加え ・県外から輸送された物 資を避難所等に輸送・ 供給

《参考資料7-4 市備蓄物資保有状況》

- 2 食料供給計画において配慮すべき事項
- (1) 地震発生時における食料の供与は、原則としては炊き出し等によるが、地震発生後 3日間程度は、供出および流通在庫方式による調達によって実施する。 そのため、 食料の備蓄に当たっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。
- (2) 地震発生後4日目程度からは、炊き出しおよび被災地域外からの緊急輸送物資等によって食料を供給する。
- (3) 食料の給与に当たっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品の調達・供与に配慮する。
- (4) 食料の給与は・避難所に収容された者、住家の半壊等により炊事ができない等の者を対象とする。
- (5) 災害による被害が甚大で、長期にわたり避難所を開設する場合の物資等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うように心がける。
 - ア 第一段階(生命の維持)

おにぎり、パン等すぐに食べられるもの

- イ 第二段階(心理面・身体面への配慮) 温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等
- ウ 第三段階(自立心への援助) 食材の給付による避難者自身の炊き出し
- 3 生活必需品等供給計画において配慮すべき事項 災害のため供給する生活必需品等は、次に掲げるもののうち必要と認めたものとする。
- (1) 寝具(毛布、布団、枕等)
- (2) 衣服(普通着、作業服、婦人服、子ども服など)
- (3)下着(肌着、靴下等)
- (4) 身の回り品 (タオル、ゴム長靴等)
- (5) 炊事道具(鍋、包丁、コンロ、バケツ等)
- (6) 食器(茶わん、皿、はし等)
- (7) 日用品(石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、ほ乳ビン等)
- (8) 光熱材料(マッチ、ローソク、固形燃料等)
- (9) 衛生用品(紙おむつ(大人用含む)、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等)
- (10) 感染症等対策用品(マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等)

第4 食料の調達方法

1 米穀、乾パン

(1)精米

ア 市内業者からの調達

市長は、大規模災害時(地震等)の主要食料(米穀、乾パン)を確保するため、市内業者と連絡を密にして調達可能量の把握と主食の供給を実施するものとする。

《参考資料7-1 食料·必需物資等調達先一覧》

イ 災害の規模が大でありアの方法によることが困難な場合(災害救助法の適用を受けた場合に限る。)

市長は、災害応急用米穀の配給を知事に申請し知事の配給数量の決定により保管業者から現品を受領するが、災害地が孤立し、交通および通信の途絶のため知事の指示を受けることができない場合は、農林水産省近畿農政局大津地域センター長に対し、災害救助用米穀引渡申請書を提出し、現品を受け取る。

(2) 乾パン(災害救助法の適用を受けた場合に限る。) 市長は、災害応急用乾パンの配給を知事に申請し乾パンの引渡しを受ける。

2 副食、調味料

副食および調味料については、可能な限り市内業者より調達し、不可能な場合または 不足を生じる場合は、知事に調達斡旋を要請するものとする。

3 応急配給の取扱い

(1)対象および取扱者

給 食 対 象	限度数量	取扱者	承認機関
ア 被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要	1食当たり	市長	知事
がある場合	200精米 g		
イ 罹災により販売業者が通常の販売を行うこと	1日当たり	市長	知事
ができないため、これに代わって販売する場合	400精米 g	1112	7F 7
ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防 止および緊急復旧作業に従事する者に対して給 食を行う必要がある場合	1 食当たり 300精米g	作業実施責 任機関	知事
エ 特殊災害(爆発・船舶の沈没・列車の転覆等)の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等に よる給食の必要がある場合	1 食当たり 200精米g	市長と災害 発生機関が 協議	知事

(2) 措置

取扱者は、被災者等に災害救助用米穀引渡しを実施する必要があると認めるときは、 「災害救助用米穀引渡申請書」を知事あて提出するものとする。

ただし、やむを得ない事情により「申請書」の提出が困難であると認められる時は「申請書」の内容を電信、電話等により、県に連絡し、事後速やかに所定の「申請書」を提出するものとする。

第5 食料の輸送・配布等

食料等の輸送は、避難所等まで食料品業者等に要請する。食料品業者等が輸送できない 場合や、物資集積拠点に到着した食料については、総務班が避難所等まで輸送する。

供給食料品は避難所担当職員(市職員、施設管理者等)が受領し、自主防災組織等の協

力を得て、被災者に配布する。

また、在宅の給食困難者に対しては、最寄りの避難所で配給を行う。

第6 炊き出し

1 炊き出しのための施設は、調理場の施設を有する公共施設等を必要により利用するものとする。

《参考資料7-2 炊き出し施設一覧》

- 2 炊き出しは、地域まちづくり協議会・区等による避難所運営委員会を中心とした自助・共助による自主的な活動を基本とし、日本赤十字奉仕団等の協力を得るものとする。 市は、避難所運営委員会等が炊き出しを希望する場合、必要な食材等を確保し提供する。
- 3 炊き出し時には、食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液等を炊き出し施 設ごとに備え付けるものとする。

第7 物資の調達

物資の調達は、市内の小売業者、農協、商工会等に協力を要請し、生活必需品等の供給を行うものとする。ただし、災害の規模等により市のみでは調達困難な場合には、次の事項を示し、県に物資の調達を要請する。なお、食料の調達に当たっては、避難所等において食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

- 1 品目別数量
- 2 必要日時
- 3 引取りまたは送付場所
- 4 その他必要事項

第8 救援物資の集積および供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の集積所

調達した物資または県等から配給等される救援物資の集積所は、参考資料に掲げるとおりである。

《参考資料7-6 救援物資等集積所一覧》

- 2 救援物資の供給
- (1)物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調 達 等 の 内 容	担 当 班
市有車両の確保および緊急車両の調達	総務班
調達・救援物資の仕分け、配分	総務班

主食および食料品の調達、生活必需品等、燃料等の調達	現場対応班【産業】
炊き出し	教育施設班

(2)物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、自主防災組織およびボランティア等の協力を得て行うものとする。

第9 物資調達マニュアルの整備

食料の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

- 1 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- 2 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達および供給の実施
- 3 炊き出しに必要な場所(調理施設・避難所等)の確保および整備
- 4 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- 5 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- 6 援助食料集積地を指定し、責任者等受入れ体制を確立
- 7 供給ルート、運送体制の確立
- 8 避難所毎の被災者、自治組織等受入れ体制の確立
- 9 被災者への食料の供給方法(配分、場所、協力体制等)の広報の実施
- 10 ボランティアによる炊き出しの調整

第10 災害救助法が適用された場合

1 食料

(1) 対象

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者、住家に被害を受け 一時縁故地へ避難する必要のある者

- (2) 給与する食品被災者が直ちに食べることができる現物
- (3)費用の限度および実施期間 滋賀県災害救助法施行細則の定めによるものとする。
- 2 生活必需品等

(1) 措置

本市に災害救助法が適用されたときは、市本部は次の対策を講ずる。

- ア 世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分計画を立てる。
- イ 配分計画に基づき、直ちに必要量を県に要請する。
- ウ 県から送付された物資は、配分計画に基づき、区長等の協力を得て速やかに被災 者に配分する。

(2) 費用の限度および期間

ア 給与または貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

イ 給与または貸与のため支出できる費用は、「滋賀県災害救助法施行細則」の定めによる。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第22節 義援金品募集配分計画

■関係機関

総務班 避難所支援班

第1 計画の方針

災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内および県外から災害義援金品の募集・受入れを行う。

また、義援金品の受付については、県、市、その他関係機関が受付窓口を設けて行う。 受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ 配分を行う。

第2 義援金の募集

義援金の募集は、被災地の状況を十分に考慮しながら、県、市および日本赤十字社、県 共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県 等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とする。ただし、補足的に市にお いても行う。

1 義援金の受付

義援金の受付は、義援金拠出者名簿を用いて行い、その都度、義援金を県単位機関へ 義援金品引継書により引継を行う。ただし、何らかの理由により、引継を行えない場合 には、金融機関へ預け入れる等確実な方法で保管を行うものとする。

また、受付に当たっては、寄託者に対し義援金品受領書を発行するとともに、授受について現金出納簿、義援金品受払簿により必要な記録を行うものとする。

《参考資料13-17 義援金品拠出者名簿》

《参考資料13-18 義援金品引継書》

《参考資料13-19 義援金品受領書》

《参考資料13-20 現金出納簿》

《参考資料13-21 義援金品受払簿》

2 義援金の配分

市は義援金配分委員会を設置し、被災者の状況等の調査を行い、委員会の方針に準じて被災者に対し配分を行う。

なお、配分対象は、以下のとおりとする。

- (1) 死者(遺族)
- (2) 災害により障がい者となった者・重症者
- (3) 住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世

帯

(4) その他、災害の状況に応じて委員会で協議のうえ決定する者

第3 義援物資の募集

1 義援物資の募集

市は、発災後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、県および市は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

- (1)被災地において必要とする物資
- (2)被災地において不要である物資
- (3) 当面必要でない物資
- (4) 義援物資送付の際の留意事項
 - ア 送付者において仕分けを徹底すること
 - イ 腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
 - ウ その他の留意事項

2 義援物資の受付

市は、必要に応じてそれぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、ボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

市は、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請するものとする。

3 義援物資の配分

市は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。配分に当たって被災者の状況等について十分に考慮し、公平な配分を行う。

第23節 廃棄物処理計画

■関係機関

現場対応班【産業】

第1 計画の方針

被災地におけるごみおよびし尿の収集・処理、災害廃棄物(がれき)の処理等の清掃業 務を迅速適切に処理し、環境衛生の万全を図るものとする。

第2 ごみ処理(日常型廃棄物)

1 収集方法

現場対応班【産業】は、被災地域の状況に応じて、市ごみ処理委託業者およびごみ処理許可業者と緊密な連絡を取り、避難者集中地区において重点的に収集を行う。

収集が市単独では対応不可能になった場合は、県を通じて近隣市町に応援を要請するが、市の収集体制が可能になった7日間を応援作業の限度とする。

《参考資料2-5 ごみ処理許可業者一覧》

- 2 処理等の方法
- (1) 住民はごみの搬出抑制および自己処理に努めるとともに、搬出に当たっては可燃、不燃、資源に分別するものとする。
- (2) 日常型廃棄物(災害発生時においても、日常的に発生する可燃廃棄物)の処理は甲 賀広域行政組合衛生センターにおいて行う。ただし、処理場が被害を受けて処理が不 能になった場合は、市有地等の大規模休閑地に分別したうえで一時保管する。
- (3)被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇上げ、または応援職員等による応援体制を確立し、その処理に当たる。特に生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

《参考資料10-3 ごみ・し尿処理施設状況》

《参考資料10-4 ごみ運搬車(市所有車両)一覧》

第3 し尿処理

倒壊家屋等の汲取式便槽のし尿および浄化槽汚泥については、被災地の防疫上、速やかに収集処理を行う。また、ライフラインの途絶によって水洗トイレが使用できなくなった場合は、仮設トイレの設置を実施する。

1 収集方法

総務班は、被災地域の状況に応じて市の委託業者と緊密な連絡を取り、避難所等避難 者集中地区を重点的に収集する。収集が市単独では対応不可能になった場合は、県を通 じて近隣市町に応援を要請するが、市の収集体制が可能になった7日間を応援作業の限 度とする。

《参考資料2-6 し尿処理委託業者一覧》

2 処理等の方法

- (1) 住民は、必要に応じて避難収容所等に素掘トイレを設置して処理するものとし、被 災家屋についても汲み取り式以外は同様の対応をとる。
- (2) 収集したし尿は、甲賀広域行政組合衛生センターにおいて処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、県を通じて近隣市町等に処理を応援要請する。

《参考資料10-3 ごみ・し尿処理施設状況》

3 仮設トイレの設置

- (1) 避難所には多数の避難者が避難することが想定されるため、避難所に指定されている公共施設に必要数の仮設トイレの備蓄に努める。
- (2) 災害時は、被災の状況により、被災地域の避難収容施設等の人員に応じて仮設トイレを設置するほか、必要に応じ、県を通じて近隣市町や協定締結業者等に応援を要請するものとする。

第4 災害廃棄物処理

推定排出量、最終処分地および県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理(破砕、分別)の実施の有無などについても検討を行い、災害廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

1 発生量の把握

大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。

災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、発生量、道路状況等を勘案して公有地の中から仮置場を確保するものとし、避難地等で避難の完了した公有地から順次、仮置場とする。なお、地震時に備えて平素から指定された環境保全に支障のない大規模休閉地を一次保管場所として確保しておく。

2 県への報告

市は、市域の情報を収集・把握し、次のような内容を県に報告する。

- (1) 家屋の倒壊に伴う解体件数
- (2) 廃棄物処理施設等の被災状況

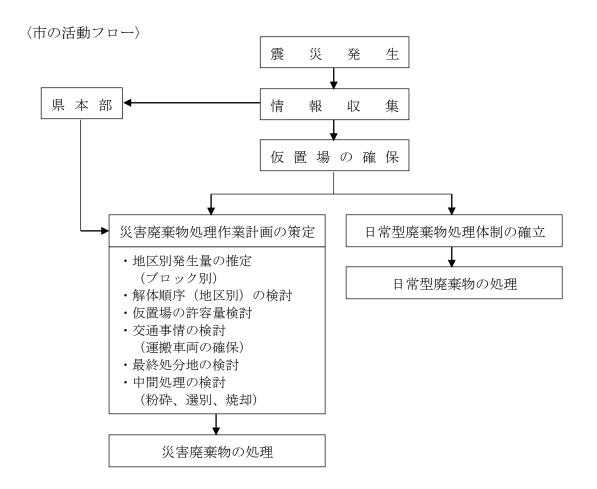
- (3) がれき・残骸物処理能力の不足量の推計
- (4) 仮置場、仮設処理場の確保状況
- 3 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出 時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。

また、被災家庭用冷蔵庫、ルームエアコン等については、機器に含まれているフロンが大気中に放出されないよう、被災機器を分別するなどして処理する。

4 がれきのリサイクル

市は、応急活動後、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。



第5 障害物の除去

1 除去対象等

- (1)障害物除去の実施に当たっては、被災地域の状況に応じて被災者の集中する地区において重点的に行う。
- (2) 障害物除去においては、除去対象を次のような応急的なものに限定して定め、状況に応じて関係各機関の協力を得て速やかに実施する。
- (3) 住民の生命等を保護するため、速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- (4) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

- (5) 河川の溢水防止と護岸等の決壊防止など、水防活動を実施するために必要な場合
- (6) その他公共的立場から除去が必要な場合
- 2 災害救助法による実施基準

災害救助法による障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

(1) 障害物除去の対象者

障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分または玄関等に運びこまれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生 労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 障害物除去の費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、 器具等の借上費または購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、参考資料に掲げる 滋賀県災害救助法施行細則に定める額以内とする。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第24節 住宅応急対策計画

■関係機関

現場対応班【建設】

第1 計画の方針

災害によって居住することができなくなり、自己資力では修復または再建が不可能な被 災者を対象として、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理を行うことで居住の安定を 図る。この実施に当たっては高齢者・障がい者等の要配慮者に対して十分に配慮する。

また、大規模地震が発生した場合に、余震等に伴う倒壊等の二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定について定めるものとする。

第2 実施責任者

応急仮設住宅の設置・供与および住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、 市で対処できないときは、他市町村または県へこれの実施または要員、建築資材について 応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、適用されなかっ た場合は、市長が応急仮設住宅に準じる被災者向け住宅等の設置を検討する。

第3 応急仮設住宅

1 建設用地の選定

- (1) 用地の選定に当たっては、二次災害の危険性の少ない場所を選定し、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、建設型応急住宅を設置・供与する。なお、その際には、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保するとともに、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、災害時要配慮者に配慮した構造とするよう努める。
- (2)被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。
- (3) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮するとともに、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するよう努める。

2 入居対象者

(1) 入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の要件を満 たす者とする。

ア 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。

イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。

ウ 住宅を賃貸し、または購入するための資力がない。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅の供与対象者

災害により、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができない者を原則とする。

3 入居者の選定

市は、十分な調査を行い、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

災害救助法が適用された場合は、県本部が入居者の選定を行うか、または、県本部の 委任を受けた市本部が選定を行うことが出来る。

4 管理

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を提供するための仮設建物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

- 5 応急仮設住宅における要配慮者等への配慮
- (1) 要配慮者への配慮

市は、高齢者、障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

(2) 女性や子ども等への配慮

- ア 応急仮設住宅の区・自治会の役員への女性の積極的な参画を促すよう努める。
- イ 入居者に対し、保健師等の専門職や男女両方の生活支援員等の巡回訪問等を行う。
- ウ 生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防に努める。
- (3) 外国人への配慮

市は、日本語があまり理解できない外国人が生活する応急仮設住宅には通訳者を派遣し、日常生活機能の確保や言葉が通じないことによる孤立からの予防に努める。

6 建設規模、費用の限度、着工期間等

応急仮設住宅の建設・供与の際の建設規模、費用の限度、着工期間、設置時期、供与期間等については、参考資料に掲げる滋賀県災害救助法施行細則の定めによるものとする他、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日付内閣府告示第228号)第2条第二号による。

7 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、市町は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立に向けて住宅の斡旋等を積極的に行う。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第4 被災家屋の応急修理

1 対象者

災害のため住宅が半壊または半焼し、もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがあり、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

2 応急修理

市は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、最低限日常生活に欠くことのできない 部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合については、県または県から業務委託を受けた市が最 低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。

3 応急修理費用の限度、期間等

応急修理費用の限度、期間等については、参考資料に掲げる滋賀県災害救助法施行細則の定めによるものとする他、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日付内閣府告示第228号)第7条による。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第5 公営住宅の一次提供および賃貸型応急住宅の供与

災害が発生した場合には、県や市の公営住宅等の一次提供を検討するとともに、災害時 応援協定を締結している関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住 宅として供与する。

第6 建設業者等の確保

仮設住宅の建設および応急修理については、市内建設業者に依頼するとともに、建設資 材の確保についても協力を図るものとする。

《参考資料2-3 市内建設業者およびコンサル一覧》

第7 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定

大規模災害時には、被災家屋等による二次災害を防止するため速やかに建築物や宅地の 被害状況を調査し、その倒壊・崩落等に関する危険度判定の実施が必要となる。

市は、広範囲の被災状況調査を迅速かつ的確に行うため、「被災建築物応急危険度判定士」および「被災宅地危険度判定士」(以下、「各危険度判定士」という。)の派遣を速やかに県に要請し、危険度判定を実施する。

1 事前準備

市は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を調査し、優先的に危険度判定を実施する施設、区域および判定対象危険物の基準を準備しておく。

2 判定の実施

- (1) 市は、市内の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、 危険度判定の実施を決定し、実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。
- (2) 実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、 各危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。
- (3) 市の実施本部は、市の要請により県から派遣支援を受けた各危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。

第8 被災宅地危険度判定

大地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による 人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定を実施する。

1 事前準備

現場対応班【建設】長は、あらかじめ想定される地震の規模等を想定し、被災宅地危険度判定実施の可能性が高い地域等を調査し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

2 判定の実施

本部長は、大地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、被災宅地危険度判定実施を決定する。

現場対応班【建設】長は、被災建築物応急危険度判定と同様な実施体制を確立し、判定を実施する。

第25節 電力、ガス施設応急対策計画

■関係機関

総括班 関西電力送配電株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社 LPガス販売事業者

第1 計画の方針

地震により電力、ガス施設に被害のあった場合には、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としてこの機能を維持する。

第2 電力施設の応急対策 (関西電力送配電株式会社)

1 基本方針

地震による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすととも に、公衆の電気災害の防止を徹底する。

2 応急対策

(1) 通報·連絡

被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。

なお、通報・連絡は、第7節3項(2) -イ「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。

(2) 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

(ア) 一般情報

- a 気象、地象情報
- b 一般被害情報
 - 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。
- c 社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等 への対応状況。
- e その他災害に関する情報(交通状況等)

(イ) 関西電力送配電被害情報

- a 電力施設等の被害状況および復旧状況
- b 停電による主な影響状況
- c 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項
- d 従業員等の被災状況
- e その他災害に関する情報

イ 情報の集約

被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。 また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第25節第2項(3)-アに定める広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 要員の確保

ア 対策組織要員の確保

- (ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた 対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備え る。
- (イ)対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の 社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

イ 復旧要員の広域運営

関西電力送配電は、他電力会社、他送配電事業者および広域機関等と復旧要員の 相互 応援体制を整えておく。

(5) 災害時における復旧用資機材等の確保

関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。 ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ)対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況 の改善を図る。

(7) 災害時における危険予防知措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における連携

災害が発生した場合には、自治体をはじめとした関係機関専用の臨時電話の設置 等により連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡要員を派遣する等 により、情報連携を強化する。

(9) 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員して もなお応援を必要とすると判断される場合には、県知事に対して関西電力送配電が自 衛隊による支援を受けることが可能となるように依頼する。

(10) 災害時における応急工事

関西電力送配電は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を 勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ)変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応

急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星 通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、 安全衛生については、十分配慮して実施する。

3 復旧計画

- (1) 関西電力送配電は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、上位機関の対策組織に速やかに報告する。
 - ア 復旧応援要員の必要の有無
 - イ 復旧要員の配置状況
 - ウ 復旧資材の調達
 - エ 復旧作業の日程
 - オ 仮復旧の完了見込
 - カ 宿泊施設、食料等の手配
 - キ その他必要な対策
- (2) 災害時における復旧資機材の確保

ア調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機 材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 対策組織相互の流用
- (ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力送配電と調達 契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場の等の確保

地震時において、復旧用資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この 確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、 迅速な確保に努める。

(3) 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、 官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として、優先的に供給する。

第3 都市ガス施設災害応急対策 (大阪ガスネットワーク株式会社)

1 方針の基本

供給区域内で気象庁震度階級 5 弱以上の地震が発生した場合およびガス施設に被害の 発生もしくは、発生が予想される場合、直ちに対策本部を設置し、ガス漏れによる二次 災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給 を確保する。

2 応急対策の内容

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内 各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達および報告

ア 地震震度・気象予警報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達 する。

(ア) 地震情報

供給区域内の主要地点にあらかじめ設置された地震計により地震情報を収集する。

(イ) 気象情報

気象収集システム、河川、地域総合情報システム等により気象情報を収集 する。

イ 通信連絡

- (ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を 図る。
- (イ)事業所間の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡 の確保を図る。
- (ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

管内施設および顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先へ緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機および非常招集に基づく動員を行う。また、迅速な参集を可能にするため自動呼出装置等を活用する。

震度5弱以上の地震発生した場合、本社および当該事業所に災害対策本部を設置し、 工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を 行う。

大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人 日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、災害を免 れた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、 顧客および住民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止策

地震災害対策

- ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網の ブロック化を行う。
- イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報および巡回点検等により 判明した被害情報から行う。
- ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターによる一定地震動以上で ガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行ない安全を確認した上で、ガス供給を再開する。

災害復旧計画の策定および実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を 原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧の難易を勘案 して供給上復旧効果の高いものから行う。

第4 LPガス施設応急対策

1 計画の方針

LPガス設備を災害から防護するため各種施策を行うとともに、災害発生時には「滋賀県LPガス災害対策要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と緊密な連携を取りながら応急対策を実施して、LPガスの安定供給に努める。

2 計画の内容

(1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア 大地震等の災害が発生したとき、ならびに気象庁より震度5以上の地震発表があった場合は、災害対策本部および現地対策本部を設置し、緊急出動体制および災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図るものとする。

イ 消防機関および関係機関は、相互の通信連絡体制の確立を図るものとする。

(2) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、被災地域の安全を確認し、その後直ちに被災 状況を災害対策本部へ報告するとともに、緊急措置を行い二次災害の防止に努めるも のとする。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、液化石油ガス 販売事業者は、消防機関と緊密な連携を保つとともに、消防機関から要請があったと きは、その要請に応じて必要な措置をとるものとする。

(3) ガス供給停止およびLPガス容器等の供給設備の撤去の判断基準 LPガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行うものとする。 ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、本部長が次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止または消火活動上緊急にガスの供給を停止およびLPガス容器等の供給設備の撤去する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断およびLPガス容器等の供給設備の撤去を行うものとする。

ア 火災が延焼拡大中であること。

- イ 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があるとき。
- ウ 漏洩箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

(4) LPガス供給の停止後の措置

LPガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、LPガス使用者に周知徹底を図るものとする。

(5) LPガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生の防止措置を講じるとともに、 LPガス使用者に供給再開の旨を周知させた後にガスの供給再開を行うものとする。 なお、この場合消防機関と協議するものとする。

(6) 現場活動の調整

消防長または消防署長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。なお、関係機関はこれに協力するものとする。

(7) 警戒区域の設定

火災警戒区域(原則としてガス漏れ場所から100メートルの範囲)および爆発危険 区域(ガスの濃度が爆発下限界の25%を超えるもの)の設定は、消防機関が行うもの とする。

(8) 広報活動

消防機関、警察機関、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

(9) 応急復旧対策

LPガス供給設備の災害復旧については、被害箇所の修理を行うとともに、LPガス容器等の供給設備の設置場所の原状回復を行うものとする。 ただし、災害復旧計画の策定および実施に当たっては救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧を総合的に判断して、これを実施するものとする。

(10) 避難措置等の指示および解除

本部長(市長)および警察等は必要に応じ、本章「第19節 避難計画」に従って避 難指示等を行うものとする。

第26節 上下水道施設応急対策計画

■関係機関

現場対応班【上下水道】

第1 計画の方針

地震により被害を受けた水道施設・下水道施設については、速やかに復旧して飲料水の 確保および下水の処理を図る。

第2 上水道施設応急対策

水道事業者は、単独で速やかに水道施設の応急復旧ができない場合、隣接水道事業者または県等に速やかに応援を要請するものとする。

1 事前対策

- (1) 水道事業者は被害想定をもとに、あらかじめ管類・弁類等、被災施設の復旧に必要な資機材を調達できるように、近隣水道事業者と調整を図りながら備蓄するものとする。
- (2) 関係事業者および他の水道事業者等と事前に協議調整(相互応援体制の整備等)し、 被災時の人員の確保等を図るように努める。
- (3) 水道管路図等の整備を行うとともに、分散保管を行うように努めるものとする。
- 2 応急復旧対策
- (1) 水道事業者は、被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水・導水・浄水施設の機能の確保を図る。それとともに、浄水場から主要配水施設に至る送水管の復日および基幹配水管の復旧を最優先して行う。

その後病院、避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、順次配水支管・小管・給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

- (2) 復旧後の施設の使用開始に当たり、水質の保全に留意して、管内の清掃・塩素消毒を十分に行うとともに、下水道管理者等へ事前に連絡を行う。
- (3) 管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画について下水道管理者等、他の地下 埋設施設の管理者と相互に連絡調整を図る。また、水道事業者は、復旧後の施設の使 用開始に当たって、下水道管理者等へ事前に連絡を行う。

〈水道水源の概要〉

施設名	計画給水人 口	現 在 給 水人	計 画 1 日 最大給水量	原水の種 別	浄水 方法	配水 方法	給水 状況
県営湖南用水				湖水	急速ろ過	自然流下	良
東河原水源地	54,890人	54, 343人	24,110㎡/日	地下水	急速ろ過	ポン プ圧送	良
妙感寺水源地				表流水	急速ろ過	自然流下	良

(注) 現在給水人口は令和5年3月31日現在の数値である。

《参考資料2-7 市指定給水装置工事業者一覧》

第3 下水道施設応急対策

現場対応班【上下水道】)が下水道施設の応急復旧を実施するが、必要に応じ県および近隣市町等の応援を受ける。

1 応急対策

- (1) 震災復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に重要施設の被災状況の概略を 把握するための緊急調査・点検を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるととも に、二次災害の危険性を的確に判定し、必要に応じて緊急措置を行う。
- (2) 第2段階においては、施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、二次 災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等の条件 を勘案して、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要と判断された場合には、 応急復旧の優先順位および復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
- (3) 第3段階においては、施設の重要性、被災の箇所およびその程度、復旧の難易度、施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め、本復旧を実施する。

《参考資料2-2 市内下水道排水設備指定工事店一覧》

2 関係機関との連絡協力体制

地震発生直後は混乱が予想され、時間経過とともに他機関との調整は順調に進むと想定されるが発災直後に焦点をあてて、関係機関との連絡協力体制を確立しておくものとする。

- (1) 関係機関の一覧および協議協力を要する事項のリストアップ 復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせをしておく。また、避難所の仮設トイレから排泄されるし尿の処理依頼があるときは、処理能力に支障がない限り受入を行う。
- (2) 緊急調査・点検および緊急措置の協力体制 管渠施設に他の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占用者等で

協力して実施できる事柄を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事柄の打 ち合わせをしておく。

- (3)被害情報の交換および情報連絡手段の相互利用
 - 上下水道、電気、ガス、電話等の道路等の占用施設の被害情報の交換に努め、警察 および道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の入手に努める。また、 水道事業者の応急対策計画等について情報を交換するための方策を検討しておく。
- 3 緊急調査・点検と緊急措置 原則として以下の項目を考慮するものとする。
- (1)被災状況および程度
- (2) 一次災害に伴う二次的影響(二次災害を含む)の生じる可能性とその程度

- (3) 応急復旧に対する制約条件等
- 4 応急調査と応急措置

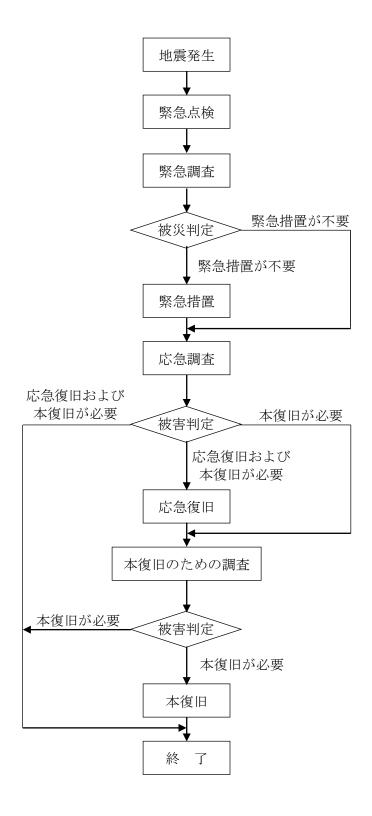
応急復旧水準は、当該構造物の被害状況の他、施設全体の用途・重要度、二次災害の 規模および可能性、地域全体の被害状況等を総合的に判断して定める。

- (1) 地域および施設の現状ならびに計画
- (2) 二次災害の危険性
- (3) 他施設との関連
- 5 本復旧

本復旧の水準は、以下の項目を検討し、総合的に判断して定めるものとする。

- (1) 被災施設の効用、機能の増大
- (2) ルートの変更
- (3) 修復の可能性
- (4) 耐震性の向上

〈下水道応急対策の活動フロー〉



第27節 危険物施設等応急対策計画

■関係機関

総括班 消防本部 消防団

第 1 危険物施設応急対策計画

1 基本方針

危険物施設等は、地震時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規程、防災計画等を実効のあるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。

また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図ることを目標として計画を策定するとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

2 応急対策

関係事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等は、県本部、市本部、消防本部および消防署の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を講ずる。

関係機関は連携して地震時に次の措置をとる。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業および移送の停止ならびに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 危険物の移送運搬の中止および車両の転倒防止と出火漏洩の防止
- (3) 初期消火要領の徹底ならびに混触発火等による火災の防止、異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (4)被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (5) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員周辺地域住民等 に対する人命安全措置の強化

第2 高圧ガス貯蔵施設応急対策計画

1 基本方針

高圧ガス貯蔵施設において、地震による火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順にしたがって、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

2 応急対策

高圧ガス貯蔵、製造、消費設備等損傷の有無(保安施設を含む)保安係員等は、地震 等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視およびガス検知器等により異常の有無を 確認し、次のような応急措置を行う。

(1) 異常無しの場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。

- (2) 異常有りの場合には、保安係員等は次の自主防災活動を行う。
 - ア ガス遮断等緊急措置
 - イ 危険区域、立入禁止区域の設定・火災拡大、延焼、類焼の回避措置
 - ウ 消防機関、県高圧ガス地域防災協議会等 防災関係機関への通報および応援要請、付近住民等への危険周知および避難誘導

第3 火薬類貯蔵施設応急対策計画

1 基本方針

火薬類貯蔵施設において、地震による火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順にしたがって、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

2 応急対策

保安責任者等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視により確認し、 次のような応急措置を行う。

- (1) 異常無しの場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。
- (2) 異常有りの場合には、保安責任者等は次の自主防災活動を行う。
 - ア 爆発、誘爆の回避措置
 - イ 危険区域、立入禁止区域の設定
 - ウ 盗難防止措置
 - エ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
 - オ 付近住民等への危険周知および避難誘導
 - カ 警察機関、消防機関等への通報

第4 毒物劇物貯蔵施設応急対策計画

1 基本方針

地震の発生に伴い、その被害を最小限にとどめるとともに、地域住民の健康被害の防止を図る。

2 応急対策

毒物劇物貯蔵施設の管理者は次の措置をとる。

- (1) 中毒防止方法の広報活動
- (2) 毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火 作業(周辺住民の人命安全のため)
- (3) 毒物劇物の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼす恐れが生じた場合、当該市町長に通報
- (4) 保健所等防災関係機関への連絡
- (5) 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置 (地震後直ちに実施)

第28節 建造物等応急対策計画

■関係機関

総括班 総務班 避難所支援班 現場対応班【建設、産業】

第1 計画の方針

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設の機能および一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図るものとする。

また、社会公共施設は、地震発生後における医療、給食、防疫等住民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物ならびに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

第2 社会公共施設応急対策

1 基本方針

公共施設は災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

2 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、地震時の出火およびパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにするものとする。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関に通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

3 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに関係機関に報告するものとする。

4 被害状況調査

現場対応班【建設】は、関係機関等の協力を得て、次の調査を実施する。

(1)被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査する。必要がある場合には、県の支援本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

(2)被災度区分判定調查

継続使用に際しての補修および構造補強等の要否を判定するため、建築物の傾斜と 沈下、構造躯体の損傷状況等について詳細に調査し、被災度の区分を行う。必要があ る場合には、関係団体等に建築構造専門家の派遣を要請する。

5 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

第3 一般建築物応急対策

地震時には、二次災害を防止するため上記第2の4(1)に準じて被災建築物応急危険 度判定調査を行う。

第4 市庁舎の応急修理対策

地震災害時において、総務班は、速やかに被害状況を調査し、軽易な被害については応 急修理を実施することとする。被害が著しい場合は、県と協議したうえで修理を行うもの とする。なお、必要に応じて県の協力を得るものとする。

第5 文化財の保護対策

災害が発生した場合、現場対応班【産業】は速やかに以下の措置をとる。

- 1 文化財管理者に対し、被災状況の情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣する。
- 2 被災状況調査の実施を行う。
- 3 災害の著しい場合は、管理者と協議しながら移動可能な文化財を一時的に安全な場所 に保管する。
- 4 文化財に破損等が生じた場合は、現場対応班【産業】は、管理者に被災状況の報告を 届け出させるとともに、関係機関の指導のもとに復旧計画を策定する。
- 5 文化財の移設の措置を行う場合や破損が生じたときは、県や国の関係機関に対して速 やかに報告を行う。
- 6 家屋等の倒壊により、家屋等が取り壊されるときに古文書等の未指定文化財が廃棄される恐れがあるので、未指定文化財の搬出および一時預りを行う。

《参考資料14-1 市内指定文化財一覧》

第29節 河川管理施設等応急対策計画

■関係機関

現場対応班【建設】

第1 計画の方針

地震により河川管理施設等が、破壊・崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の 管理者は、施設の応急復旧に努める。

第2 河川管理施設および砂防設備応急対策

現場対応班【建設】は、地震による被害および出水による二次災害を防止するために以下の応急対策を講じる。また、破損や損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

1 応急対策

現場対応班【建設】は、被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対して必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるように要請する。

- (1) 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
- (2) 河川管理施設、砂防設備の巡視(特に、工事中の箇所および危険箇所を重点とする)
- (3) 水門に対する遅滞のない操作
- (4) 水防に必要な資機材および設備の確保
- (5) 近隣市町村における相互協力および応援体制の確立
- (6)被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧
- 2 復旧計画
- (1) 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき 従前の河川管理施設等の機能を回復させる。
- (2)被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

第30節 農林業施設等応急対策計画

■関係機関

現場対応班【産業】

第1 計画の方針

農林業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

第2 農業用施設応急対策

1 基本方針

現場対応班【産業】は、被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、市から要請があった場合、農道の緊急通行道、農業用水の飲料水、消火水としての利用に協力するものとする。

2 応急対策

現場対応班【産業】は、農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理を実施させるとともに事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

(1) 施設管理者は、農業用ため池等被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、 区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また危険度の程度により市 へ支援の要請を行うものとする。

ア 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、 事前協議を行い応急工事に着手する。

イ 応急対策のための支援要請

施設が被災したとき、または施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策に当たるものとする。

- (2) 農業用ため池については、県本部は、震源地情報をもとに「滋賀県ため池防災データベースシステム」により検索した危険度の高いため池について関係機関に連絡し、 点検を指示する。
- (3)「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害 査定を受け復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うこと とする。

第3 畜産施設の応急対策

1 基本方針

地震発生による畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡、家畜の死亡、病気の発生等 について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講ずる。

2 応急対策

(1) 現場対応班【産業】は、畜産農家より協力の要請があった場合には、関係機関との連絡を図りながら家畜の被害調査と応急救護を実施する。

家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、現場対応班【産業】は、 滋賀県家畜保健衛生所が実施する死亡畜の処分ならびに病気の発生またはまん延を防 止するための予防接種、薬剤散布等による消毒に対し、農協、家畜診療所とともに協 力する。

(2) 畜産農家は、地震により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の 逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならび に一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。

第4 治山施設応急対策

1 基本方針

地震により堰堤、護岸工等の渓間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

2 応急対策

(1) 施設管理者

ア 治山施設のうち地震による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の 施設に直接被害を与え、または与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状 況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協 力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。

- イ 雨水の浸透により増破の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施 し、速やかに復旧する。
- ウ 被災状況について、農林水産大臣に報告するとともに、復旧に急を要する箇所に ついては、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査 定を受ける前に事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。
- (2) 市本部(現場対応班【産業】)

現場対応班【産業】は、関係機関との連絡を図りながら、速やかに応急対策を立てる。

第31節 ボランティア対策計画

■関係機関

総括班 避難所支援班

第1 計画の方針

災害救助活動および被災者の生活の維持・再建等多くの場面におけるボランティア活動の果たす役割の大きさに鑑み、平常時から地域におけるボランティアの育成を図る必要がある。

また、大規模災害においては全国各地から、多くのボランティアの参集が予想されるため、災害時においてはこれらの活動を被災者のニーズと適時適切に結び付け、救援救護活動および被災者の生活支援を効果的に進める方策を講じる必要がある。

なお、救援活動へのボランティアの受入れに当たっては、個人の自主性・自発性に基づくボランティア活動の特性に配慮するものとする。

第2 ボランティアの種類および対応

	ボランティアの種類	今後の対応の方向		
1	日常より市内で福祉等のボランティ アとして従事している者	希望者は災害時にも可能な限りボランティア として活動できる体制の整備を行う。		
2	(1) 特殊技能者(医師、看護師、土 木・建築技術者、ケースワー カー、カウンセラー、外国語通 訳、柔道整復師等)	国、県などの動向を踏まえながら、今後防災 ボランティア登録制度を検討していく。		
	(2)被災建築物応急危険度判定士、 被災宅地危険度判定士	災害時には、被災建築物応急危険度判定士、 被災宅地危険度判定士の派遣を県の支援本部に 要請する。		
3	市内外から災害後かけつけるボラン ティア希望者	災害発生後、多数のボランティアの申し出が 予想される場合には、原則として庁内に災害ボ ランティアセンターを設置し、それを窓口と し、情報提供、相談登録等の業務を行う。		

第3 専門ボランティアの派遣要請

1 派遣要請

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア(被災建築 物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、 柔道整復士等)の派遣が必要な場合は、本部長は、県の支援本部に派遣を要請する

2 受入れ

専門職ボランティアの受入れおよび活動調整は、要請した各部が行う。

第4 災害ボランティアセンターの設置と運営

- 1 災害発生後、多数のボランティアの申し出が予想される場合には、原則として社会福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。
- 2 市社会福祉協議会等ボランティア団体は、災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、市本部と共同して災害ボランティアセンターの運営に当たる。
- 3 災害ボランティアセンターおよび市本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、 受付場所、受入体制等について、速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。
- 4 災害ボランティアセンターは、NGO、NPO、その他の外部ボランティア組織や地 元ボランティアのネットワークの形成および活動調整を行うための支援を行う。
- 5 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア活動保険に加入するものとする。
- 6 中小規模の災害で、災害ボランティアセンターが設置されない場合についても、避難 所支援班は、ボランティア関係団体と連携し、災害情報の収集、ボランティア活動状況 の調査、ボランティア派遣要請および派遣実施への協力等を行う。

《参考資料1-7 防災拠点等一覧》

第32節 文教対策計画

■関係機関

学校教育班 教育施設班 避難所支援班

第1 計画の方針

市教育委員会(学校教育班、教育施設班)は、災害により文教施設が被災し、または児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。

また、健康福祉部(避難所支援班(市内保育園およびこども園))も学校の対策に準じた対応を行う。

第2 実施責任者

- 1 小、中学校の応急教育ならびに文教施設の応急復旧対策および教職員の確保は、市教育委員会(学校教育班、教育施設班)が行う。
- 2 教科書および学用品等の給付は、本部長(市長)(災害救助法が適用された場合は、 知事の職権を委任された市長)が行う。

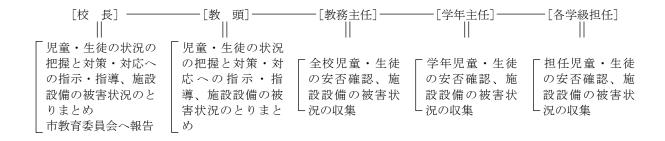
第3 児童・生徒の安全確保措置

地震発生時において、校長は、次のような措置を講ずるものとする。

- 1 学校内での課業中の場合
- (1) 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルにしたがって、適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 災害の規模、児童・生徒、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて 救援を依頼するとともに速やかに県または市へ報告する。
- (3) 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校に児童・生徒を留めおくなどの措置をする。
- (4) 状況に応じ県または市との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (5) 低学年児童、障がい児、外国人児童生徒等の誘導に当たっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得ることとする。
- 2 学校外での活動中の場合
- (1) 校長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- (2) 校長不在の場合、引率の責任のある職員は、安全な場所に誘導した後、校長等に連絡するようにする。その時連絡の手段として携帯の通信機器(携帯電話等)を携帯す

る。

- 3 課業時間外の場合
- (1) 震度5弱以上の地震が課業時間外に発生した場合、校長および職員は直ちに勤務校へ登校し、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合(原則的に自転車等で120分以上)は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。
- (2)職員は、速やかに勤務学校へ登校し、校長等の指示のもとに所属の児童・生徒の動静、安否に関する情報の収集および施設設備の被害状況の収集に努める。



第4 避難所開設時の対応

学校において避難所が開設される場合、校長は、避難所の開設等に協力し、学校管理に 必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

- 1 課業中に発災した場合においては児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき市教育委員会と協議する。
- 2 「湖南市避難所開設・運営マニュアル」を職員に周知する。
- 3 発災直後においては校長を中心に運営することとなるが、最終的には市地域防災計画 等に位置づけられた避難所運営責任者がこれに当たることとし、できるだけ早い時期に 授業が再開できるように努める。
- 4 学校は平素より市教育委員会との情報交換・連絡を行っておく。
- 5 学校へ避難してくる被災者は、児童・生徒の保護者も含めた地域住民が大半であると 予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営が できるよう、学校、地域、保護者間で十分意思疎通を図っておく。
- 6 学校施設の本来の役割と、発災時における避難所としての役割の区分を明確にし、学校復旧のさまたげとならないように、あらかじめ場所や人員の配置等を取り決めておく ものとする。
- 7 高校生等の青少年については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させることも検討する。

第5 応急教育対策

1 応急教育の実施予定場所

市教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次のような方法により学校授業が災害のため中断することのないような応急教育実施の予定場所を選定しておくものとする。

- (1) 学校の一部の校舎が災害を受けた場合
 - (ア)特別教室、体育館を利用する。
 - (イ) 2部授業を実施する。
- (2) 学校の全部が災害を受けた場合
 - (ア) まちづくりセンター、公共施設等を利用する。
 - (イ) 隣接学校の校舎を利用する。
- (3) 特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合

避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった学校、まちづくりセンター等 公共施設を利用する。

2 教職員の確保

被災した教職員が多く、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、市教育委員会 (学校教育班)は、県教育委員会にその状況を報告し、教職員の確保について協力を要 請する。

3 応急教育の実施

市教育委員会(学校教育班)は応急教育計画に基づき、避難した児童等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童等に安全確保と激励に努める。学校に収容できる児童等は学校に収容し指導する。

第6 給食等の措置

1 被害状況の報告

現在、学校給食センター方式により市内の小、中学校の給食を実施しているが、給食施設および給食用物資等に被害を受けた場合、その状況を県教育委員会に報告する。

2 物資の確保・配分等

市教育委員会(教育施設班)は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

3 給食施設と避難所との調整

避難所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

4 保健衛生

被災地においては、伝染病発生のおそれが高いので、保健衛生について、特に留意する。

第7 学用品等の調達および支給方法

- 1 市教育委員会(学校教育班)は、教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。
- 2 学用品の給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。
- 3 災害救助法が適用された場合は、同法およびその運用方針に基づいて本部長(市長) が支給の措置をするものとする。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第33節 要配慮者対策計画

■関係機関

避難所支援班 教育施設班 医療救護班 現場対応班【建設】

第1 計画の方針

災害時には、傷病者や障がい者、高齢者、幼児、妊産婦や外国人等要配慮者は迅速かつ 的確な行動をとることが困難であるため、特に危険にさらされる。したがって、これらの 要配慮者に対しては特別な配慮をもってそれぞれの応急対策を講じる必要がある。

また、その実施に当たってはハンディキャップの内容、程度が個々で異なることを認識 し、適切な対応に努めるものとする。

第2 支援体制の確立

要配慮者への支援対策を円滑に実施できる体制を確保するため、関係団体等で構成する連絡会議を開催し、支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、要配慮者のニーズ等を把握し、共有を図る。

連絡会議は、危機管理局と健康福祉部が中心となり、福祉関係団体や地域の団体などと構成する横断的な組織とする。

第3 情報提供

防災行政無線、インターネット、携帯電話等の情報通信機器や自主防災組織、関係団体等を通じた情報提供など多様な手段を用いた情報提供を行うとともに、判断能力が不十分な要配慮者にも理解してもらえるよう、わかりやすい言葉を用いたり、外国語による情報提供を併せて行うなど、提供する情報の内容にも配慮する。

《参考資料12-6 湖南市各種災害応援協定一覧》

第4 安否確認、救助・避難誘導の実施

在宅の要配慮者については、平常時よりその実態把握に努めるとともに、住所地別、障がい種別ごとに名簿を整備しておく。

災害発生時には、自主防災組織等の避難を支援する組織等を通じて避難行動要支援者の 安否確認を行い、救助・避難誘導に遺漏のないよう努める。

避難が必要な場合は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画 (避難支援者や支援方法、避難先等を明記)に基づき、迅速に避難行動要支援者を避難所 等に避難誘導するよう、避難を支援する組織等に働きかけを行う。

《参考資料13-14 避難行動要支援者名簿様式》

《参考資料13-15 個別避難計画様式》

第5 社会福祉施設等の被害状況の把握

市内の社会福祉施設および福祉避難所として指定している施設の被害や負傷者数の状況を把握するとともに、 緊急一時入所等の受入の可否および受入可能人数等を確認する。

第6 ニーズの把握とそれに応じた対応

1 ニーズの把握

継続的に安否を確認するとともに、ニーズ等を的確に把握するため、同居家族、介助 者等の有無、生活の状況、健康状態、必要なサービス等の実態調査を実施する。

実態調査は、在宅の要配慮者に対しては、所在情報等を活用し、一人ひとり聞き取り 調査を行い、避難所においては、避難所の管理責任者と協力し状況把握を行う。

- 2 対象者別援助方針 対象者のニーズに応じたサービスの調整・提供を行う。
- 3 医療機関、福祉避難所等への移送 調査結果等を踏まえ、 医療機関または福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急 入所、緊急ショートステイなどの対策をとる。
- 4 医療・保健・福祉サービスの提供
- (1) 健康面のケアの実施

医療救護班による巡回診療を行うとともに、避難所や在宅の要配慮者に対し、保健師、栄養士等と連携し、適宜巡回による健康相談を実施することにより、要配慮者の心身の健康状態に応じた保健指導や栄養指導を行い、疾病の予防や心身の機能低下の予防に努めるほか、医療が必要な場合や中断されている場合は、速やかにかかりつけの医師等の医療機関を紹介し受診勧奨する。

(2) 保健・福祉サービスの実施

社会福祉協議会、介護保険事業者等と連携した多様な保健・福祉サービス(入浴サービス、デイサービス、訪問看護サービスなど)を提供し、生活を支援する。

(3) こころのケアの実施

福祉事務所等と連携し、避難所および被災地域を巡回し、こころのケアが必要な児童や高齢者等を把握するとともに、精神的不安の解消を図る。特に、PTSDについては、長期化する傾向もあることから、中長期的なこころのケア対策も実施する。

(4) 要配慮者専用の相談窓口の設置

民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、要配慮者専用の相談窓口を開設する。また、巡回相談や専用電話の設置など、多様な相談体制を用意する。

第7 避難所における対応

- 1 自主防災組織や福祉関係者、避難を支援する団体等の協力を得つつ、各避難所における要配慮者の状況の把握を行う。
- 2 介助者の有無や障がいの種類・程度等に配慮したスペースや支援物資等の割り当てを

行うとともに、要配慮者が少しでも過ごしやすい環境をつくるため、バリアフリー化、 暑さ寒さ対策、カーテン等によるプライバシーの確保、障がい者向けのトイレ、介護ボ ランティア等の配置など、避難所の環境整備に努める。

- 3 乳幼児への粉ミルクや離乳食の提供、高齢者等へのやわらかい食事の提供、内部障が い者には病態に応じた食事など、要配慮者の態様に応じた食事を提供するよう努める。 また、避難生活が長期化する場合は、適温食の供給や栄養バランスの考慮等、質の確 保に配慮した食事を検討する。
- 4 要配慮者が必要とする車いす、杖、紙おむつ等の生活用品については、あらかじめ 備蓄しているものに加え、不足する分については、民間企業等との連携により、適切 に提供するよう努める。
- 5 人工透析を必要とする要配慮者や難病患者等である要配慮者については、災害発生後、 要配慮者名簿等から把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、 受け入れ体制の確保や医療体制の確保を図る。
- 6 避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、あらかじめ指定した福祉避難所を開設し収容する。

第8 応急仮設住宅の入居および支援

要配慮者の中で必要と認められる場合は、応急仮設住宅が設置された際の優先的入居に 配慮する。また、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー等を派 遣し、日常生活機能の確保、健康の維持、見守り活動等に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に当たって、段差の解消やスロープ、手すり等を設置など要配慮者に配慮した構造に努めるほか、生活支援を受けながら生活することができ、介護等を利用しやすい構造および設備を有する要配慮者向けの福祉仮設住宅を設置に努める。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 計画的な地域復興の推進

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

■関係機関

各班共通

第1 計画の方針

地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、地域住民の意向等を反映した基本方針を策定する。

第2 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復 旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定する必要がある。

このため本部長は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携を図りながら、収集し整理分析を行う。必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第3 地域住民の意向の把握

本部長は、被災した住民など関係者との話合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

第4 基本方針の策定

復旧・復興の基本方針の策定に当たって県に協力し、関係機関等との緊密な意思疎通を 図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一的かつ整合性のとれた基本方針を策定す る。

第2節 復興計画の策定

■関係機関

各班共通

第1 計画の方針

大規模な地震災害が発生した場合には、政府の復興基本方針および県の復興方針に即して、市独自にまたは県と協力して、復旧・復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するほか、住民の意向を尊重しつつ協働して行うものとする。また、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。ものとする。また、併せて障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2 復興に向けた地域別指針の策定

本部長は、県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

その際、県は統一的かつ整合性のある復旧 ・復興の実現のため策定した基本方針に基づいて関係市町間の総合的な調整を行う。

第3 復興の手順、基本目標の検討

本部長は、優先的に復旧すべき施設等の順序づけや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

第4 復興協議会の設置

本部長は、復興計画およびその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

復興協議会における協議等の手続きを行い復興計画に記載することで、土地利用基本計画の変更等がなされたものとみなすことができるほか、復興整備事業に係る許認可等の緩和等の特例措置を受けることができる。

第5 計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、県・市が中心となり国・県・市・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、本部長は、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための

資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

第6 地域住民への情報提供

地域復興の主体は地域住民であり、本部長は定期的に住民との話合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境の整備に努める。

第2章 被災者や中小企業等への支援

第3節 被災者等への支援

■関係機関

避難所支援班 総務班

第1 国税等の徴収猶予および減免の措置

国、県および市は、必要に応じ、法令および条例の規定により、税についての期限の延 長、徴収猶予およびお減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

第2 生活保護

被災者の生活保護のため県および市は、低所得者に対し概ね次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

第3 災害弔慰金ならびに支援資金等貸付計画

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金および災害障害見舞金等の支給ならびに 低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて 生活の安定化を促進するものとする。

1 弔慰金等の種類

弔慰金等の給貸与には、生活福祉資金貸付事業による福祉資金の貸付ならびに災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金、災害障害見舞金および災害援護資金の給貸与の4種類がある。

2 給貸与の要領

- (1) 知事による弔慰金および見舞金の支給は、その都度関係機関と協議して実施する。
- (2) 生活福祉資金の貸付

低所得者に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費と して貸し付けられる資金で、下記(3)ウの災害援護資金の貸付対象者は、原則とし てこの資金の貸付対象とならない。

ア 取扱機関

市社会福祉協議会および滋賀県社会福祉協議会

- イ 貸付限度額150万円以内
- ウ 貸付条件

- ・据置期間6ヶ月以内、償還期限7年以内
- 年利 1.5%
- (3) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

災害弔慰金、災害障害見舞金および災害援護資金の給貸与は、湖南市災害弔慰金の 支給等に関する条例(平成16年条例第117号)の定めにより実施するものであって、 上記2(2)の生活福祉資金と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対 してのみ適用されるものである。

ア 災害弔慰金

(ア) 対象被害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による被害

- (イ) 支給額
 - ・死亡した者が生計維持者である場合 500万円以内
 - ・死亡した者が生計維持者以外の場合 250万円
- イ 災害障害見舞金
 - (ア)対象被害

上記(3)ア(ア)と同様

- (イ) 支給額
 - ・障がい者となった者が生計維持者である場合 250万円
 - ・障がい者となった者が生計維持者以外の場合 125万円
- ウ 災害援護資金
 - (ア) 対象被害

上記(3)ア(ウ)と同様

(イ)貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150万円以上350万円以内

- (ウ) 貸付条件
 - ・償還期限 10年(据置期間3年を含む。)
 - 年利 3%
 - ・貸付対象者とするについては、所得制限がある。

第4 被災者生活再建支援金の支給計画

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 法律の適用

(1)対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、 対象基準は次のとおりである。

ア 災害救助法が適用される程度の災害

災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市

町村における自然災害

- イ 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害
- ウ 県内における住家全壊の世帯数が100以上ある災害
- エ アまたはイに規定する被害が発生し、県内その他の市町(人口10万人未満に限る)のうち全壊世帯数が5以上である災害
- オ 5以上の世帯の住宅が全壊し、ア〜ウに定める区域に隣接するものに係る自然災害(市の人口が10万人未満)
- カ アもしくはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、 市町 (人口10万人未満に限る) の区域内における住家全壊の世帯数が5以上であ る災害、または市町 (人口5万人未満に限る) の区域内における住家全壊の世帯 数が2以上である災害

(2)被害の認定

被害の認定は、参考資料に掲げる「災害の被害認定基準」に基づき、市は適正かつ 迅速に行うものとする。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の 50%以上70%未満、または損害割合(経済的被害) が40%以上50%未満とする。

(3)公示

県は、市からの被害報告に基づき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府防災担当および被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行う。

2 支給対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している 世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- 3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(ただし、世帯人数が1人の場合は、 各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	(2アに該当)	(2イに該当)	(2ウに該当)	(2エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅 以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、 自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円

4 支給申請

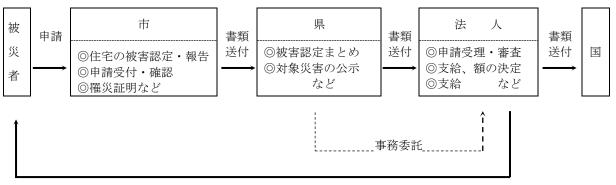
市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

県は市から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の当否を決定する。 県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記の5の被災者生活再建支援法人に委託 する。

5 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定する。各都道府県は、法人に対し、支援業務を運営するための資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

(被災者生活再建支援金の支給手順)



支援金の支給

第5 日本郵政グループの救援対策

災害が発生した場合、その被害状況ならびに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

1 郵便関係

(1) 救助用郵便物の料金免除

当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体または日本赤十字社にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物や救助用・見舞い用の現金を送る現金書留の料金を免除する。

(2) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、罹災世帯当たり通常郵便はがき5枚および郵便書簡1枚の範囲内とする。

(3) 利用の制限および業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限しまた は郵便の業務の一部を停止することがある。

2 電報、電話関係

被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、西日本電信電話株式会社と連絡のうえ、通信のそ通確保等の万全の措置を実施する。

3 為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して払戻し等の便宜業務を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、郵政局からの指示をまたず郵便局長限りで取扱いができる。

4 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込み等の非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、郵便局からの指示をまたず郵便局長限りで取扱いができる。

5 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等からの申請をまって、被災者救援を目的 とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込および通常振替の料金の 免除の取扱いを実施する。

第6 罹災証明の発行

罹災証明は、災害救助法による各種の救助活動や税の減免等の支援策を実施するうえで必要とされる家屋の被害程度について証明するものであり、災害対策基本法第90条の2に基づいて発行するものである

1 損壊家屋等の調査体制の確立

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋 について、家屋の損壊状況(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 に至らない(一部損壊)流出、床上・床下浸水等)および火災による損壊状況を調査 に基づき発行するものである。

市本部および消防署は、損壊家屋の調査等の体制を決定し、必要がある場合は、県および他市町等に対して調査要員の派遣の要請を行う。

なお、災害の発生に備え、専門的知識および経験を有する職員の育成、本市と他の地 方公共団体または民間の団体との連携の確保に努める。

2 調査の実施

総務班は、調査の実施計画を定め、調査を実施する。火災については、消防署において実施する。

3 被災者台帳の作成

市長が被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるとき、総 務班は、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下「被災者台帳」とい う。)を作成する。

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、または関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

(1) 被災者台帳の記録事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、または記録するものとす

る。

- ア氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所または居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の災害
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨および要配慮者に該当する事由
- ク 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- (2) 台帳情報の利用および提供

市長は、次に該当する場合、被災者台帳に記載し、または記録された情報(以下「台帳情報」という。)を、目的外利用または提供できるものとする。

- ア本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。
- イ 市が被災者に対する救護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合、提供を受ける者が。被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 4 罹災証明の発行

総務班は、被災者からの罹災証明の申請を受け、被災者台帳に基づいて罹災証明を発行する。

《参考資料13-9 災害の被害認定基準》

《参考資料13-22 罹災証明交付申請書様式》

《参考資料13-23 罹災証明書様式》

《参考資料13-24 被災者台帳様式》

第4節 住宅の復興

■関係機関

現場対応班【建設】

第1 計画の方針

被災者の生活安定を図るうえで、 最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。 住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、 相談・情報提供等の事業を推進する。

また、住宅再建の支援のため、租税の減免等の措置を講ずる。

第2 住宅復興計画の策定

1 被災住宅の状況把握

県および市は、次の事項に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査、把握する。

(1) 住宅種別ごとの被災状況

被災住宅の状況を持家(戸建・マンション)借家(公営・民間)等の区分に基づき 調査・把握する。

(2)被害程度の分布

上記の区分を前提に(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至 らない(一部損壊)、半壊、床上・床下浸水等)の被害状況を分析する。

2 住宅復興計画の策定

県および市は、1の状況を踏まえ、復興の方針や具体的な手順、スケジュールを盛り 込んだ住宅復興計画を策定する。

3 建築制限の適用

無秩序な被災地の復旧を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるとき、特定行政庁の滋賀県と建築基準法第84条の規定に基づく建築制限について調整する。

第3 公営住宅等の建設・活用

- 1 県および市は、既存公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き家の有効利用に努める。
- 2 県および市は、地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅への特例入居 等の措置を迅速に講ずる。
- 3 県および市は、住宅復興計画に基づき、新たな公営住宅の建設促進に努める。
- 4 これらの措置によっても、なお、公的賃貸住宅が不足すると判断される場合は、民間住宅の買取、借上等により公営住宅の充実を図る。

第4 被災者の住宅再建支援

市は、被災者の住宅再建について、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資(建設・購入・補修)の斡旋を行うとともに、被災者からの住宅再建および住宅ローンの返済に関する相談に対し、県の設置した住宅相談窓口を紹介する。

第5 住宅再建に関する相談・情報提供

現場対応班【建設】は、県、滋賀県住宅供給公社、住宅関係各種団体と連携し、被災者に対する住宅再建に関する相談業務を行う。

第6 租税の減免等の措置

国、県および市町は、必要に応じ、法令および条例の規定により、被災した不動産についての 税の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

第5節 産業の復旧

■関係機関

現場対応班【産業、建設】

第1 計画の方針

被災により事業活動に大きな支障をきたしている農林漁業者、中小企業者等に復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため、速やかな被災状況の把握を図るとともに、各種の融資等や租税の徴収猶予、および減免等の措置、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建支援を行う。

第2 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法および滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要綱により融資等を行う。

また、農業災害補償法に基づく農業共済について、農業共済団体等は、災害補償業務を 行う。

- 1 資金等の種類
- (1)融資制度
 - ア 天災資金
 - イ 政策金融公庫資金
 - (ア)農業基盤整備資金
 - (イ) 林業基盤整備資金
 - ・造林資金(復旧造林・樹苗養成)
 - 林道資金
 - (ウ)農林漁業施設資金
 - 共同利用施設資金
 - 主務大臣指定施設資金
 - (エ) 農林漁業セーフティネット資金
 - ウ 滋賀県水産振興資金
- (2) 農業災害補償法に基づく農業共済制度
- 2 県および市の措置
- (1) 県および市は、関係行政機関と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借り入れ手続きの指導等を行う。
- (2) 農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、また仮払いによる共済金の早期支払いができるよう措置

する。

第3 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)および政府系金融機関(政策金融公庫)の融資ならびに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金ならびに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう市は県と連携し、次の措置を実施し、国に対しても要望する。

1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

- 2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置 被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付 条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。
- 3 中小企業者に対する金融制度の周知 県は、市町、中小企業関係団体を通じ、国、県ならびに政府系金融機関等が行う金融 の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。
- 4 一般金融機関および政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。
- 5 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

第4 租税の減免等の措置

国、県および市町は、必要に応じ、法令および条例の規定により、税についての期限の 延長、徴収猶予および減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

第5 再建に向けた相談・情報提供の実施

- 1 市および農林水産業関係団体は、被災した農林水産業者の事業の再建を進めるため、速やかに相談窓口を設置しその周知に努める。
- 2 県および市、商工団体は、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先の紹介等を行う。

第3章 公共施設等の復旧

第6節 公共施設の災害復旧計画

■関係機関

現場対応班【建設、産業】 避難所支援班 教育施設班

第1 計画の方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

なお、大規模災害により甚大な被害を受けた場合は、道路、河川等の災害復旧事業を市 に代わって実施するよう県に要請を行う。

第2 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- (1) 河川
- (2) 砂防施設
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 上下水道
- (8) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上・下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

第3 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとるものとする。

2 災害復旧事業計画

国または県が費用の全部または一部を負担し、補助するものについては、県または市、 その他の機関においては、早急に被災施設の復旧事業計画を作成し、復旧事業費の決定 を受けるための査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。

3 緊急調査の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担 法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行 われるよう努める。

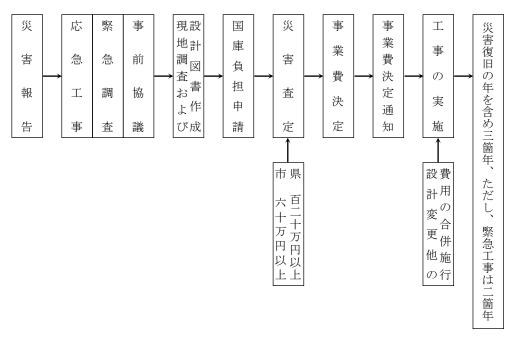
4 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度 災害の防止および速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期 間の短縮に努める。

5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

- 6 公共土木施設災害復旧(河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、橋梁、道路)の取扱手 続きは次のとおりである。
- (1) 公共土木施設災害復旧事業について



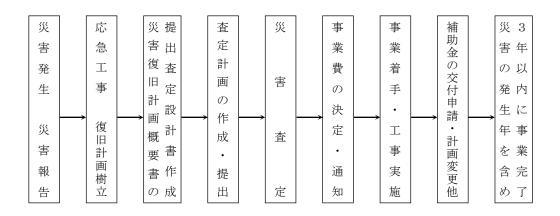
なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、公共 土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、公共 土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害(上記の国庫災害からはずしたものを含む。)で、将来再び出水 等の際に被害の因をなすと認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに 実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

- 7 農林水産業施設災害復旧(農地・農業用施設)の取扱手続きは、次のとおりである。
- (1) 農地·農業用施設災害復旧事業(暫定法)



なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、農林水産業施 設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、施行細則、農地農業 用施設災害復旧事業取扱要綱、同査定要領、その他通達により運営される。

(2) 小災害の措置について

中山間指定地域または平均傾斜度 1/20以上の地域において市、土地改良区が実施する「暫定法」の対象とならない 1箇所工事費40万円未満(13万円以上)の災害復旧事業について、県単独事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

第7節 災害復旧事業に伴う財政援助および助成計画

■関係機関

総務班

第1 計画の方針

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告、資料および実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担し、または補助して行う 災害復旧事業ならびに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて援助される。

第2 法律に基づき一部負担または補助するもの

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という。)
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲 内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第3 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しい激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)第3条、同法施行令第2~3 条)
 - (1)公共土木施設災害復旧事業 公共土木負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと 認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新 設または改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの

(3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設また は補修に関する事業。

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条(地方公共団体が設置するもの)または第41条(社会福祉法人または日本赤十字社が設置するもの)の規定により設置された施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された老人福祉施設の災害復旧事業

(8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第27条第2項または第3項の規定により、県または市町村が設置 した施設の災害復旧事業

(9) 知的障害者施設災害復旧事業

知的障害者福祉法第19条の規定により県または市町村が設置した施設の災害復旧事

(10) 女性保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した女性保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

(12) 感染症予防事業

感染症予防法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に 多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で市またはその機関が施行するもの

イ 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、または市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、 市が行う排除事業

(14) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

- 2 農林水産業に関する特別の助成
- (1)農林水産業の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、この年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2)農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例に基づき、1 箇所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1箇所の工事費用を13万円 に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の2点の特別措置を行う。
 - ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円(ただし、政令で定める資金として貸付られる場合については600万円)とし、償還期間を6年(ただし、政令で定める経営資金については、7年)とする。
 - イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合 会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
- (4) 森林組合等の行うたん水土砂の排除事業に対する補助
- (5) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30~クタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所を対象とする。

- 3 中小企業に関する特別の助成
- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
 - ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害 を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠 として設ける。
 - イ 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80
 - ウ 保証料率を引き下げる。
- (2) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長 激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において小規模企業者

等設備導入資金助成法によって貸付を受けた貸付金について、2年を超えない範囲内で償還期間を延長することができる。

- (3) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除 激甚災害を受けた小規模企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模企 業者等設備導入資金助成法によって貸付を受けた貸付金について、県は貸付金の全部 または一部の償還を免除することがある。
- (4) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (5) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。また閣議 決定により、中小企業金融公庫および国民金融公庫においても低利融資を行う。

- 4 その他の財政援助および助成
- (1)公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第 1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールそ の他文部科学大臣と協議して定める施設で同法第16条の規定によりその災害の復旧に 要する経費の額が1の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。
- (2) 市が施行する感染症予防事業に関する特例
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付資金に関する負担の特例 激甚法第20条に基づき、県に対し、国が母子及び父子並びに寡婦福祉法によって 貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度およびその翌年度に限り、同法第三十 七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によって貸し付けるものとされる金額と、 県が当該災害による被害を受けた者(被災者)に対する貸付金の財源として特別会計 に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。
- (4) 水防資材費の補助の特例 次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。
 - ア 県に対しては、補助する場合は、激甚災害に関し県が水防のため使用した資材の 取得に要した費用が190万円を超える県の区域
 - イ 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用 した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率 は2/3である。
- (5) 水防資材費の補助の特例 当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える 場合、その超過額に対し補助率は2/3となる。
- (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8)公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例